

阿 見 町 議 会 会 議 録

令和 6 年第 4 回定例会

(令和 6 年12月 3 日～12月17日)

阿 見 町 議 会

令和6年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号（12月3日）	5
○出席、欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・諸般の報告	9
・常任委員会所管事務調査報告	10
・議案第78号（上程、説明、質疑、討論、採決）	13
・議案第79号（上程、説明、質疑、委員会付託）	14
・議案第80号から議案第81号（上程、説明、質疑、委員会付託）	15
・議案第82号から議案第87号（上程、説明、質疑、委員会付託）	16
・議案第88号から議案第91号（上程、説明、質疑、委員会付託）	25
・議案第92号（上程、説明、質疑、委員会付託）	29
・議案第93号（上程、説明、質疑、討論、採決）	30
・議案第94号（上程、説明、質疑、討論、採決）	31
・議案第95号から議案第96号（上程、説明、質疑、委員会付託）	33
○散 会	34
◎第2号（12月4日）	35
○出席、欠席議員	35
○出席説明員及び会議書記	35
○議事日程第2号	37
○一般質問通告事項一覧	38
○開 議	39
・一般質問	39
武井 浩	39

佐々木 芳江	5 4
高野 好央	5 9
○散 会	7 7
◎第3号（12月5日）	7 9
○出席、欠席議員	7 9
○出席説明員及び会議書記	7 9
○議事日程第3号	8 1
○一般質問通告事項一覧	8 2
○開 議	8 3
・一般質問	8 3
栗原 宜行	8 3
紙井 和美	1 0 1
細田 正幸	1 1 8
○散 会	1 2 5
◎第4号（12月6日）	1 2 7
○出席、欠席議員	1 2 7
○出席説明員及び会議書記	1 2 7
○議事日程第4号	1 2 9
○一般質問通告事項一覧	1 3 0
○開 議	1 3 1
・一般質問	1 3 1
小川 秀和	1 3 1
海野 隆	1 3 7
武藤 次男	1 5 3
・休会の件	1 6 1
○散 会	1 6 1
◎第5号（12月17日）	1 6 3
○出席、欠席議員	1 6 3
○出席説明員及び会議書記	1 6 3

○議事日程第 5 号	1 6 5
○開 議	1 6 6
・議案第 7 9 号（委員長報告、討論、採決）	1 6 6
・議案第 8 0 号から議案第 8 1 号（委員長報告、討論、採決）	1 6 7
・議案第 8 2 号から議案第 8 7 号（委員長報告、討論、採決）	1 6 9
・議案第 8 8 号から議案第 9 1 号及び議案第 9 5 号から議案第 9 6 号（委員長報告、討論、採決）	1 7 8
・議案第 9 2 号（委員長報告、討論、採決）	1 8 3
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査	1 8 5
・決議案第 2 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	1 8 5
○閉 会	1 9 2

第 4 回 定 例 会

告示第280号

令和6年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年11月20日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和6年12月3日
- 2 場 所 阿見町議会議場

令和 6 年第 4 回阿見町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第 1 日	12 月 3 日	(火)	午前10時	本会議	・ 開会 ・ 議案上程 ・ 提案理由の説明 ・ 質疑 ・ 委員会付託
第 2 日	12 月 4 日	(水)	午前10時	本会議	・ 一般質問（3 名）
第 3 日	12 月 5 日	(木)	午前10時	本会議	・ 一般質問（3 名）
第 4 日	12 月 6 日	(金)	午前10時	本会議	・ 一般質問（3 名）
第 5 日	12 月 7 日	(土)	休 会		・ 議案調査
第 6 日	12 月 8 日	(日)	休 会		・ 議案調査
第 7 日	12 月 9 日	(月)	午前10時	委員会	・ 総 務（議案審査）
			午後 2 時	委員会	・ 民生教育（議案審査）
第 8 日	12 月 10 日	(火)	午前10時	委員会	・ 産業建設（議案審査）
第 9 日	12 月 11 日	(水)	休 会		・ 議案調査
第10日	12 月 12 日	(木)	休 会		・ 議案調査

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第11日	12月13日	(金)	休	会	・ 議案調査
第12日	12月14日	(土)	休	会	・ 議案調査
第13日	12月15日	(日)	休	会	・ 議案調査
第14日	12月16日	(月)	休	会	・ 議案調査
第15日	12月17日	(火)	午前10時	本会議	・ 委員長報告 ・ 討論 ・ 採決 ・ 閉会

第 1 号

[12 月 3 日]

令和6年第4回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和6年12月3日（第1日）

○出席議員

1番	野口雅弘君
2番	笥田聡君
3番	前田一輝君
4番	小川秀和君
5番	紙井和美君
6番	武井浩君
7番	武藤次男君
8番	佐々木芳江君
9番	落合剛君
10番	栗田敏昌君
11番	石引大介君
12番	高野好央君
13番	栗原宜行君
14番	海野隆君
15番	久保谷充君
16番	久保谷実君
17番	吉田憲市君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町			長	千	葉		繁	君	
副		町	長	服	部	隆	全	君	
教		育	長	立	原	秀	一	君	
町	長	公	室	長	井	上		稔	君

総務部長	平岡正裕君
町民生活部長	竹之内英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
人事課長	齋藤明君
管財課長	荒井孝之君
収納課長	明神武史君
防災危機管理課副参事 (危機管理監)	菅谷充君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	村山幸二君
国保年金課長	戸井厚君
都市計画課長	鶴田広秋君
都市整備課長	糸賀隆之君
上下水道課長	堀越多美男君
学校教育課長	山崎貴之君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	加藤佳子

令和6年第4回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和6年12月3日 午前10時15分開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議案第78号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度阿見町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第6 議案第79号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第80号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
議案第81号 阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第82号 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
議案第83号 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第84号 令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第85号 令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第86号 令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第87号 令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第88号 財産の取得について（追認）
議案第89号 財産の取得について（追認）
議案第90号 財産の取得について（追認）
議案第91号 財産の取得について（追認）
- 日程第10 議案第92号 土地の処分について
- 日程第11 議案第93号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について
- 日程第12 議案第94号 阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第95号 財産の取得について（追認）
議案第96号 財産の取得について（追認）

午前10時15分開会

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年第4回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（野口雅弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

18番 細 田 正 幸 君

2番 笥 田 聡 君

を指名します。

会期の決定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、去る11月25日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について、議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷充君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷充君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和6年第4回定例会につきましては、去る11月25日、議会運営委員会を開催いたしました。

出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議いたしました。

会期は本日から12月17日までの15日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、12月4日は午前10時から本会議で一般質問、3名。

3日目、12月5日は午前10時から本会議で一般質問、3名。

4 日目、12月 6 日は午前10時から本会議で一般質問、3 名。

5 日目から 6 日目までは休会で議案調査。

7 日目、12月 9 日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後 2 時から民生教育常任委員会。

8 日目、12月10日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

9 日目から14日目までは休会で議案調査。

15日目、12月17日は最終日となりますが、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（野口雅弘君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月17日までの15日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの15日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第78号から議案第96号まで、以上19件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、令和 7 年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願ひ、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望、新業務報酬基準制定に伴う建築物の設計等業務発注に関する要望及び各種業務報酬算定基準の採用に関する要望、臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情の 4 件です。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から、令和 6 年 8 月分から10月分に関する例月出納検査結果についての報告がありましたので、報告します。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第 1 項の規定により出席を求めた者は、

お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和6年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、11月27日及び11月29日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会では、閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） どうも皆さん、こんにちは。

それでは、命によりまして、総務常任委員会所管事務調査について御報告いたします。

総務常任委員会では、令和6年11月19日に福島県いわき市消防本部を訪問し、今年度の活動計画に沿った東日本大震災の災害対応を経験したことによる消防団と常備消防との連携について、視察研修をしてまいりました。

出席者は、委員6名のほか、執行部より防災危機管理課長及び副参事（危機管理監）が出席し、議会事務局から職員1名が随行いたしました。

いわき市消防団は、昭和41年に14消防団から成るいわき市連合消防団を結成後、昭和47年4月に機構改革を行い、いわき市消防団と改称した経緯の説明がありました。

令和6年4月1日現在の消防団員数は2,926人で、7支団47分団326班からなり、詰所296施設、車両320台を管理しており、令和3年から令和5年にかけて、消防団自らが持続可能な消防団運営に向けて、組織、施設等の活動環境の整備、消防力の充実強化を目的に消防団の在り方について検討を行った結果、定数を3,800人から3,200人に、報酬については、2万7,000円から3万6,500円へ、出動手当については、2時間未満を2,000円に、2時間以上4時間未満を4,000円に、4時間以上を8,000円に引上げを行ったとのことです。その結果、消防団員の出勤回数も増加傾向が見られているそうです。

東日本大震災の被災状況や消防団活動についても当時の写真を基に説明をしてくれました。災害発生直後は通信網がつながりにくく、現場で合流した消防団員と協議しながら活動方針を

決定し、消防団と常備消防が一体となって活動したそうですが、現在の連携体制は、今年度から消防団専用アプリを導入したことにより、団員一人ひとりとリアルタイムに情報共有が図れるようになり、迅速で円滑な活動をサポートする体制が整ったとのことでありました。

アプリの年間経費としては、登録者が1,000人以上で年間約400万円とのことでした。

そのほかに消防団協力事業所が現在78か所あり、災害時に団員活動を優先するなどのサポートや女性消防クラブ、幼年消防クラブによる防火啓発運動なども行っており、企業や地域との連携体制も整っているということで、今後、阿見町でもますます消防団活動や団員の確保については深刻な問題となってくるものと思われ、非常に参考になりました。

今回の視察研修で学んだことを今後の委員会活動に活かしてまいりたいと思います。

最後に、今回の研修を快く受け入れてくださいました、いわき市議会、いわき市消防本部の職員の方々には大変お世話になりました。この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、総務常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会所管事務調査について御報告申し上げます。

産業建設常任委員会では、令和6年10月に栃木県芳賀町と茨城県境町の視察を、11月に富山県黒部市と富山市の視察を行いました。

まず、10月23日に栃木県芳賀町と茨城県境町を訪問し、視察研修をしてまいりました。委員5名と執行部からは産業建設部長が出席し、議会事務局から職員2名が随行いたしました。

芳賀町では、宇都宮・芳賀LRTの視察研修を行いました。

芳賀町は宇都宮市に隣接する西部地区に2つの工業団地が立地し、宇都宮市方面からの通勤者が多かったことから、平成25年度、宇都宮市が進めていたLRT整備に対して、工業団地までの延伸を要望する形で参画し、令和5年度の開業に至ったとのことでした。

LRTについては、当初の見込みを大きく上回る形で利用者が増加しており、宇都宮市では沿線の地価上昇などの影響がありますが、芳賀町でも工業団地が完売するなど良い影響が現れています。工業団地の駅周辺には、他の交通機関からの乗換えを支援するトランジットセンターを整備し、整備後に自家用車からの乗換えが多いことが分かると、速やかに駐車場を増設するなど、LRTを軸としたまちづくりに大きく注力していました。

一方では、町内の他の公共交通機関とLRTの連携に課題もあり、LRTの効果をもっと活かす取組が必要であるとの見解を示されていました。

研修後は、トランジットセンターとなっている駅からLRTに乗車し、乗り心地や実際の利

用状況について視察しました。説明を受けたとおり、揺れや騒音が非常に少なく快適な乗り心地で、途中で高齢者施設の利用者の方がたくさん乗車し、座席がほぼ埋まってしまうなど、様々な方に利用されている状況を確認することができました。

また、境町では自動運転バスの視察を行いました。

境町の自動運転バスは、自治体が公道で定常運転するものとしては初めての導入となります。乗車定員は10名で、そのほかオペレーターが乗車します。当日は猿島コミュニティセンターから道の駅さかいまでの区間を一通り実際に乗車し、その乗り心地や利用状況について視察しました。

乗車したところ、想像していたよりもスピードが速く、また、歩行者や自動車の検知能力もしっかりとしたものとなっていました。一方で、一般のドライバーからすると速度が遅く感じるようで、乗車しているオペレーターが後続車両に追越しを促したり、そのほかにもオペレーターが自動運転プログラムの制御や危険確認などを頻繁に行っていたのが印象的でした。

次に、11月7日に富山県黒部市を、また、翌8日には富山県富山市を訪問し、視察研修をしてまいりました。委員6名と執行部からは産業建設部長が出席し、議会事務局から職員1名が随行しました。

黒部市は、市内に新幹線や富山地方鉄道をはじめとする多くの鉄道が所在しています。また、路線バスについても多くの路線があるほか、デマンドタクシーも運行するなど、多くの公共交通の手段があります。

一方で、人口は減少傾向にあり、公共交通の利用者もコロナ禍前の水準を下回るものが多いなど、様々な課題があるようです。しかし、一般会計の1.1%という多くの費用をかけ、様々な施策を打ち出している印象を受けました。

特に印象深かったのは、市内にあるYKKの従業員向けのバス路線を、従業員が利用しない昼間の時間帯には一般客向けの路線として活用している取組と、運転免許自主返納に対してタクシー利用券と市内バスのフリーパスを配付する取組です。

なお、タクシーの利用券については、デマンドタクシーや鉄道という他の選択肢に比べ、9割近くの方がタクシー利用券を選び、また、その利用率もおおむね9割に及ぶとのこと。デマンドタクシーについて同様の取組を行っている阿見町においても、公共交通の観点から少なからず参考になる事例であると思いました。

続いて、富山市では、まずLRTに乗車し、実際の利用状況などについて視察しました。富山市のLRTは、観光目的などたくさんの利用者がいましたが、通学の利用者も多く、また、市内の中心地を走る路面電車の路線にも乗り入れており、生活の一部として活用されている状況を確認することができました。

乗車後は、市役所で市内の路面電車事業を含めた詳細な資料に基づく詳しい説明をいただきました。

特に印象深かったのは、環状線の整備に当たって上下分離方式を採用し、軌道の整備を市が行うことで、運行事業者の安定的な経営と長期的な運行の確保を図ったこと、また、沿線・市民への波及効果として、沿線の開発や地価上昇、高校の志願者増加につながったほか、公共交通利用者の医療費削減に明らかな影響があったとのことでした。

富山市では、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを様々な形で進めており、中には公共交通沿線への居住推進のため、住宅建設費の補助金を出す区域を明確に分けるなど、かなり思い切った施策を展開しています。

阿見町では、地理的なものなど様々な環境が異なり、そのまま取り入れることの難しいところもあると感じましたが、具体的な数値や分析結果に基づく御説明は、今後の阿見町における都市開発、まちづくりを考えるに当たって、大いに参考になるものと思いました。

最後に、今回の研修を快く受け入れていただきました芳賀町、黒部市、富山市の議会及び執行部の方々には大変お世話になりました。この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、産業建設常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議案第78号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度阿見町一般会計補正予算（第4号））

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第5、議案第78号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、こんにちは。

本日は、令和6年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第78号の令和6年度阿見町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に2,358万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ221億4,922万3,000円とするものであります。

その内容は、衆議院の解散により実施された衆議院議員総選挙に係る経費を計上したもので

あります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第78号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第78号を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第78号を承認することに決しました。

議案第79号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第6、議案第79号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第79号の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、令和7年6月1日から、懲役及び禁錮刑が新たな刑の種類である拘禁刑として統合されることに伴い、関係条例について一括して所要の改正を行うための整理条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第79号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第80号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第81号 阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第7、議案第80号及び議案第81号の2件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第80号及び議案第81号の条例の一部改正について提案理由を申し上げ

げます。

議案第80号の阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、児童手当法施行令の一部を改正する政令、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、医療福祉制度における所得制限額を調整する必要があることから、町条例について所要の改正を行うものであります。

議案第81号の阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、本条例において引用している条に条ずれが生じることから、引用条文の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案2件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第80号及び議案第81号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第82号 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第5号）

議案第83号 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第84号 令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 85 号 令和 6 年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 86 号 令和 6 年度阿見町水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 87 号 令和 6 年度阿見町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第 8、議案第 82 号から議案第 87 号までの 6 件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第 82 号から議案第 87 号までの令和 6 年度一般会計ほか 5 件の補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第 82 号、一般会計補正予算は、既定の予算額に 4,232 万 9,000 円を追加し、221 億 9,155 万 2,000 円とするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第 15 款使用料及び手数料で、入館者数の増による予科練平和記念館観覧料の増額。

第 16 款国庫支出金で、令和 5 年度事業の精算に伴う施設型給付費負担金（過年度）を新規計上。

第 20 款繰入金で、財源調整のため、財政調整基金を増額。

第 21 款町債で、防火水槽設置の財源となる消防施設整備事業債を増額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第 2 款総務費の文書広報費で、町民報告会の開催のため、二所ノ関部屋イベント派遣業務委託料を増額。地域安全対策費で、自転車用ヘルメット着用推進のため、自転車用ヘルメット購入補助金を新規計上。

第 3 款民生費の保育所費で、令和 5 年度事業の精算に伴い、国庫支出金等返還金を新規計上。

第 7 款土木費の開発費で、令和 8 年度の組合設立に向け、荒川本郷地区中心エリアの測量・設計委託料の増額。

第 8 款消防費の消防施設費で、追原地区の防火水槽設置工事費を増額するものであります。

議案第 83 号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額から 198 万 6,000 円を減額し、50 億 152 万 8,000 円とするものであります。

その主な内容は、人件費の減によるものであります。

議案第 84 号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額に 952 万 1,000 円を追加し、40 億 814 万 7,000 円とするものであります。

その主な内容は、保険給付費で、サービス利用の増加により高額介護サービス費等を増額するものであります。

議案第85号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に134万6,000円を追加し、12億2,198万3,000円とするものであります。

その主な内容は、後期高齢者広域連合納付金で、保険基盤安定納付金を増額するものであります。

議案第86号、阿見町水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について、3万4,000円を増額するものであります。

その内容は、職員給与関係経費を増額するものであります。

議案第87号、阿見町下水道事業会計補正予算は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について214万7,000円を減額、第4条に定めた資本的収支について4,000円を減額するものであります。

その内容は、職員給与関係経費の減額及びそれに伴う他会計補助金を減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） よろしくをお願いします。

議案第82号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第5号）の14ページなんですが、第12目地域安全対策費、こちらの事業コードの1111、交通安全対策事業、自転車用ヘルメット購入補助金の件なんですが、11月26日の全員協議会の中で石引議員が、高校生の補助は検討されているのかという質疑があったんですが、その中の答弁の中で、検討はされていないという答弁があったんですが、改めて再確認のためにお伺いしたいんですが、高校生の支援はされていないのかどうか伺います。

○議長（野口雅弘君） 町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

先日の全員協議会で説明不足の部分がありましたので、改めて補足させていただきます。

この制度については、高校生の支援も検討しております。町民のヘルメットの早期実現を目指して制定するものでありますので、補助対象の検討を進めていく中で、高校生だけではなくて、幼児から高齢者まで対象の検討をしまして、年齢制限なく決めております。自転車に乗る人全てを対象という事業にしております。

また、県内の補助金の交付状況、13自治体の状況ですけれども、年齢の制限とか、補助率2分の1とか、上限2,000円という設定がある中、当町の補助制度では、高校生も補助率3分の2、上限5,000円となっており、県内でも手厚い状況になっております。

こういった状況から、阿見町では交通安全に力を入れているというような補助制度を推進し、皆様の御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ほかに。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） それでは、まず、その14ページの同じヘルメット購入補助金の件について、改めて質疑をしたいと思います。

私も他の市町村と比較して、今回町が制度を導入した補助金については充実しているなというふうに思いました。しかし、補助支給の条件が幾つかあって、その条件の中に、町税を滞納していないということがあると思うんです。これ、なぜ条件をつけたのか教えてください。

○議長（野口雅弘君） 町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

滞納があっても町の補助を受けられることになってしまうと、真面目にきちんと納税している方、こういった町民の納得が得られず、納税意識の低下につながるという懸念もございます。町民の税金等を財源とする補助金制度でございますので、この要件は必要と考えて制定させていただきました。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 先日、幼稚園の近くを通ったら、お母さんが前の座席に子供、幼稚園児ですね、を連れて通園するというかな、来ておりましたけれども、ヘルメットをやってましたね。必ずつけるんだって話をしましたけれども。つまり言いたいのは、子供がヘルメットをつけるときに親が滞納してるから補助金を受けられないと、今こういう制度の仕組みになっているんですよ。親と子供関係ないんですよ。だから、子供の命を守るということは、ある意味……、もちろん子供の命を守るためじゃなくてですね、このヘルメット、今努力義務になっているものを広く普及させて、町民の命を守るということになると、そういう制度だと思うんです。

けれども、やっぱり命に差別、選別、これはしてはならないと私は思うんですね。特に子供が必要なような場合に、親が滞納してたら補助金もらえないんですよ。それは、今確かに課長が言ったように、やっぱり税金納める、これ、もちろん基本なので大事だけれども、この条件を考慮するというかな、再考するというかな、一旦これで進むんだらうけれども、これを再考するつもりはありませんか。

○議長（野口雅弘君） 町民生活部長竹之内英一君。

〔「金より命のほうが大切だもんな」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 私語は慎んでください。

○町民生活部長（竹之内英一君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

今回の補助金を制定するに当たって、県内の実施状況、全国の実施状況等を調べております。県内の状況ですけれども、13市町村で全ての未成年者を含んでおりますが、全国の市町村においても納税制度があるところはございませんでした。

また、今回の補助金で滞納なしという制度は、健康維持もしくは全体を対象にしている補助が多かったことから、滞納の制限なしの施行で今回は考えているところでございます。しかしながら、議員御指摘の子供の命に関する滞納制限のことについては理解できるところがございしますので、今後の課題として、財政、税務、収納等の部局とも協議を進めていきたいと思っております。

何分今回については、補助金等適正化委員会にも諮っておりまして、その指摘もないので、このまま進めさせていただきたいと思っております。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 大体、町がLEDとか、いろんなことも含めて補助金を支給する場合の要件として、町税の滞納がないことと、こういう条件をつけているのは分かります。しかし、今回の件については、親が滞納してても子供は全然責任ないし、特に子供の命を守るという点からすると、やっぱり滞納要件を外すと。こういう方向でぜひやってほしいと思います。これは、スタートはそうかもしれないけれども早急に見直しして、滞納要件を外すというようにしていただきたい。百歩譲って、ヘルメットを使うのは誰かということも含めて聴取してもらって、それでもって、子供が使うような場合には滞納要件を外すと、こういうきめ細かな政策をやっていただきたいということをお願いしたいと思います。先ほど部長の答弁では今後検討していくということですので、それ以上言いませんけれども、ぜひそういう方向でやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

もう一回確認しますけれども、検討していただけますか。

○議長（野口雅弘君） 町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） 今回の案件はこのまま進めさせていただきたいんですけども、今後そういったものを課題として、庁内部で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ほかに。

6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 議案第82号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第5号）について、ちょっと質問したいんですが、5ページに第2表債務負担行為の補正がございます。この一番下のところに、重金属安定化キレート剤とか消石灰購入ということで計上されているんですが、恐らくこれ霞クリーンセンターで使用する薬剤のことかなと思うんですが、具体的な内容と、あと今までこの案件が債務負担行為に上がったケースはなかったように感じるんですが、どうして債務負担行為に計上されたのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） 廃棄物対策課長村山幸二君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（村山幸二君） お答えいたします。

今回キレート剤及び消石灰の購入について、債務負担行為のほう提案させていただいたんですが、キレート剤につきましては、焼却の際に発生する飛灰の重金属の溶出を防止する薬剤です。消石灰につきましては、やはり焼却時に発生する排ガス中の有害物質の除去を目的として購入するものでございます。

キレート剤、消石灰いずれも継続的に必要なものでもございまして、これまでは、年度が替わった4月に急いで起工、起案をしまして、その後、入札、契約、納品というような流れで、納品については5月中旬ぐらいになってしまうというようなものでございまして、非常にタイトなものでございました。

今回、継続的に使用する薬剤ということなので、債務負担行為で上げさせていただきまして、今年度内の入札を行って、来年度の4月に納品というような予定で進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） ほかに。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 同じ一般会計補正予算の13ページ、文書広報費の二所ノ関部屋連携推進事業ということで110万円、100万円ということですよ、消費税が入って110万円ということですけども、先ほど提案説明では、町民報告会をやるんだと、そのために100万円、110万円をかけて、このイベントをやるという説明だったんですけども、この内容を少し教えてくださいませんか。

○議長（野口雅弘君） 町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

今回予定しています報告会ですが、報告会の内容でまずよろしいでしょうか。

○14番（海野隆君） 内容を教えてください。

○町長公室長（井上稔君） 報告会につきましては、まずトークショー、あと質問コーナー、大の里関・白熊関手形サイン・町特産品等を景品とした抽せん会、稽古風景・部屋の紹介の動画放映を予定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 一般的には二所ノ関部屋の紹介及びその所属する力士が出演、出演というかな、来て、いろんな話をするということというふうに理解しましたけれども、これは年何回ぐらいやる予定なんですか。100万円って、結構な金額ですよ、はっきり言うとね。100万円で報告会やるのかと、こんな話になると思うんですけども、この100万円という内訳と、年何回ぐらい今後実施するのかお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） 町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えさせていただきます。

今回の110万円、こちらにつきましては、令和7年2月に開催する報告会の費用として計上させていただいております。内訳としましては、親方をはじめ大の里関、また白熊関その他力士で、今現在調整をしているところでございます。

以上でございます。

すいません、年1回、2月の1回の分でございます。

以上でございます。

○14番（海野隆君） ちょっと違う。質問と答弁が違う……。

○議長（野口雅弘君） 町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） 大変申し訳ありません。

110万円の内訳につきましては、関取の出演料ということで、今ちょっと出席できる人数については調整中でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） ちょっとこれ、回数にカウントしないでほしいんですけど、その内容と、それから……、もちろんこれ1回の分だって分かってますよ。今後、こういったイベントをやっていく予定はあるのかということを聞いたんです。

○議長（野口雅弘君） 町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） この報告会につきましては、毎年2月を目安に年1回開催しているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 毎年やると、毎年100万円かけて、そういったイベントですよ、一種のね、これをやるということなんですけれども、私は——これ、抽せんで町民を参加するということになってますよね。そうすると、300人定員で、300人しか来ないのか、600人来るのか、1,000人来るのか分からないけれども、抽せんに当たった人と抽せん外れた人、出てくると思うんですよ。そうすると、私からすると、100万円かけた大きなイベント、これに無料で参加させるわけですよ。外れちゃった人はもちろん参加できないと。これ、何となく町民の公平原則からすると、これでいいのかなと。例えば1,000円、入場料というのかな、参加費用を取るとか、そういう形も考えられるのかなというふうに思うんですけど。まず、これ1回目は無料で、抽せんでやると。外れちゃった人はごめんねと。町として100万円使ってイベントやるんだけど、残念ながら当たった人だけ無料で招待しますと。外れちゃった人はごめんねと。あなたの税金も入ってるかもしれないよと。こんな話だと思うんですよ。

本当は私は、このイベントというのかな、報告会というのは、町として基金を積み立ててるでしょう、二所ノ関部屋の連携事業として。これで支出すべきなんですよ。本予算からこういう形で支出すべきではないと私は思うわけ。何のために連携事業の基金を積んでるんですか。何でこれ基金から支出しなかったのか教えてください。

○議長（野口雅弘君） 町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

今回、二所ノ関部屋連携基金の活用につきましては、うちのほうで今考えているのが、こないだ全員協議会でお話ししました報奨金について充当するというところで考えているところでございます。

今回こちらを充当しなかったということにつきましては、基金につきましては、金額がどれぐらい集まるか、そういうのがまだ未定でございます。分からない状態でありますので、今回は基金の活用につきましては報奨金ということで設定しております。

今回の300人無料招待ということにつきましては、抽せんということにつきましては、毎年やるということで、抽せんのやり方等も考えながら今後進めていければいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（海野隆君） もう一回やっていいんだったら、もう一回質問したいです。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 基金は大体500万円ぐらい集まっているというふうに聞いているんですよね。違ったら指摘してください。500万円という金額が基金として、寄附金としてあるんだから、なぜこの基金を使って、こうした……。ふさわしいじゃないですか、この基金を使用するのに、町民と二所ノ関部屋のいろんな場面をつくるというのに。報奨金制度は、その力士にやるということなので、町民との連携という形では、「いや、どうなのかな」って正直思っちゃいますよ。

だから、なぜこの報奨金制度を使って、二所ノ関部屋との連携事業をやらないのか。この理由が全然分からない、今の説明では。もう一回説明してください。これで終わりにします。

○議長（野口雅弘君） 町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

今お話ししました報奨金、こちらにつきましては、力士のほうに出すというのではなくて、二所ノ関部屋のほうに出すという報奨金でございます。

以上でございます。

○14番（海野隆君） ちょっと待って。いい。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） いや、何か全然勘違いしてた。つまり横綱になったら200万円だっけ、それから大関になったら100万円、優勝したら50万円。これは力士にあげるんじゃないくて、二所ノ関部屋にあげると、こういう理解なの。まずそれ答弁してください。

それから、さっきの答弁漏れね。なぜ、この二所ノ関部屋連携事業にふさわしいと思われるこのイベント、この報告会ですね、これをここから使わなかったのか。ここから使わないで、本予算というかな、予算から使ってるのか。そのことについての説明がさっきなかったんですよ。この2つについて答弁いただいて終わりにします。

○議長（野口雅弘君） 町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

報奨金につきましては、所属する力士の育成支援を図るためということで、二所ノ関部屋のほうに対して交付するというふうに定めたものでございます。

あと、連携基金、そちらのほうの活用につきましては、この二所ノ関部屋の報告会のほかに、イベントとしましては、桜まつり、まい・あみ・まつり、スポーツフェスタ、そちら等いろいろなイベントで連携を図っているところでございます。そういうもの全部を考えまして、今回は基金を充当するのは、今回の報奨金ということで決めたものでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第82号から議案第87号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第88号	財産の取得について（追認）
--------	---------------

議案第89号	財産の取得について（追認）
--------	---------------

議案第90号	財産の取得について（追認）
--------	---------------

議案第91号	財産の取得について（追認）
--------	---------------

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第9、議案第88号から議案第91号までの4件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第88号から議案第91号までの財産の取得について（追認）の4議案について提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び阿見町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく議会の議決を経ずに行われた財産の取得について、その追認を求めるため提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案４件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そうすると、議会の議決を経なかったことにより、今地方自治法違反、法令違反となりますが、これ、特別職を含めてですね、関係職員の処分というのは考えるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） 町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えいたします。

今回の事案に対します職員の処分について、私のほうから回答させていただきます。

こちらにつきましては、職員が法令に違反した場合、また、職務上の義務に違反した場合の懲戒処分の事案及び処分量定につきましては、阿見町職員懲戒処分等の基準に基づき懲戒等の処分を決定しているところでございます。

今回の事案につきましては、この基準に規定されてます懲戒処分標準例に照らし合わせた結果、職員の故意ではないこと、また、隠蔽等また改ざんがあったわけではないということも鑑みまして、懲戒処分の基準には至らないと判断し、処分を行わないことといたしました。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 先ほど全員協議会にて、再発防止策というのが説明されました。これ、事務ミス発生時の速やかな報告、対応を示して、事務処理ミス発生後のフロー図というのが、事務処理適正化委員会より８月に部課長に示されているかと思うんですね。そうすると、今回の件は９月中旬に発覚しています。フロー図が示された直後に発覚してるんですが、これに基づいた対応というのはなされてるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） 教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

ただいま事務処理適正化委員会のほうで示されたフロー図との関連ということで質問されましたけれども、今回は教育委員会の中での消耗品の購入に対して、財産の取得に対してということでの事務処理のミスということがあったということでございまして、今後の再発の防止対策としましては、消耗品と備品との予算項目の使い分けというようなことで、きちんとしたチェック体制を整えていくということで、先ほど全員協議会で御説明したような再発防止対策ということを教育委員会としては考えてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そうすると、事務処理適正化委員会が出したフロー図と教育委員会というのは関係ないということでしょうか。今の説明だと何かそういう感じに聞こえるんですけど。

○議長（野口雅弘君） 教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） 説明が誤解を招いてしまいして、申し訳ございません。

教育委員会も当然庁内の部局でございますので、町長部局との連携も取りながら、きちんと庁内の適正化委員会の中での教育委員会の部局として、きちんとした再発防止策を取っていくということでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 質問したのは、それに基づいた対応はなされたんでしょうかということで、再発防止策というのものもあるんですけど、この事案が発覚したときに、それに沿った対応はされてたんでしょうかということをお聞きしました。

○議長（野口雅弘君） 教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

再発防止対策につきましては、フロー図等が示された後ではございましたけども、教育委員会の中でフロー図も認識はしながらではありましたけれども、再発防止対策についての対応というものを教育委員会の内部で検討したということでございました。申し訳ございません。

〔「違う、違う。話が違う」「違う」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） ちょっと答えが質問とちょっとかみ合っていないんですけど。じゃあ、ちょっと質問変えます。

このフロー図の中では、こういう事案が発生した場合、休日夜間問わず、すぐ町長等に報告というふうになっております。この阿見町職員服務規程第15条の2に、事故報告書を人事課長へ提出というふうになっております。この服務規程に基づいて報告を、町長、人事課長等にされたんでしょうか。報告をしたのはですね、また、いつ報告されたんでしょう。これ発覚して、いつ報告されたのか伺います。

○議長（野口雅弘君） 教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

事案が発生した後、担当の課長から私のほうに報告がありまして、担当課長から人事課長に

事故処理報告ということはされております。

○議長（野口雅弘君） いつというのを言わないと。

〔「いつしたの」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） いつというのを言わないと、質問に答えてないんで。

教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） 人事課長のほうに報告はしてございますけれども、正確な時期については、今ちょっと日付的なものは調べさせていただきます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） その、今、現状、多分職員のほうから課長、部長のほうに、事案が発覚したときに、すぐに職員のほうからは報告があったかと思うんです。そうすると、そこからまたさらに、例えば人事課だとか、人事課長だとか町長のほうに報告するというのは、課長、部長のほうで行ってるかと思うんですよね。いつ報告したのか、ちょっと調べないと分からないというのは、どういうことなんでしょう。報告は、この事案発覚後すぐに報告しなかったということ、そういう認識でしょうか。

○議長（野口雅弘君） ちょっと調べさせますので、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時30分といたします。

午前11時19分休憩

午前11時30分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） 今回の教師用教科書及び指導書の購入についての報告でございます。

業務報告といたしまして、文書をもって令和6年の10月25日に報告をしてございます。

それについての説明ということで、対面での説明、町長、副町長に令和6年10月29日火曜日16時30分より行っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） これ、そうすると、10月25日に報告、10月29日に町長、副町長に対面で報告ということを今おっしゃられたんですが、これ、先ほども言いましたフロー図では、休日夜間を問わず速やかになっております。9月中旬ですよ、発覚したのが、説明だと。この1か月のタイムラグ、この間は何があったんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） 教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

ネットニュース等でかなり全国的な報道がございまして、その間の調査ということ、事実関係の調査ということ、あとは追認の議案に値するかどうかというようなこと、町の顧問弁護士への相談等を実際しておりました。

以上です。

○12番（高野好央君） じゃあ、最後に。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） ちょっと私だけ質問、私ばかり質問してもあれなので。今まで事務ミスで度々防止策というのを説明されてるんですが、事務ミス防止を図る、こういったフロー図、事務処理適正化委員会のほうからこの8月にフロー図が示されてるにもかかわらず、今ちょっと説明を聞いてると、ちょっとフローに沿った処理がなされてないんじゃないかなと思います。

職員個人の問題だけではなくて、役場内部の統制というのがちょっと機能してないんじゃないかなと思います。もう一度ちょっとその辺を見直したほうがよろしいかと思いますので、そういったのをもう一度よく見直して、これからミスがないように努めていただければと思います。

○議長（野口雅弘君） ほかに御質問は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第88号から議案第91号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第92号 土地の処分について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第10、議案第92号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第92号の土地の処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、荒川本郷地区の町有地を売払いするものでありますが、地方自治法第96条第1項第8号及び阿見町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

仮契約日は令和6年11月19日であります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第92号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第93号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第11、議案第93号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第93号の茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、令和6年度から個人住民税均等割の賦課徴収と併せて、1人年額1,000円の森林環境税を市町村が賦課徴収することとなったため、茨城租税債権管理機構規約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、関係市町村の議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第93号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第93号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。

よって、第93号については、原案どおり可決することに決しました。

議案第94号 阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第12、議案第94号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第94号の阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員会教育長である立原秀一氏が本年12月22日をもって任期満了に当たり、新たな教育長として阿見町実穀在住の宮崎智彦氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、人格、識見ともに優れ、また、地域住民からの信頼も厚く、教育長として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第94号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

議案第 9 5 号 財産の取得について（追認）

議案第 9 6 号 財産の取得について（追認）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第13、議案第95号及び議案第96号の2件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第95号及び議案第96号の財産の取得について（追認）の2議案について、提案理由を申し上げます。

本案は、議案第88号から議案第91号までの議案と同様の理由により、地方自治法第96条第1項第8号及び阿見町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく議会の議決を経ずに行われた財産の取得について、その追認を求めるため提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案2件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第95号及び議案第96号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月17日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時42分散会

第 2 号

〔 12 月 4 日 〕

令和6年第4回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月4日（第2日）

○出席議員

1番	野口雅弘君
2番	笥田聡君
3番	前田一輝君
4番	小川秀和君
5番	紙井和美君
6番	武井浩君
7番	武藤次男君
8番	佐々木芳江君
9番	落合剛君
10番	栗田敏昌君
11番	石引大介君
12番	高野好央君
13番	栗原宜行君
14番	海野隆君
15番	久保谷充君
16番	久保谷実君
17番	吉田憲市君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町			長	千	葉		繁	君	
副		町	長	服	部	隆	全	君	
教		育	長	立	原	秀	一	君	
町	長	公	室	長	井	上		稔	君

総務部長	平岡正裕君
町民生活部長	竹之内英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
生活環境課長	村上馨君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	村山幸二君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	栗原雄一君
国保年金課長	戸井厚君
都市計画課長	鶴田広秋君
生涯学習課長	野口和之君
指導室長兼 教育相談センター所長	岡野友浩君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	加藤佳子

令和6年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和6年12月4日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和6年第4回定例会

一般質問1日目（令和6年12月4日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 武井 浩	1. 安心できる高齢者福祉政策について 2. ごみ処理施設の今後について 3. 特別支援員の充実について	町 長 町 長 教 育 長
2. 佐々木芳江	1. 従来の健康保険証からマイナ保険証への移行について	町 長
3. 高野 好央	1. 開発に伴う効果をどう考えるか	町長・教育長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、6番武井浩君の一般質問を行います。

6番武井浩君の質問を許します。登壇願います。

〔6番武井浩君登壇〕

○6番（武井浩君） 皆さん、おはようございます。今回も一生懸命質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。今日はちょっと私、のどの調子が悪くて、聞こえづらい点がありましたら、あらかじめお詫び申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、安心できる高齢者福祉政策についてであります。

かつては人生50年という言葉もございましたが、厚生労働省の簡易生命表によりますと、2023年の日本人の平均寿命は、男性が81.09歳、女性が87.14歳であり、また、世界保健機関が

発表した世界保健統計によりますと、男性はスイスの81.8歳に次いで長寿世界第2位、女性は世界第1位であります。

日本の総人口が減少する中、総務省統計局の本年9月15日現在の人口推計によりますと、65歳以上の高齢者人口は3,625万人で過去最多となり、総人口に占める割合も29.3%と、これも過去最高となっております。日本はまさに世界的な長寿大国であると言えます。

しかしながら、高齢化に伴って様々な課題もございます。老後2,000万円問題、物価高、医療費負担、認知症、孤独死、老老介護、このような状況の中、長生きして本当によかった、阿見町に住んでよかったという町民の笑顔を増やすため、今回、認知症基本法、公共交通、防災対策の3点について、高齢者福祉政策という観点から、町執行部と課題認識を共有したいという思いで質問をさせていただきます。

まず1点目、共生社会の実現を推進するための認知症基本法についてであります。

この法律は本年1月に施行され、認知症の方が人間としての尊厳と生きる希望を持って暮らせるようにするためのものであると承知しております。この法律により、町ではどのような施策に取り組んでいかれるのでしょうか。また、阿見町長寿福祉計画・介護保険事業計画との整合性はどのように図っていくのでしょうか。

2点目、高齢者の移動手段の確保対策についてであります。

①現在のデマンドタクシーは、土日が利用できないなどの課題がございます。土日どちらかだけでも運行することができたら、利用される方々に大変喜ばれるものと思います。また、町内には幾つかの路線バスもございますが、町民からはコミュニティバスを求める声を大変多く聞きます。今後さらに高齢化が進行した場合、高齢者の移動手段の確保はますます重要になると思います。町では将来の公共交通をどのように考えているのでしょうか。

②高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第5条には、地方公共団体の責務として、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。町では具体的にどここの部署でどのような施策を進めていくのでしょうか。また、今後取り組むべき課題は何だと思っていますか。

3点目、特殊詐欺・強盗などの犯罪予防についてであります。

①阿見町における特殊詐欺等の認知件数について把握されているのでしょうか。老後の大切な資金を守るため、啓発活動をさらに進めてはいかがでしょうか。

②闇バイトなどによる広域的な強盗が多発しております。既に関東地方で強盗殺人事件も複数発生しており、一人暮らし高齢者の方々を中心に町民の不安も高まっております。町として防犯対策を強化すべきではないでしょうか。

以上、千葉町長の前向きな答弁を期待いたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

武井議員の、安心できる高齢者福祉政策についての質問にお答えいたします。

1点目の、共生社会の実現を推進するための認知症基本法についてであります。

当町では、長寿福祉計画・第9期介護保険事業計画の中に認知症施策を位置づけ、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向け、施策の推進を図っております。

具体的には、認知症について正しく理解し、できる範囲で手助けを行う認知症サポーターの養成や、町民向け認知症講演会の実施、認知症の進行状況に合わせた対応や相談先を記載した認知症あんしんガイドの配布など、認知症に関する知識の普及を進めております。また、認知症の人とその家族が、地域の人々や専門職などの支援者と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として、認知症カフェを町内3か所で実施しております。

令和6年度の新たな取組といたしましては、認知症の人やその家族が必要とする支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援者をつなげる仕組みであるチームオレンジの構築に向けて、認知症サポーターを対象にステップアップ講座を実施しております。

このような取組により、認知症基本法の理念を踏まえながら、町民が認知症について正しい知識を持ち、認知症の人が尊厳を持って暮らしていける地域づくりを推進してまいります。

2点目の、高齢者の移動手段の確保対策についてであります。

まず初めにコミュニティバスについてですが、過去に当町が行った実証運行や福祉循環バスの運行のほか、東京医科大学が運行している循環バスの運行実績を見てみますと、利用者がとても少なく、持続的に運行を続けていくことはとても難しいものと考えております。

一方で、デマンドタクシーにつきましては一定の需要があり、要望も多いことから、令和7年度に土曜日の実証運行を実施するよう検討を始めたところでございます。

また、将来の公共交通についての考えであります。地域の特性に応じた持続可能な公共交通の実現を図ることがとても重要であり、デマンドタクシーの充実や路線バスあみプレミアム・アウトレット線の利便性の向上、さらには交通弱者への移動支援の充実を図れるよう、阿見町地域公共交通活性化協議会の場でしっかりと検討してまいります。

次に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第5条に関わる町の担当部署についてですが、本法律の対象は、道路、公園、建物など多岐にわたるため、道路課での道路整備や都市整備課での公園整備など、それぞれに異なった担当部署が国のガイドライン等に従い整備を進めております。

今後の課題といたしましては、ハード面の整備に加え、全ての人々が高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、理解を深め、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーが重要と考えております。

3点目の、特殊詐欺・強盗などの犯罪予防についてであります。

1つ目の特殊詐欺等の認知件数につきましては、県内及び町内におけるニセ電話詐欺に関する令和3年から令和5年までの認知件数を申し上げます。令和3年は、県内が259件、町内が4件、令和4年は、県内が254件、町内が7件、令和5年は、県内が242件、町内が2件となっております。

次に、老後の大切な資金を守るための啓発活動及び2つ目の闇バイト・強盗などへの町の防犯対策の強化につきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

当町の犯罪予防につきましては、警察など関係機関との連携協力に基づく活動によって進められております。県警では、ニセ電話詐欺を未然に防ぐため、交番職員が中心となり、令和5年6月から1年間で県内の全高齢者世帯を訪問する高齢者総合安全対策を実施したほか、令和6年6月からは、3年間で県内の全世帯を訪問する活動へと事業を拡大し実施しております。

また、警察からの情報発信といたしましては、ニセ電話詐欺の予兆電話等を把握した場合、県民にすぐに知らせることができる「いばらきポリス」という防犯アプリが県民に提供されておりますが、当町におきましても、牛久警察署からの情報提供を受け、あみメール等の発信により注意喚起を行っております。

当町の取組といたしましては、事件・事故の抑止力として有効な街頭防犯カメラや、夜間における歩行者の安全確保のための防犯灯の設置、高齢者や児童向けの防犯教室の開催等のほか、広報紙、あみメール、ホームページ等による情報発信により、町民への啓発活動に努めております。

また、阿見町防犯連絡員協議会の活動といたしましては、町民への啓発活動を行う街頭キャンペーン、小中学校の下校時間に合わせた青色防犯パトロール車による巡回、戸別訪問により施錠の呼びかけ等を行う徒歩パトロール、小中学生から作品を募る阿見町防犯ポスター・防犯標語展の開催、防犯カレンダーの店舗等への配布などを行っております。

地域の活動といたしましては、当町には地域防犯活動組織として40の団体が登録されており、町では防犯のぼり旗、腕章、ベスト等を貸与する物的支援や青色防犯パトロール車の貸出し等により地域の活動支援を行っております。

今後ともこうした関係機関等との連携協力により、啓発活動と防犯対策の強化を推し進め、犯罪から高齢者をはじめ町民の生命・財産を守り、安心できるまちづくりに尽力してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6 番武井浩君。

○6 番（武井浩君） いずれも前向きな御答弁をいただきました。感謝いたします。

ただいまの御答弁で認知症カフェについての御答弁がございました。町内3か所ということですが、場所と実施状況についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

認知症カフェにつきましては、ボランティア団体のオレンジの会に委託し、オレンジカフェの名称で、福祉センターまほろば、それから本郷ふれあいセンター、吉原交流センターを会場に、各会場毎月1回開催しております。年間だとトータル36回の開催ということになります。

なお、吉原交流センターでの実施は、本来の実施場所である中央公民館が現在改修工事のため代替場所として実施しているもので、工事が終わりましたら中央公民館に戻る予定であります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6 番武井浩君。

○6 番（武井浩君） ありがとうございます。

先ほどの町長答弁で、認知症基本法の理念を踏まえながら地域づくりを推進していくというものがございました。例えば成年後見制度ですね、市町村長審判申立という制度もございますが、その場合、成年後見制度という、ある面、権利の制限と、この認知症基本法の理念、どのように調整を図っていくのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

成年後見制度とは、認知症や知的障害、それから精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々の権利を守るため、家庭裁判所が本人を支援し保護する者を選ぶことで、本人を法律的に支援、保護する制度であります。成年後見制度の申立てに関する支援を行う際には、本人への説明を十分に行い、本人の意思を尊重しながら調整をまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6 番武井浩君。

○6 番（武井浩君） ありがとうございます。

次に、デマンドタクシーについてお伺いしたいんですが、先ほど町長答弁で、令和7年度に土曜日の実証運行をする検討を始めたという御答弁をいただきました。大変心強い答弁であると思います。

実施に向けたスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

現在国に申請しておりますデマンドタクシーの運行スケジュールは月曜日から金曜日までとなっているため、土曜日運行するためには関東運輸局への届出と阿見町地域公共交通活性化協議会の承認が必要でございます。また、運行事業者や予約オペレーターとの協議と委託契約の変更も必要になってきます。さらには、実証運行をより多くの利用者に知っていただくために、事前に十分な周知期間も必要と考えております。

これらのためには数か月を要すると見込んでおりますので、実証運行の開始は早くても6月頃と考えております。なお、実証運行の期間は3か月を想定しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） ありがとうございます。

11月27日の茨城新聞によりますと、潮来市が12月からコミュニティバスの実証運行をするという報道がありました。また、同じ日の1面には、日立市のバス高速輸送システムに対して国土交通省が、運転手を必要としない自動運転レベル4の認可をしたということも報じられておりました。

町のほうでは阿見町地域公共交通計画というのがありまして、その目標設定においては、自動運転技術を活用した公共交通の構築について注視していきますと記載されております。今後とも地域の特性に応じた公共交通の実現に向け、さらなる調査研究をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、特殊詐欺等の認知件数について御答弁いただきました。町内の件数は比較的少ない状況ということで大変安心をいたしました。が、県警が発表している県全体の資料によりますと、令和5年10月末と令和6年10月末を比較した場合、認知件数は減少しているものの、被害額は3億3,800万円も増えているという状況でございます。また、高齢者よりも若い人にはSNS型投資詐欺、あるいはロマンス詐欺なども多いと聞いております。

阿見町はどのような状況でしょうか。あわせて、対策についてもお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

県内及び町内におけるSNS投資詐欺及びロマンス詐欺について、令和6年1月から10月までの認知件数を申し上げます。SNS型投資詐欺については、県内が98件、うち町内が2件、SNS型ロマンス詐欺については、県内が46件、うち町内でゼロ件となっております。

茨城県警では、その未然防止策といたしまして、若い人の集まる機会などに注意喚起を呼びかけております。当町においても、NPO法人と協働で進める婚活イベントなどの機会を捉えまして、啓発チラシ等を配布するなど注意喚起を行っているところです。

今後も広報紙の掲載やあみメールの活用、そして各イベントなどで町民への注意喚起を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 闇バイトについてお尋ねしたいんですが、こういった闇バイトなどによる強盗事件、非常に凶悪化しておりまして、大変恐ろしいことであると思っております。

事件・事故の抑止力として防犯カメラや防犯灯の設置について御答弁がございました。犯罪の予防はもちろん、万一犯罪が発生してしまった場合においても、防犯カメラは極めて有効であると思います。町民の安心・安全を守るためにさらなる拡充をお願いしたいと思います。

防犯カメラの計画的な設置をするための設置方針、あるいは設置計画のようなものがあるのでしょうか。また、現在の防犯カメラの設置数についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） 御質問にお答えさせていただきます。

街頭防犯カメラの設置に関しましては、阿見町防犯カメラ等設置方針により設置を行っているところでございます。

その設置方針の内容については、効果的な設置場所の設定、プライバシーの保護に配慮した撮影範囲や画像データの管理方法、セキュリティ対策などを定めているところです。

次に、防犯カメラの設置状況につきまして、令和6年度末までに、町内の主要交差点の設置が20か所、地域予算要望による設置が10か所、合計32か所の設置を完了する予定となっております。

失礼いたしました。地域予算要望に関して12か所と訂正させていただきます。合計32基の設置が完了する予定となっております。失礼いたしました。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） ありがとうございます。引き続き対応のほうよろしくお願ひしたいと思います。

最後に改めて、公共交通のことについて申し上げたいと思います。

高齢者の移動手段の確保ということであれば、公共交通という観点だけでなく高齢者福祉という視点で、外出しやすい交通環境があることで、アクティブな高齢者が増えることにより

まして、介護保険給付の予算が削減されることも十分に考えられると思っております。その削減された予算を公共交通に回すことができれば大変素晴らしいと思います。

このように総合的な観点からも、移動手段の確保、公共交通について御検討くださるようお願い申し上げて、この質問を終わります。

○議長（野口雅弘君） 6 番武井浩君。

○6 番（武井浩君） 次に、ごみ処理施設の今後についてであります。

霞クリーンセンターは、平成9年3月に竣工し、供用開始から27年が経過しております。総工費59億6,370万円、本当に大変なお金をかけて整備したわけでございます。工事に着手した平成6年度の一般会計予算が130億9,600万円です。その中で、複数年の起債ももちろん使ってはありますが、総工費59億円からのものを執行した、造ることを決断された当時の松島保町長の英断に、この場をお借りして敬意を表したいと思います。

霞クリーンセンターは、公共施設等総合管理計画の個別施設計画において、令和14年度までが稼働期間とされております。既に残り10年を切っており、今後どのようにしていくのかは喫緊の課題ではないかと思えます。

そこで、次のことをお尋ねいたします。

①以前、稲敷・龍ヶ崎地方3組合の統合・複合化の話がございましたが、統合されずに今日に至っております。その後の動きはあるのでしょうか。

②県においては、茨城県ごみ処理広域化計画を策定しましたが、この計画に沿うような形で新たなごみ処理施設の整備を進めることになるのでしょうか。

③想定される広域化圏域内のごみ処理施設の現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） ごみ処理施設の今後についての質問にお答えいたします。

1点目の、稲敷・龍ヶ崎地方3組合の統合・複合化の今後の動きについてであります。

ごみ処理や消防、し尿処理を行っている3組合の統合・複合化につきましては、関係する8市町村等で協議を行ってまいりましたが、一部の議会の反対等もあり、令和4年12月以降、白紙状態になっておりました。

一方、県は、令和4年3月に茨城県ごみ処理広域化計画を策定し、市町村に統合案を提示したことから、阿見町を含む関係市町村等では、令和5年11月に新たに茨城県ごみ処理広域化ブロック6会議を設置し、協議を開始したところであります。さらに、令和6年4月にはブロック6会議として、ごみ処理広域化に向けた基礎調査業務をコンサルタントへ委託し、令和7年3月までに最終報告書が取りまとめられる予定となっております。

2点目の、茨城県ごみ処理広域化計画に沿った新たなごみ処理施設の整備を進めることにな

るのかについてであります。

茨城県ごみ処理広域化計画では、阿見町霞クリーンセンター、牛久クリーンセンター、龍ヶ崎地方塵芥処理組合クリーンプラザ・龍、江戸崎地方衛生土木組合環境センターの4施設、7市町村の区域をブロック6と位置づけた計画となっております。

今年度、コンサルタントに委託しております基礎調査業務は、ブロック6区域内の現状を整理し、最適な広域化の組合せや手法について検討することを目的として、4施設を1つに集約する場合や4施設を2つの施設に集約する場合など様々なパターンを想定し、効果の検証、比較評価、総括を行っております。

令和7年3月までに提出される最終報告書を関係組合及び関係市町村で確認した上で、広域化に関する協議を一層進めてまいります。

3点目の、想定される広域化圏域内のごみ処理施設の現状と課題についてであります。

4施設のうち、江戸崎地方衛生土木組合環境センターを除く3施設は、使用目標年度が令和13年度から令和15年度と更新時期が迫っている現状であり、議員御指摘のとおり、喫緊の課題であると認識しております。

また、仮に広域化による新施設が当町でない場合には、ごみ処理施設までの距離が遠くなり、運搬に要する時間と費用が増加することが想定されます。一方、当町に新施設が建設された場合には、町外からも多くのごみが搬入され、搬入車両が増えて渋滞や待ち時間の増加等が懸念されます。

このように新施設がどこに建設されるかにより様々な課題が想定されます。また、費用対効果や運営等のメリット・デメリットを検証することはもちろんのこと、あらゆる課題について、関係する市町村、組合、住民、議会の合意を得て進めることが肝要でありますので、慎重に広域化に関する協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 非常に分かりやすい御答弁をいただきましてありがとうございます。

ただいまのお話で、ブロック6会議による広域化に向けた基礎調査の最終報告書が令和7年3月までに提出されるということですので、またその結果を見て質問する機会を持ちたいと思っておりますが、現状についてちょっとお尋ねします。

霞クリーンセンターへの直接搬入は多いと思うんですけど、どのような状況なのでしょう。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

霞クリーンセンターへの直接搬入の状況につきましては、町が回収している家庭ごみ、町内の事業者活動から出る事業ごみ、町民個人が持ち込む家庭ごみや粗大ごみ等となり、年間約1万8,000トンが搬入されており、その車両は年間約5万台、1日当たりに換算いたしますと200台程度が直接搬入でございます。

特に連休明け、年末年始におきましては、ごみの搬入が集中することから、待機する車両の列が前面県道まで伸びる渋滞が発生するケースがあり、1時間ほど搬入にかかることもございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 直接搬入、比較的多いのかなというふうに私も感じました。

それで、新しいごみ処理施設が広域化して町外に集約された場合、直接搬入するところが遠くなってしまうわけです。例えば龍ヶ崎市とか牛久市とかそういうところに整備された場合、ちょっと遠くなるかなと思うんですけど、遠くなってしまった場合、阿見町にごみを一時的に保管するピットみたいな中継施設を設置することは可能なのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） 御質問のありました中間処理施設の設置につきましては、一般的に輸送距離が18キロを超える場合に設けることが適当とされております。

今年度、ブロック6会議が委託しております基礎調査業務の中で、中継施設の設置も検討が進められており、新たな処理施設が町外に集約されるような際には、既存の霞クリーンセンターが中継場所として適しているかなど、総合的な観点において検討が必要かと考えているところです。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 分かりました。

あと、広域化計画の4つの施設、現在の4つの施設ですね、これは余熱利用をされているのでしょうか。もしされている場合はどのような活用がされているのかお尋ねいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） ただいま御質問の各施設の活用について御説明いたします。

霞クリーンセンター及び牛久クリーンセンターにおいては、工場内の給湯施設などで温水の利用をしているところでございます。江戸崎地方衛生土木組合環境センターでは、焼却熱を利用した発電により工場内の電力を賄うほか、庁舎や学校等の公益施設にも供給をしております。龍ヶ崎市のクリーンプラザ・龍においても、焼却熱の利用の発電により工場内の電力や供給施

設に利用するほか、令和6年3月までは隣接いたします温浴施設湯ったり館にも温水を提供しておりました。湯ったり館につきましては現在、今後の運営状況等を踏まえた見直しを行う検討をしておりますので、令和6年4月で休館となっております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） ありがとうございます。

今、湯ったり館の御答弁があったんですけれども、休館していますよということなんですが、新たなおみ処理施設を整備する際に余熱利用として、いわゆる温水入浴施設、お風呂ですね、入浴の施設を整備するような検討が行われるのでしょうか。ぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） 答えいたします。

近年新たに整備された稲敷市の江戸崎地方衛生土木組合環境センター及び小美玉市の霞台厚生施設組合では余熱を利用した発電を行っております。主に施設内の電力として利用している状況でございます。

今後、現在の環境型社会形成の観点や電気料の高騰などの現状を考慮いたしますと、余熱を利用した発電がより効果的と想定されるところでございます。地域への還元等も含めまして、発電利用、温水利用など様々な余熱利用の方法を今後検討が必要かと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 人が生活すると必ず何らかのおみが発生するわけでございます。おみ処理施設はとても大切な施設であると思います。しっかりと取り組んでいただきたいと切にお願い申し上げまして、この質問を終わります。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 次に、特別支援員の充実についてでございます。

教育の目的とは何か。教育基本法第1条には、教育の目的は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないとされております。心身に障害のある児童生徒に対しては、障害者基本法第16条において、国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び

方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないとされております。

平成18年に学校教育法等の改正が行われ、従来、障害種別ごとに設置されていた盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校の制度に転換するとともに、小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して適切な教育、これを特別支援教育と言いますが、この適切な教育を行うことが明確に位置づけられたわけでございます。この結果、小中学校においては、特別支援学級設置数の増加とともに、障害のある児童生徒の受入れ機会も増えているところであるかと思えます。

そのような中、障害のある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助など、学校における日常生活の介助や学習のサポートをする特別支援員の活用が、障害に応じた適切な教育を実施する上で極めて重要であります。また近年では、LD、ADHDなどの発達障害に対するニーズも高まっております。

そこで次のことについて伺いをいたします。

①阿見町の小中学校の特別支援学級数、特別支援員の人数を教えてください。

②現状の特別支援員で充足しているのでしょうか。不足している場合、早急な確保対策を講じる必要があると考えます。いかがでしょうか。

③特別支援学校と町内小中学校の児童生徒との交流はどのようになっているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） よろしく申し上げます。

特別支援員の充実についての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町の小中学校の特別支援学級数、特別支援員の人数についてであります。

今年度、町内小中学校の特別支援学級数は、小学校30学級、中学校15学級、合計45学級となっております。特別支援員の人数は40名の配置となっております。

2点目の、特別支援員は充足しているかについてであります。

近年、特別支援学級在籍児童生徒だけでなく、通常学級に在籍していても特別な教育的支援を必要とする児童生徒や、日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒が増加しており、支援員増員の要望が学校や保護者からも寄せられております。支援員の配置人数につきましては、特別支援学級の数を基本として、学校へのヒアリング等を行い決定しており、不足が生じた場合は年度途中での増員を行うなどの対応をしております。

3点目の、特別支援学校と町内小中学校の児童生徒との交流についてであります。

美浦特別支援学校と君原小学校、霞ヶ浦聾学校と本郷小学校がそれぞれ学校間交流を毎年行

っております。また、特別支援学校に在籍している児童生徒が居住地にある学校を訪問する居住地校交流を行っております。

交流を通して障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し合える共生社会についての理解を深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6 番武井浩君。

○6 番（武井浩君） 御答弁ありがとうございました。

過去 3 年間の特別支援学級の学級数及び支援員の配置人数の推移についてお尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

特別支援学級の数についてでございます。令和 3 年度が、小学校 21 学級、中学校 10 学級の合計 31 学級、令和 4 年度につきましては、小学校 22 学級、中学校 10 学級の合計 32 学級、令和 5 年度が、小学校 25 学級、中学校 12 学級の合計 37 学級と増加してございます。

また、支援員の配置につきましては、令和 3 年度が 32 名、令和 4 年度も 32 名、令和 5 年度が 36 名ということで、増員を行っております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6 番武井浩君。

○6 番（武井浩君） ありがとうございます。

来年度の支援員の配置の見通しはどうなっているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

来年度につきましては、今年度より 5 名増員いたしまして、45 名の配置予定となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6 番武井浩君。

○6 番（武井浩君） あと、年度途中で不足が生じて増員するケースというのがあるとのことですが、具体的にどのような場合のことをいうのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長岡野友浩君。

○指導室長兼教育相談センター所長（岡野友浩君） お答えいたします。

年度途中で増員をするケースですが、障害の重い児童生徒が転入してくるケースや、小学校 1 年生が実際に学校生活や授業が始まって、やはり個別な支援が必要だということが判明して

増員するケースがございます。

特別な支援を必要とする児童生徒については全国的に増加をしております。近隣市町村と情報交換をする中でも阿見町は、先ほど部長からもありましたが、支援員の増員をかなりしていただいております。予算措置もしていただいておりますので、学校現場は非常に助かっているというふうな認識であります。

今後も一人ひとりに適切な支援を行える体制づくりに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） ありがとうございます。これからも個別指導をよろしく願いたいと思います。

立原教育長におかれましては、特別支援教育について何か思い出深い出来事がありましたら、今後のためにもちょっと教えていただければありがたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君。

○教育長（立原秀一君） まず、特別支援教育について質問をいただきまして、現状について皆さんにお知らせいただいた、御理解いただいたということで感謝申し上げます。

私、小学校時代、脳性麻痺の子がいて、同じ学級で2年間過ごしました。そのときは今のように支援員さんはいらっしやらなかったんで、お母さんが毎日、登下校、それから授業中も隣で授業を受けていたと。給食なんかも一緒に食べていた。何の違和感も私たちはなかったんですけれども、ただ親の中で、結構その子は成績がよかったんですけれども、あれはお母さんが言ってんじゃないのと言うのがちょこちょこって聞こえたりしたんですね。子供ながらに非常に不愉快だったというようなことを今でも覚えております。

そういうこともありまして、特別支援教育というのは非常に大切なことだと、大切だということなんです。

国連では、インクルーシブ教育というようなことで日本を批判しているんですけども、ただ今の日本の学校制度では、やはり特別支援学級や特別支援学校を設置しなくては、通常の学級にいる子供にとっての授業も保障できないというふうになっていると思います。ですから、今、できればですよ、先ほど言った、私が小学校にいたときと同じように同じ学級で過ごせばいいんでしょうけれども、それが35人とか40人の学級ではなかなか、今の状況では難しいということですね。ですから、特別支援学級、特別支援学校、これが必要だと。

町では、どこでもやっていますけど、教育支援委員会、議会からも参加していただいているんですけども、多い回で65名の子供たち一人ひとりの検査を基にした判定をしているわけです。それで、特別支援学校が適なのか、それとも特別支援学級、支援級と言っているんですけど、

支援級の例えば知的障害のクラスがいいのかとか情緒障害のクラスがいいのかというようなことを、一人ひとり確認しているところでございます。

というように、65名も1回の会議で判定しているわけです。ですから、非常にどんどんどんどん増えてきているというような現状だということです。

なぜそういうふうにして特別支援学級、特別支援学校、特に特別支援学級に在籍するのかというと、障害の程度によっては、そこで特別に支援を受けることによって普通学級に戻っていく子供もいるんです。それも早いうちからそういう支援をすることによって、戻っていけると。そうすると特別支援学級で受ける必要もなくなってくると。ですから、早いうちからそういう特別に支援が必要な子供たちを支援していくということです。

そのために、今、室長からもありましたけれども、支援員は不可欠でございます。飛び出していっちゃった子供を、先生が、ほかの子供に教室にいろと言って追っかけていくわけにいかない。そういうときに支援員の方が行っていただいて、そこで子供をなだめたりしながら教室に戻すとかというようなことをやってくださるわけですね。

さっきも言ったようなたくさんの方が判定がされて特別支援学級に配属されるということになれば、やはり支援員さんの数もどんどんどんどん増えていかないと対応できていかないということです。

あと、外国籍とかのお子さんもしゃって、その方々にもやっぱり特別な支援が必要になってくるということです。

非常にありがたい御質問で、現状が分かっていただいたと。これからも支援員等を活用しながら、共生社会の実現に向けて努力していきたいというふうに思います。町のほうにも予算をつけていただいていること、非常に感謝申し上げます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 立原教育長、本当にありがとうございました。

これからの阿見町の特別支援教育、ますます充実発展していくことを願いまして、この質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで、6番武井浩君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時5分といたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番佐々木芳江君の一般質問を行います。

8番佐々木芳江君の質問を許します。登壇願います。

〔8番佐々木芳江君登壇〕

○8番（佐々木芳江君） 皆様、おはようございます。随分寒くなりました。私の登壇も3回目となります。まだまだ慣れておりませんので、皆様、何とかお許してください。

それでは、今かなり話題になっておりますマイナ保険証について質問させていただきたいと思います。

従来の健康保険証からマイナ保険証への移行について、質問をいたします。

2023年6月、マイナンバー法などが改正され、従来の健康保険証が廃止されることが決まりました。本年12月2日より保険証の新規発行はできなくなり、マイナ保険証への移行が求められています。もちろん、マイナ保険証への前提となるマイナンバーカードの取得はあくまで任意であるため、義務づけられていません。マイナ保険証を持たない人に対しては、従来の保険証が廃止される12月2日から1年間の猶予期間の間に資格確認書が交付され、利用することができます。

しかし、この資格確認書には幾つかの問題があります。まず、交付に関する法律の根拠が曖昧である点です。資格確認書については健康保険法の第51条の3に定められていますが、同法では資格確認書の有効期限は定められていません。実際、当初政府は資格確認書の有効期限を1年とし、申請も必要としていましたが、多くの批判が巻き起こり、有効期限を5年以内に引き上げ、申請も不要へと切り替えました。政府の意向一つで有効期限や交付方法を変えることができるわけであり、資格確認書の法的位置づけは極めて弱いものであると言わざるを得ません。

従来の健康保険証が12月2日に新規発行が停止されてから最長1年間は猶予期間として保険証を引き続き使用できるとしていますが、12月2日以降、新規の健康保険証は発行されないため、転職や引っ越しなどで加入する公的医療保険が変わる場合、今までの健康保険証は使えなくなってしまうため、猶予期間は1年を持たず終了してしまいます。このときまでに資格確認書が交付されていれば問題はありませんが、万が一間に合っていないと、事実上の無保険状態に陥ってしまいます。

マイナンバーについても、本年2月には外交上の重要機密情報を含む外務省のシステムが中国のサイバー攻撃を受けて、大規模な情報漏えいが起きていたことが発覚しています。マイナンバーはセキュリティ対策は万全であり、通常のインターネットとは独立した閉域ネットワークであるとして安全面が強調されますが、今回の外務省のサイバー攻撃も、まさに閉域ネッ

トワークであるにもかかわらず大規模な情報漏えいが起こっております。つまり、サイバー分野において絶対安全などはありません。そうした前提の下で対策を講じていく必要があります。

そこで、次の点について質問いたします。

マイナ保険証への移行と資格確認書の交付について。

マイナ保険証の利用状況について。

マイナ保険証に関わる広報について。

マイナ保険証活用のリスクについて。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 佐々木議員の、従来の健康保険証からマイナ保険証への移行についての質問にお答えいたします。

1点目の、マイナ保険証への移行と資格確認書の交付についてであります。

当町の国民健康保険のマイナ保険証への移行は、国が定めている令和6年12月2日からとなります。この日以降に当町の国民健康保険に加入したマイナ保険証をお持ちでない方及びマイナンバーカードは持っているがマイナ保険証の登録がお済みでない方には、加入した際に資格確認書を即日交付いたします。

令和6年12月2日以前に当町の国民健康保険に加入している方は、保険証の有効期限である令和7年7月末まではお持ちの保険証が使用できます。8月の更新時にマイナ保険証をお持ちでない方及びマイナンバーカードは持っているがマイナ保険証の登録がお済みでない方には、資格確認書を交付する予定であります。

2点目のマイナ保険証の利用状況についてであります。

当町の国民健康保険における令和6年9月診療のマイナ保険証を利用した受診者数は2,800人、外来での利用率は22.45%となっております。

3点目のマイナ保険証に関わる広報についてであります。

当町の国民健康保険加入者には、令和6年8月にマイナ保険証についてのチラシを送付しております。また、広報あみ12月号通常版に、現在の保険証の有効期限、12月2日以降の新規加入者への対応、紛失時などの再発行の対応などについて掲載し周知するとともに、併せてホームページでも同様の案内をしております。

4点目のマイナ保険証活用のリスクについてであります。

総務省からの案内によりますと、マイナンバーカードのＩＣチップには医療情報などプライバシー性の高い個人情報が入っていないため、万が一紛失しても情報が流出することはないとのことであります。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　町長、ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきたいと思います。

従来の健康保険証が発行停止となりますが、マイナ保険証を保有していない住民には資格確認書が交付されますが、資格確認書と従来の健康保険証の違いは何でしょうか。お願いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君）　お答えをいたします。

当町の国民健康保険の保険証と資格確認書では、名称は変わりますけれども記載事項は変わりません。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。

それでは、資格確認書の交付が間に合わない事実上の無保険状態に住民が陥るおそれはないでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君）　お答えをいたします。

転入や他の健康保険の資格の喪失などによって当町の国民健康保険に加入手続きをしていただきますと、即日、窓口で資格確認書を交付いたします。国民健康保険の資格については切れ目なく有するため、無保険になることはありません。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　８番佐々木芳江君。

○８番（佐々木芳江君）　ありがとうございます。

それでは、マル福情報……、私、マル福という言葉は初めて聞いたんですけれども、茨城県の独自の言葉というふうに聞いて、他県ではこの言葉は通じないんだなということはちょっと勉強になりました。マル福情報は、マイナンバーカードに一本化できないかとの住民からの要望がございました。マイナ保険証になってからお薬を頂くのに、子供の数だけ番号登録するのは大変だとも言われておりますが、マル福においての一本化の予定はありますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

ただいま議員からありましたとおり、マル福制度につきましては茨城県独自、それから町独自の制度のため、すぐにこちらに対応できるものではございません。マル福の受給者証につきましては、マイナ保険証の移行後もこれまでどおり医療機関等を受診する際に提示していただく必要があります。共にマル福制度を運営している県の動向を注視しまして対応を検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） かなりこの制度が始まって以来、お子様をお持ちの方は本当に、番号をスマホか何かに登録して、それをお薬を頂くためにまた番号を押すというような、本当に大変なんですよというようなこともおっしゃっておりましたので、速やかな対応をお願いしたいと思います。

それでは、マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、御自身で保険証利用登録を行う必要があります。マイナ保険証はマイナポータルにアクセスしないと無効であると周知されていますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えをいたします。

マイナ保険証につきましては、利用するための登録方法として、御自身のスマートフォンでマイナポータルにアクセスして登録する方法、それから、顔認証つきカードリーダーを設置している医療機関及び薬局で登録する方法、それから、セブン銀行のATMで登録する方法の3つの方法がありまして、こちらは広報紙や町ホームページのほうで周知をしております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） この前、多分茨城新聞だったと思うんですけども、やはりせっかくマイナ保険証にさせていただいて、マイナポータルというところにアクセスしないと、それが無効になるということを書かれていました。大体50%ぐらいの方が無効だというふうにおっしゃっていましたので、このアクセス方法は高齢者にとって非常に、私もそうなんですけれども、なかなかスムーズにアクセスできないというところを、やはりぜひきめ細やかなサービスをしていただければと思います。

マイナ保険証保有者が、カードリーダー故障時などに無保険扱いや診察後回しとならないためにはどのような対応が必要か、また、そうした対応方法は住民に周知されているでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

令和7年8月にマイナ保険証登録者に交付予定の資格情報のお知らせというものがあるんですが、こちらをマイナンバーカードとともに医療機関で提示をしていただくことで、例えば医療機関のカードリーダーの故障時などについては保険適用を受けることが可能となります。

そういったことの周知につきましては、資格情報のお知らせを交付する際に案内をしております。

また、国では、医療機関の窓口で被保険者資格申立書を記入することで保険適用が受けられるような検討を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） 本当にスムーズに保険適用を受けられるようにお願いしたいと思います。

また、マイナ保険証も含めて、デジタル技術に過度に依存すると、災害時などでは使えなくなる場合があります、非常に脆弱な体制になり得ます。アナログ手法を含む複数手段の用意がリスク分散につながるが、どのように考えていますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

災害時の対応ということでございますけれども、マイナ保険証に限らず、現在の保険証でも、その提示がなくても医療機関を受診することができる旨の通知が国より発出されております。

令和6年1月、今年の能登半島の大地震の際も、氏名、生年月日、連絡先、住所及び組合名を伝えることで医療機関を受診できる対応が実施されております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8番佐々木芳江君。

○8番（佐々木芳江君） それでは、最後の質問といたします。

マイナ保険証紛失時のコールセンターの24時間対応は可能なんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

紛失のほか、盗難の場合も含めて、マイナンバーカード総合ダイヤルというのがありまして、そちらに連絡をしていただくということになります。フリーダイヤルで365日24時間の対応受付というふうになっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 8 番佐々木芳江君。

○8 番（佐々木芳江君） 保険証がマイナ保険証、それから今度は免許証等も一本化されるんじゃないかと危惧されておりますけれども、このような状態の中、やはり一番困ってしまうのは高齢者の方々ではないかと思っておりますので、今後もぜひ高齢者に向けても本当にきめ細やかなサービスをしていただければと思っております。

それでは最後に、結論としてお話しさせていただきます。

当初、マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の3分野に限定されていましたが、その後、利用範囲を拡大されて、本年12月2日からマイナ保険証に移行することが求められました。記載事項が変わらないならば従来の保険証でも何ら問題はないと思いますが、政府はなぜマイナンバー普及に躍起になるのか。幸福実現党の大川総裁は、政府が制度の導入を検討していた2010年時点で、その狙いや問題点をいち早く指摘されています。

昔から国民総背番号制を導入しようという話は何度も出ては潰れていますが、これを導入すれば、国民一人ひとりの納税額や社会保障費の額など、各人の収入状況が完全につかめるようになります。また、マイナンバー制度の最終目的の1つは、政府の借金を返す原資としての貯金税、貯蓄税であると。実際、財政制度審議会などでは、社会保障費などが膨らんでいく中、マイナンバーを使って資産を捕捉し、負担できる人には負担してもらおうという議論が行われています。財産権の侵害によって自由に使えるお金が減れば自由の死滅につながります。幸福実現党は引き続きマイナンバー制度の見直しを求めていると思っております。

本日はありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで8 番佐々木芳江君の質問を終わります。

次に、12番高野好央君の一般質問を行います。

12番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

〔12 番高野好央君登壇〕

○12 番（高野好央君） 皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、通告書、質問の要旨の部分、上から5行目にあります「この事業については、令和2年度の」となっておりますが、こちらは令和元年度の間違いですので、この場で訂正させていただきます。

改めまして、地方行政運営の基本中の基本である財政基盤について質問するのは大変おこがましいとは思いましたが、一部事業において不安や危惧を感じましたので質問させていただきます。

不安、危惧を感じました発端は、圏央道牛久阿見インターチェンジ周辺開発（実穀地区）に

ついてです。

私が所属しています産業建設常任委員会の今期活動テーマは、市制施行を支える都市開発・まちづくりとなっており、次年度、令和7年度の所管事務調査重点事項として牛久阿見インターチェンジ周辺開発が上がっております。

この事業については、平成28年3月策定の都市計画マスタープランに、将来市街地検討ゾーンとしてインターチェンジ周辺地区が明記、図示されております。平成31年3月策定の第6次総合計画に、インターチェンジ周辺について新たな土地利用を検討すると明記されております。議会はこれを受け、取組が遅い執行部に対し、後押しをする意味で具体的手法も含め提言いたしました。この提言は、二元代表制の議決機関である議会の当然の役割であり、それを執行するのは執行機関である行政として当然の役割、責務でございます。私としては、議会提言から始まり、実穀地区地権者説明会の傍聴など、積極的にこの事業の進捗を見守ってきたところでございます。本年8月にはいよいよ業務代行予定者が決定し、進捗に拍車がかかり、飛躍的に進捗すると期待しておりました。

しかし、公募結果は応募者なしという残念なものになってしまい、この結果報告として11月16日の地権者説明会では、応募者なしとなった企業側の理由、課題点を3点挙げておりました。1点目が開発面積の問題で、67ヘクタールと面積が大きく、開発後のエンドユーザー確保に不安がある。2点目が、工事費等検討の資料が乏しく、総事業費の検討がつかない。3点目が、埋蔵文化財包蔵地が約30ヘクタール余り指定されており、発掘調査費用が莫大なものとなる。これらから事業の成立性が見通せず、企業として意思決定ができないという説明があり、この課題点に対し、2点目の総事業費については、組合準備会が数千万円をかけてコンサルタントに業務委託を発注。3点目の埋蔵文化財については、町教育委員会により11月より試掘を開始し、包蔵地区域の精査をしていくという対策が示され、事業全体としては引き続き企業募集に向け進捗を図っていくということで説明会は終了いたしました。

議会特別委員会の提案を受け、町執行部が令和3年度より調査に着手し、地権者にもアプローチを始めてから4年目になろうとしております。このような基本的な課題が整理されずにきたことに対し、今後の事業進捗に不安と危惧を感じております。

このような大規模かつ重点事業については、庁舎内での課をまたいだ横断的な対応が必須とともに、本事業が行政の財政基盤の強化につながるという再認識が必要と考え、以下6点について質問させていただきます。

- 1、開発の目的は。（町の最終目的、位置づけ。）
- 2、開発の効果は。（想定される税收増額、雇用数、定住数など。）
- 3、業務代行予定者の再公募は。

4、目的と効果に見合った町の支援の考え方は。（財政支援、人的支援など。）

5、開発阻害要因となっている埋蔵文化財包蔵地の精査は。（隣接市と同様レベルな密度に。）

6、町益のための包括的対応は。

以上6点、よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 高野議員の、開発に伴う効果をどう考えるかについての質問にお答えいたします。

1点目の開発の目的についてであります。

牛久阿見インターチェンジ周辺地区は、当町の都市計画マスタープランにおいて新たな産業拠点として位置づけられており、その開発は、首都圏との近接性と交通ネットワークのよさを活かした生産・流通施設の集積地としての整備を目的としております。

なお、これまでに土地所有者の代表により阿見町実穀地区土地区画整理組合設立準備会が設立され、事業化に向けた各種の検討が行われてきているところです。

2点目の開発の効果についてであります。

開発の効果については、まず、雇用の創出や進出企業からの税収増が考えられます。当地区と同程度の規模である阿見東部工業団地の令和5年度の雇用者数は約1,200人、税収額は約4億5,000万円となっており、同程度の効果に加え、企業の直接投資による地域経済への波及効果も期待できると考えております。区域内の居住区域は既にお住まいの方の定住を想定しているものですが、新たな雇用が生まれることで、荒川本郷地区等、町内への人口流入が期待できると考えております。

3点目の業務代行予定者の再公募についてであります。

喫緊の課題としましては総事業費を把握することであり、そのため町では、埋蔵文化財包蔵地の試掘調査を行っているところです。準備会においては、大まかな総事業費を把握できた段階で再度事業協力者の募集を行う予定であると同っており、町としてもできる限りの支援を行ってまいります。

4点目の目的と効果に見合った町の支援の考え方についてであります。

当町では、令和6年3月に準備会から提出された技術的援助の申請を踏まえ、引き続き、都市計画決定に関する業務や埋蔵文化財包蔵地の試掘調査に関する支援を行ってまいります。また、組合を設立する上で事業認可に必要な地区界測量業務の支援も併せて検討してまいります。

さらに、事業認可後の支援につきましても、区域外に必要な上下水道の整備などについて、費用対効果を踏まえた上で支援を検討してまいります。

5点目については、教育長より答弁いたします。

6点目の町益のための包括的対応についてであります。

牛久阿見インターチェンジ周辺地区開発は、当町のさらなる発展に重要なプロジェクトであると考えております。このため当町といたしましては、埋蔵文化財包蔵地の試掘調査や農林調整など、プロジェクトの推進に必要な様々な手続等について、町内外はもとより、国や県などの関係機関と必要な連携を図りながら事業を強力に推進してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） 開発に伴う効果をどう考えるかについての質問にお答えいたします。

5点目の、開発阻害要因となっている埋蔵文化財包蔵地の精査はについてであります。

埋蔵文化財包蔵地は、文化財保護法に基づき、県教育委員会が市町村と協議の上、適切にその範囲等を決めております。埋蔵文化財包蔵地内での土木工事に関しては、事前に現地踏査や試掘確認調査を行い、その調査結果に基づき、必要に応じて発掘調査等の措置を行うこととされております。

このため当町といたしましては、できるだけ円滑に開発が行えるよう、引き続き、法の趣旨、県の埋蔵文化財に関する諸基準にのっとり、試掘調査範囲を設定し適切に対応するとともに、調査結果につきましては県と協議を行ってまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 答弁をいただきまして、都市計画マスタープランでの位置づけと目的は分かりました。

では、町の最上位計画である総合計画ではどのようなになっているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えさせていただきます。

第7次総合計画におきましては、基本構想の土地利用ゾーニングにおきまして、牛久阿見インターチェンジ周辺は生産・流通ゾーンと位置づけております。周辺環境との調和を図りながらインターチェンジとの近接性を活かした新たな産業拠点の形成に向けた土地利用を推進することとしております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 開発の目的を位置づけた計画は総合計画を中心に種々策定されているかと思います。最上位計画である総合計画は、体系的に示されているため、どうしても縦割りとなり、ややもすると目的が狭く捉われまして、本来の目的が分かりにくくなる可能性もあるのではないのでしょうか。

そこで、地方創生総合戦略という、国が地方の成長する活力を取り戻すための計画が策定されています。この地方創生総合戦略、基本目標4点をお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長井上稔君。

○町長公室長（井上稔君） お答えさせていただきます。

当町では、まち・ひと・しごと創生法第10条第2項に基づきまして、第2期目となります地方創生総合戦略を令和2年3月に策定しております。

この中で定めている基本目標といたしましては、基本目標1、町民の雇用機会の創出と確保。基本目標2、町への人の流れをつくる。基本目標3、若い世代の結婚・出産・子育ての希望がない、誰もが活躍できるまちづくり。基本目標4、住みやすい町を次世代につなぐ。以上、4つの基本目標を定めまして、当町の地方創生と持続可能なまちづくりに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、喫緊の課題は、総事業費の把握という答弁がございました。令和3年度に開発の可能性調査を都市計画課として実施した中で、総事業費についての試算はしているものと私は認識しておりました。調査から3年経過し、人件費など全体的な物価上昇はあるにせよ、総事業費をこの時点で把握しなくてはいけないような、事業費に影響を及ぼすような外的要因の変化などというのはあったのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えさせていただきます。

総事業費につきましては、過去に参考として他地区の事例を用いての大まかな試算はしましたが、信憑性が高いものではございませんでした。そのため、現在、準備会では、改めて試掘調査、測量調査の結果や物価上昇等の社会的要因を反映させた概算事業費の算出を始めております。

なお、事業協力者の決定後に土地利用計画が確定すれば、さらに精度が高い総事業費の算出が可能となる見込みでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 先ほどの基本目標1、町民の雇用機会の創出と確保、まさにこれが産業系開発本来の目的なのではないでしょうか。この目的を達成するための手段が、現在進めようとしている土地地区画整理事業であって、事業用地を整備し、企業立地を図って目的が達成されるということになるんだと思います。

個別計画では手段が目的となる場合もありますが、実穀地区の開発は、単刀直入、簡単明瞭に位置づけされている地方創生総合戦略の基本目標1の町民の雇用機会の創出と確保のほうが地権者の方々に分かりやすいかと思います。

確認なんですが、令和元年度の阿見町議会土地利用調査特別委員会報告書には、税収が固定資産税、都市計画税、法人税の税目ごとに示されており、合計額が5億8,900万円となっております。平成30年度で税務課調べとなっております、同じように従業員数も1,343名。総数とその内訳として、正社員、契約社員、派遣社員、パート社員が示されておりました。こちらも平成30年度、商工観光課調べです。

同じように現在の詳細内訳を教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） それでは、お答えさせていただきます。

令和5年決算時における東部工業団地における3税それぞれの収入額は、固定資産税が約4億円、都市計画税が約5,000万円、法人町民税が約5,000万円となり、合計は約5億円となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

続きまして、従業員数についてでございます。商工観光課で実施しました令和6年4月1日現在の雇用状況アンケート調査では、阿見東部工業団地の従業員数の総数は1,262名となっております。その内訳としましては、正社員が786名、契約社員が249名、派遣社員が72名、パート社員が155名となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 税収についてなんですが、先ほど本来の目的では、雇用機会の創出と申しましたが、行政としてはこの税収増が一番の目的となるのではないのでしょうか。このように事例としての実績があり、効果をおおむね計算できる、何より行政運営でどんな事業にも使える資金を得ることというのは非常に重要なことだと思います。

この税額ですが、年度決算で町税全体の何%になるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えさせていただきます。

令和5年度の町税の決算額は87億692万2,000円でございます。今回のこの数字は町税全体の5.7%となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 固定資産税には償却資産もあるので前後するかと思いますが、おおむねこの程度の税収が毎年あるということによろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えさせていただきます。

多少の増減があるとは思いますが、おおむね同程度の税収が毎年見込まれるものと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 開発して企業が立地、操業すると、このような税収があると。おおむねこの金額が毎年入ってきて、使い道の制限は都市計画税だけで、それ以外の税金は何にでも使えと、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長平岡正裕君。

○総務部長（平岡正裕君） お答えさせていただきます。

固定資産税及び法人税の収入については使途に制限はありませんが、固定資産税及び法人税の収入が増加すると、普通交付税が増収分の75%減額になるため、固定資産税及び法人税の増収額の25%が、町が自由に使える収入の増加分となります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） よく近隣市町村の議員の方々から、阿見町は3つの工業団地があるから税収が多く、裕福なんだと。それがこの開発により、4つ目となる産業系団地ができることとしていることは、町全体にとって非常に喜ばしいことだと思います。

また、土地開発というと、地権者の方のみが利益を受けると思いがちですが、土地開発は町の税収が増額となるため、町全体が潤い、利益を受けることになります。実穀地区の開発であっても、そこからの税収増で町全体、例えば私が住む舟島地区での町道整備等の環境整備にも充当できるということになります。

事業効果が必然的に町の財政基盤を強化するということになるわけなんです、この考えでよろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

議員のお考えどおり、事業効果の一つとして、町の財政基盤強化につながると考えられます。以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そうしましたら、このような税収増額等により財政基盤強化となる事業がほかにありましたら教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

開発系以外では、高額で安定したふるさと納税による寄附の受入れが考えられます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 今、答弁にありましたふるさと納税、令和5年度実績、寄附件数6,544件、寄附総額1億2,346万3,000円、実質収入7,058万円。ふるさと納税も年々増えてきております。自主財源確保事業として町が積極的に育ててきた結果が確実に出てきているのではないかと思います。

確認なんです、財政基盤強化事業の中で、産業系開発は非常に優等生であり、申し分ない事業と思われますが、なぜ町事業や県事業ではこの開発ができないのでしょうか。これまでも3つの工業団地は県の開発公社、企業局が事業主体となって整備されてきました。なぜ県事業、町事業でできないのか、理由をお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

まず、町では、執行体制及び財源確保の観点から事業主体となることは難しいと判断いたしました。また、県では、県が所有する工業団地等の分譲地の処分を優先的に取り組む状況であることから、新規工業団地の事業化は難しいとの回答を得ております。

さらに、令和2年3月の議会からの提言書において、組合施行の土地区画整理事業を推奨する提言があったことも尊重しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、現行で考えられる事業手法の中で、事業リスクが一番低

く、最も短期間で施行が可能な手法が、業務代行方式の組合土地区画整理事業ということによってよろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、業務代行方式による組合施行の土地区画整理事業は、リスクが低く、短期間で事業が可能な手法と考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、町施行、県施行の土地区画整理事業で、業務代行方式を採用するということは可能なのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

公共施行の場合は、業務代行方式の採用は不可能でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そうしますと、現時点で雇用を創出し、税収増を図るための最良の公共事業である産業系開発を施行するには、業務代行方式の組合土地区画整理事業が最良ということでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

現時点では、業務代行方式による組合施行の土地区画整理事業が最良と考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 理解できました。

では、目的と効果に見合った町の支援の考え方についてなんですが、まず整備の前提ですが、今ほどの税収増額と雇用創出、定住促進する事業手法としては、現在進めている業務代行方式の組合土地区画整理事業のほかには最良の手法はないという中で、それに見合った行政の支援策については答弁どおりで、追加とかの考えというのはないのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

現時点でお答えできる支援策につきましては町長答弁のとおりでございますが、引き続き準備会と協議を行い、新たな支援策について検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 分かりました。

私がこれまで区画整理事業支援について教わったことですが、間違っていたら御指摘ください。

まず、土地区画整理事業の整備範囲は、原則区域内であって、区域外は負担しない。また、市街化区域編入や用途地域指定等の都市計画上の決定手続についても同様に、区画整理事業者は負担せず、行政が負担するものと教えてもらいました。

これは事業主体が町や組合にかかわらず、費用の基となる土地の減歩をそこまで負担させるべきではないといった理由から法的に定められているということで間違いないでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

整備範囲に関しての土地区画整理法の解釈といたしましては、施行者が地区外の工事を施行することには制約はございますが、費用の負担につきましては明確な決まりはないと認識しております。

また、都市計画法における手続は行政が進めることになりますが、その費用負担についての法における定めは認識してございません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そうすると、ちょっと、私の費用負担の認識、土地減歩などについての私の認識がちょっと間違っていたのかもしれませんが。

そうなりますと、答弁にある都市計画決定業務と事業認可後の地区外、上下水道整備については、特段の支援ではなく、行政としての当然の業務範囲ということ、それは事業主体にかかわらず、町の負担業務ということではないのでしょうか。県施工の阿見吉原地区土地区画整理事業についても、下水道工事については町が整備していたことを思い出しました。

また、埋蔵文化財の試掘調査についてですが、ホームページの手続フローに試掘調査の費用は教育委員会が負担するとあります。毎年の当初予算にも試掘費用が計上され、決算では毎年350万円程度が報告され、令和5年度は39件の試掘調査を実施したとなっております。

経常経費として扱っているわけなので、行政の費用で試掘調査を行うのは当たり前の責務、これを支援策と言えるのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

通常では試掘調査は事業認可後に行います。当地区におきましては、準備会からの依頼を受けまして、事業協力者の募集を有利に進めるために試掘調査を事業認可前に前倒しております。加えまして、試掘調査で必要な対象地権者からの準備会への委任状の収集につきましても、町で対応しております。これによりまして、費用負担の軽減と事業を円滑に進めるための支援を行っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そうすると、特段に支援と言えるのは、地区界測量業務支援のみということになりますでしょうか。

また、その支援額は幾らぐらいを想定しているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

これまでの議員の質問を踏まえますと、地区界測量業務が特段の支援となります。支援額はおおむね二千数百万円程度を見込んでおります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、先ほど同じような財政基盤強化事業として、ふるさと納税が出ました。どちらも町長の政策公約の事業です。どちらも民間業者にお願いをしないと成立しない事業でございます。

ふるさと納税は町長公約の第1期のスタート段階から全面的に支援し、新商品開発補助金など予算額に達すれば補正を組み、広報PRにも力を入れてきたと記憶しております。インターチェンジ周辺開発に関しては、同じ町長の政策公約に掲げているのに、期待する支援には程遠いと感じる地権者や準備会関係者は多いのではないのでしょうか。

この事業は、造成が完了し、企業が立地して操業すると、毎年行政には4億5,000万円規模の税金が入ってくる。それもほぼ毎年。町は企業が存続する限り税金があるわけです。このようなすばらしい事業ではありますが、現行では町施行が不可能であり、地権者で組織する組合施行をお願いするしかない事業ですので、原理はふるさと納税と同じことだと思います。

繰り返しますが、事業が完成した暁には、町税全体の5.7%に当たる4億5,000万円規模の税収増が毎年見込める事業です。これに見合った支援策は当然に検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

これまでの御質問にお答えしたとおり、引き続き準備会と協議を行い、新たな支援策について検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後１時いたします。

午前１１時５９分休憩

午後 １時００分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番高野好央君。

○12番（高野好央君） それでは、昼またぎで午後もよろしく願いいたします。

荒川本郷地区は業務代行方式の組合土地区画整理事業で施行されたかと思います。しかし、この地区は過去にUR都市機構が事業を断念し、その後始末を、町が都市計画道路や雨水調整池を整備して民間企業が参入しやすい状況でまちづくりを行うということで現在も進められています。

その組合との整合ですが、荒川本郷地区の３組合は事業前から最低でも雨水調整池整備の支援を受けていると考えられるのではないのでしょうか。また、URより無償譲渡された町有地を格安で買い受けるということも支援と言えるのではないのでしょうか。厳密に荒川本郷の３地区と整合を図るとするなら、実穀地区の雨水調整池の用地費と整備費を町が肩代わりするなど検討することはできないのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長鶴田広秋君。

○都市計画課長（鶴田広秋君） お答えいたします。

荒川本郷地区につきましては、UR都市機構より土地を譲り受けたことを条件といたしまして、荒川本郷地区町有地ガイドラインに基づき、民間活力を活用しながら町有地を有効に活用したまちづくりを進めているところでございます。

UR都市機構から土地を譲り受けた経緯や市街化区域であることなどを考えますと、実穀地区と荒川本郷地区を同一視することは適当でないと考えてございます。

しかしながら、今後、事業認可後の補助金等につきましては、準備会で連携しながら検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） このような同じような事業が土浦市の常磐自動車道桜土浦インター

チェンジ周辺地区でも計画されています。インター周辺地区ですので、産業系開発です。この地区も同様に、業務代行方式の組合土地区画整理事業を目指し、実穀地区とほぼ同じ時期に地権者対応に着手されています。

実穀地区との違いは、測量全般から総事業費算出の詳細設計や事業計画までを全て土浦市の費用負担で進めていること。さらに、事業認可後に、総事業費50億円のうち16%に当たる約8億円を市が財政支援することを市長が早々に表明しております。来年2月には業務代行予定者を公募するとのこと。

支援の考え方が当町と違うので直接土浦市役所に確認しましたところ、産業系業務用地を確保するために組合と一緒に進めている事業であり、当然の支援として市が判断したという回答でした。

実穀地区についても同様に早急に対応されることをお願いしたいと思います。行政が全面的に支援を表明することで、業務代行者側も安心し、応募しやすくなると思います。早期に支援されますよう期待したいと思います。

それでは、開発阻害要因になっている埋蔵文化財包蔵地の精査について質問させていただきます。

資料を提出してないので、お持ちのタブレットを開ける方は、町ホームページから、いばらきデジタルマップを検索していただきますと、文化財包蔵地指定エリアが出てきます。いばらきデジタルマップ、検索すると観光・歴史というのが出てきますので、そこをタップしていただいて、その後、文化財をタップしていただいて、地図で阿見町のところをまた指定していただくとエリア図が出てきますので、見られる方は見ていただければと思います。

このデジタルマップなんですが、阿見町を中心に捉えて近隣市町村との包蔵地分布状況を比較しますと、阿見町が圧倒的に包蔵地密度の高いことが一目瞭然でございます。縄文や古墳時代の住居跡等の遺跡は河川の両岸高台に多いとのことですが、当町の一級河川清明川、乙戸川については両岸高台がほぼ指定されているという状況です。しかし、市町界を越えると、土浦市や牛久市、稲敷市については包蔵地密度が極端に低く、ぱらぱらと指定されているような状況です。

なぜ埋蔵文化財包蔵地が問題になるかというと、発掘調査は開発事業者の大きな負担となります。試掘は行政負担ですが、本発掘となる調査は、原因者である開発事業者の負担となります。その費用は実際に掘ってみないと分からないらしいですが、水戸市のホームページに少しこの内容が載っておりました。平方メートル当たり1万円から3万円が目安、それより費用がかかる場合が珍しくないといえます。

実穀地区には30ヘクタールが指定されているので、その発掘費用、これが全部発掘という話

になると30億円から90億円という途方もない費用がかかるということです。この費用では、開発事業は成立しなくなるかと思います。

そこで質問なんですが、埋蔵文化財包蔵地、この重要な問題はいつの時点で把握していたんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長鶴田広秋君。

○都市計画課長（鶴田広秋君） お答えいたします。

こちらに関しましては、令和3年度に実施いたしましたまちづくり基本調査で確認をしています。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 埋蔵文化財包蔵地指定エリアを見て、事業の成立性というのは検討しなかったんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長鶴田広秋君。

○都市計画課長（鶴田広秋君） お答えいたします。

町が実施しましたまちづくり基本調査は、地域の状況、あと、都市基盤施設の課題の整理のほか、土地利用を放置した場合の問題性を踏まえた市街地整備の必要性和整備手法を検討するためのものがございます。成立性につきましては、準備会によって検討されるものと考えてございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） この広大な指定エリアの重大性というのを認識していれば、開発区域から全ての包蔵地除外は無理であっても、ある程度除外する、それから、試掘調査を実施して包蔵地を絞り込み、その後に開発区域を決め、業務代行予定者を公募するなど、何らかの対応は事前にできていたかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

準備会からの試掘の依頼がありましたのが公募後であったため、公募後に試掘を実施しております。これは公募の結果を受けて事業認可前の試掘という特例で行っております。このような理由から、公募前の対応は困難であったと考えます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 今現在、試掘調査のほうを実施しているかと思いますが、その試掘

調査で何が分かるんでしょうか。詳細な包蔵地の区域と大まかな発掘費用でしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

試掘調査によりまして、調査区域内の埋蔵文化財の所在の有無と、その取扱いについての判断を行っております。

発掘調査が必要となる範囲につきましても、試掘調査の結果によりまして判断しております。
以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 先ほど試掘調査費の予算の話をしたんですが、実穀地区の試掘費用はどれぐらいを見込んでいるんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） 教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

令和7年度分といたしまして、まだ見込みではございますけれども、試掘調査10回程度を見込んでおります。試掘調査につきましては、1回およそ10万円程度の予算ということで見込んでございます。

令和8年度以降につきましても土地利用状況に応じて、その後につきましても適宜判断していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 今、1回10万円程度と。10回ほどの試掘の費用を見込んでいるということなんですが、これは10回で100万円ですね。そうすると、この調査費用で、これだけの面積の精査と大まかな発掘費用は算定されるんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

議員が御指摘になっておりますように、非常に大きな面積の試掘調査になります。10回程度ということでお話ししましたがけれども、その後、土地利用状況に応じて順次行っていく形になりますので、その調査結果を基に必要となる本発掘の規模を判断してまいりますということでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） この指定密度なんですが、なぜ阿見町は近隣市町村と比較するとこのように包蔵地密度が高いのでしょうか。

また、いつ、どのように確認して指定されたのか。現地調査も行ったんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

埋蔵文化財包蔵地につきましては、専門家が分布調査を行うことで詳細を判断し、県との協議の上で決定しております。

市町村により分布状況は異なりますため、単純比較は難しいものとなりますが、現在の町の埋蔵文化財包蔵地範囲につきましては、平成29年に県との協議の上で決定されたものでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そうしますと、この包蔵地の指定変更というのは今後可能なんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

埋蔵文化財包蔵地の範囲についてでございますけれども、試掘調査の結果や工事等による遺跡の発見等を基に適宜見直しを図っておりますが、範囲の縮小を目的とする変更につきましては、県としても協議の対象としては現在受け付けていないというところでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 私も、埋蔵文化財は重要な歴史的財産であり、調査や保存は重要と認識し、理解もしております。しかし、この包蔵地指定は他市町村と比較してあまりにも広範囲過ぎるものではないでしょうか。

これから圏央道4車線化等を受けて、総合計画では都市的土地利用を図り、税収増、雇用機会創出、定住促進のまちづくりを進める矢先に、水を差すどころか事業成立の是非に関わるような要因になってくることは何としても避けなければならないと思います。

実穀地区の精査はもちろんのこと、都市計画マスタープランに示す上本郷中根地区や阿見東インター周辺の生産・流通ゾーンでも精査を進めて改善策を講じないと、将来の土地利用計画の支障どころか、開発事業が不可能になります。負担軽減の改善策などはこちらは考えられないでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

埋蔵文化財につきましては、法律の趣旨、また県の埋蔵文化財に関する諸基準がございます。そのような基準にのっとりまして適切に対応してまいります。町といたしましても、できるだ

け円滑に開発が行えるように努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） これは教育委員会だけの問題ではなくて、町全体の将来の問題だと思います。

そこで、町長はこの包蔵地指定の問題をいかがお考えでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 質問にお答えいたします。

包蔵地については阿見町特有のことでありまして、大変これは難しいことだなというふうに思っております。実穀地区の開発については、一番の問題はこの包蔵地です。

それから、低地になっているので埋立てをしなきゃいけないということで、そういったことで終わった後の土地代が高くなる、こういったことも問題かなというふうに思っております。

包蔵地については、町としてはどうしようもないところもありますので、その辺のところは試掘をしながら県との協議と、答弁でもありましたように、そんな考えになろうかと思えます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） ありがとうございます。早急に検討して対応していただければと思います。

実穀地区について、これまで執行部の説明やポテンシャルの高さから、私たち議員は誰もが日本を代表するようなスーパーゼネコンと呼ばれる業務代行者が決定すると疑わずに思っておりました。さきの本年5月に内閣府から選定されたSDGs未来都市計画でも、実穀地区は2026年度までに土地区画整理組合の結成及び開発に係る都市計画決定がなされると明言されています。順風満帆に事業が進捗しているものと疑いませんでした。しかし、結果は冒頭申し上げたとおりであり、その原因についても、基本的な課題が整理されていなかったことが判明しました。

この事業は、事業主体が地権者の組織である土地区画整理組合を予定しており、民間の事業になることは間違いありません。しかしながら、これまでの質疑応答ややり取りで、町の最上位計画の総合計画を筆頭に、都市計画マスタープランや地方創生総合戦略、SDGs未来都市計画等々に計画された町の重点事業であることは皆さん再認識をされたことと思います。しかし、重点事業でありながら、事業手法や法的理由により、町施行での事業ができなく、組合施行に委ねる、お願いするしかないというのが実情であります。

この事業は、町長の政策公約である公約実現プランにもありますが、どのように進行管理を

され、現状はどうなっているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

政策実現プランにおきましては、令和5年度までに事業手法の整理及び地権者の意向を踏まえた方針の決定、これを達成基準としておりますが、これについては目標どおり達成しております。

さらに、令和6年度以降につきましては、組合設立に向けた支援と都市計画決定の手続を進めることとしており、これらの進捗状況につきましては随時町長に報告をしております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 任期4年間の公約ですので、長期を要する事業の達成基準を位置づけるというのは難しいことだったと思います。組合という民間の事業になりますので、町の本来の目的の最終到達点を示した上で進行管理を図ったほうが分かりやすいのかなという気はしました。

その本来の町の目的が、さきにも述べました地方創生総合戦略の基本目標ではと申し上げました。そして、その事業の結果により税収増と、町の財政基盤の強化が図れる数少ない事業となるかと思います。それが町の利益、町益となります。

町の公共事業は町益のために種々事業がありますが、組合土地区画整理事業のように事業主体で支援をちゅうちょしかねない場合や、埋蔵文化財包蔵地指定密度のように近隣と比較し、町益を疑いかねないものの中には存在いたします。しかし、そこは従事する職員の方一人ひとりが、本来の目的と町益を把握、理解し、多角的かつ包括的な議論をもって正しい判断や町益のための正しい修正を行うなど、判断しなくてはならないのではないのでしょうか。

過去にも荒川本郷地区の住宅開発について指摘させていただきました。住宅開発に伴う児童生徒数増加による教育環境の不備についてでした。この問題についても、部署間を越えて職員一人ひとりが議論していくことで、後手後手ではなく、早めの対応が可能だったのではと今でも思っております。木を見て森を見ずではないですが、包括的な対応を切にお願いしたいと思っております。

実穀地区が議会特別委員会提案事業という思いもありますが、町の重点事業であり、事業化のタイミングとしても遅いぐらいですので、ぜひここは早急に全庁を挙げてリカバリーをして頑張っていたきたいと思っております。

早々に課題を整理され、来年度には事業者が決定し、事業が軌道に乗りますことを期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君）　これで12番高野好央君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後　1時21分散会

第 3 号

[12 月 5 日]

令和6年第4回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和6年12月5日（第3日）

○出席議員

1番	野口雅弘君
2番	笥田聡君
3番	前田一輝君
4番	小川秀和君
5番	紙井和美君
6番	武井浩君
7番	武藤次男君
8番	佐々木芳江君
9番	落合剛君
10番	栗田敏昌君
11番	石引大介君
12番	高野好央君
13番	栗原宜行君
14番	海野隆君
16番	久保谷実君
17番	吉田憲市君
18番	細田正幸君

○欠席議員

15番	久保谷充君
-----	-------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
副町長	服部隆全君
教育長	立原秀一君
町長公室長	井上稔君
総務部長	平岡正裕君

町民生活部長	竹之内 英 一 君
保健福祉部長	山 崎 洋 明 君
産業建設部長	浅 野 修 治 君
教育委員会教育部長	木 村 勝 君
政策企画課長	糸 賀 昌 士 君
総 務 課 長	石 田 栄 司 君
財 政 課 長	坂 入 紀 章 君
管 財 課 長	荒 井 孝 之 君
町民活動課長兼 男女共同参画室長兼 町民活動センター所長兼 男女共同参画センター所長	浅 野 奉 子 君
子ども家庭課長	大 塚 淳 君
都市計画課長	鶴 田 広 秋 君
農業振興課長	小松澤 智 君
学校教育課長	山 崎 貴 之 君
指導室長兼 教育相談センター所長	岡 野 友 浩 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	大 竹 久
書 記	堀 内 淳
書 記	加 藤 佳 子

令和6年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和6年12月5日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

令和6年第4回定例会

一般質問2日目（令和6年12月5日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 栗原 宜行	1. 阿見町の農業の未来は明るいか	町 長
2. 紙井 和美	1. 自治会等のデジタル化と地域コミュニティの連携について 2. 一人一人にあった多様な保育のサポートについて	町 長 町長・教育長
3. 細田 正幸	1. 君原小学校のトイレを洋式化したらどうか 2. 役場駐車場にある公衆トイレを改修したらどうか 3. デマンドタクシーあみまるくんを土日も運行したらどうか	町長・教育長 町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてただす場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、13番栗原宜行君の一般質問を行います。

13番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔13番栗原宜行君登壇〕

○13番（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。

一般質問の2日目になります。本日私は、阿見町の農業の未来は明るいかについて質問をいたします。

10月15日の公示、10月27日投開票で始まった衆議院議員選挙、この選挙期間中、各党が訴えた公約の1つに農業があります。自民党は、農林水産業は国の基であり、将来にわたり国民に安定的に食料を供給することは国の責務である。改正食料・農業・農村基本法に基づく新たな基本計画を策定し、関係予算総額の十分な増額と施策の充実と強化を図り、収益力向上の実現

を通じた農業・農村の所得増大を目指す政権公約にうたいました。

また、公明党は、魅力ある農林水産業の構築、国民一人一人の食料安全保障の確立、農林水産物等の輸出拡大を掲げました。立憲民主党は、国民の生命と生活を守る基盤である農山漁村の再生で、安心して暮らせる持続可能な社会をつくるとともに、食料安全保障を確立するため、農業者戸別所得補償制度をバージョンアップし、農地に着目した新たな直接支払制度を構築するとしています。

他の政党も、食料安全保障の解決と農業の成長産業化を図るため、抑える農政から伸ばす農政へと転換し、稼げる農業を目指し、同時に、地域の声と活力を生かす地域主体の農政を実現させるや、農林水産業を守るため、食料自給率50%を実現させるとともに、食料安全保障基礎支払を創設するなど、今回の選挙で各党とも本気で日本の農業を再生、拡大させることを国民に訴えました。

政府が本腰で農業に向き合う中、阿見町の農業はどのように変わっていくのか。阿見町の農業の未来は明るいかについて、以下のとおり質問いたします。

1、阿見町第6次総合計画の目標に対する結果はどのように変わっているのか。また、課題は何か。

2、阿見町第6次総合計画の結果と課題に対し、阿見町第7次総合計画をどのように策定したのか。

3、阿見町の農業の現状はどのように変わっているのか。

4、認定農業者の現況と課題は何か。また課題解決に向けどのように取り組んでいるのか。

5、農地耕作条件改善事業に対し、どのように取り組んでいるのか。

6、町所有の農業施設の利用料を利用者から徴収していない事例があるが、その後適切に利用料を徴収しているか。

7、米の減反政策の状況はどのように変わっているか。

8、国・県・町の農業支援策はどのように変わっているのか。

9、新規就農者支援はどのように取り組んでいるのか。

10、地産地消や6次産業化はどのように推進しているのか。

11、耕作放棄地対策はどのように取り組んでいるのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

栗原議員の、阿見町の農業の未来は明るいかについての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町第6次総合計画の目標に対する結果はどのようなになっているか。また課題は何かについてであります。

阿見町第6次総合計画後期基本計画では、農業が魅力ある産業となり、意欲ある新規就農者や農業後継者などが増加し、活力ある農業が展開されている姿を目指し、農業振興支援策の充実、担い手の育成、生産基盤の整備、耕作放棄地の活用、環境に配慮した農業の推進、地産地消の推進を個別施策として、おおむね目標を達成いたしました。

しかしながら、耕作放棄地の活用につきましては、毎年、着実に耕作放棄地解消への取組が行われたものの、期間途中で国の支援制度が終了したことなどの要因から、取組面積が減少傾向となり、継続課題となっております。

2点目の、阿見町第6次総合計画の結果と課題に対し阿見町第7次総合計画をどのように策定したのかについてであります。

第6次総合計画の結果、課題となりました耕作放棄地の活用のほか、農業の担い手の確保・育成・支援及び、多面的機能の維持、地産地消の推進等について継続課題とするとともに、町の魅力発信につながる農業体験やグリーンツーリズムの推進を新たな課題としております。

これらを踏まえ、第7次総合計画においては、農業の持続的な発展のため、生産性向上の取組や農産物の魅力度向上により、意欲ある担い手が増加し、地域農業の振興と活性化が図られるよう推進してまいります。

3点目の、阿見町の農業の現状はどのようなになっているかについてであります。

阿見町は、豊富な水資源や温和な気候などの恵まれた自然環境の中、農業が盛んに行われており、令和4年の町の農業算出額は27億7,000万円で、県内では33位となっております。

水田につきましては、米やレンコンなどが盛んに作られ、特にレンコンは高品質で信頼性・安全性が高いことが評価され、多様化するニーズに対応できる競争力のある園芸産地として茨城県銘柄産地指定を受けております。畑地では、スイカ、メロン、白菜、ネギ、トウモロコシなどのほか、多くの品目の野菜が作られ、直売所や市場へ出荷されており、その中でも大玉スイカは茨城県銘柄推進産地指定を受けております。

近年は、耕作放棄地対策で始まったソバをはじめ、県が強力に支援するカンショや、加工用として出荷されるバレイショなど、大規模営農や機械化が可能で高収入が期待できる品目の作付面積が拡大している傾向にあります。

4点目の、認定農業者の現況と課題は何か。また、課題解決に向けどのように取り組んでいるかについてであります。

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について町の認定を受

けた農業者であり、農業のプロとして自主的に経営改善に取り組み、地域のリーダーとしての自覚とプライドを持って営農されることが期待されております。

町には、現在94名の認定農業者が、それぞれの地域農業の担い手として活躍されておりますが、農業従事者の高齢化や農家数の減少が問題となっており、若手農業者の確保・育成が課題となっております。また、認定農業者で組織される町認定農業者連絡協議会では、農業全般に共通する課題への取組を行うとともに、品目別の部会においては、それぞれが持つ課題やテーマに関連する視察や研修、意見交換などを実施し、情報収集や生産性の向上を図っております。

5点目の、農地耕作条件改善事業に対し、どのように取り組んでいるかについてであります。

農地耕作条件改善事業とは、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えるため、区画拡大や暗渠排水、農業用排水路などの基盤整備を迅速に行うための補助事業であります。

これまでは、土地改良区等において要望を取りまとめ、県農林振興公社に事務を委託する形で事業が進められていますが、農地集積に前向きな担い手から多くの要望があり、次期要望受付から町で主体的に取り組むため、その体制準備を進めております。

6点目の、町所有の農業施設の利用料を利用者から徴収していない事例があるが、その後適切に利用料を徴収しているかについてであります。

現在、町所有の農業施設についての利用料を徴収している事例はございません。また、土地改良関係で町所有となっている一部の施設につきましては、整備時の経緯から町所有となっている事例もあり、利用料を徴収すべき施設ではないと考えております。

7点目の、米の減反政策の状況はどのようになっているかについてであります。

国の減反政策に代わる経営所得安定対策では、農家の経営安定や食料自給率の維持向上を目的として、主食用米以外の作付取組等に対し、水田活用直接支払交付金の支援を行っております。

当町においては、主食用米生産数量目標達成のため、飼料用米等への転換を推進してまいりましたが、本年度は米価が高騰し、飼料用米から高収益が見込める主食用米への再転換が続出したことにより、生産数量目標を達成することは困難な状況となっております。

しかしながら、町としましては引き続き来年度以降も当該制度を有効的に活用し、輸出用米等への転換を推進するなど、農業経営の安定化に向け支援してまいります。

8点目の、国・県・町の農業支援策はどのようになっているかについてであります。

国の農業支援策には、生産調整に関する補助や農業生産基盤整備、農地保全、担い手確保、大規模な施設整備など、我が国農業の持続的発展と農村の振興を図るための全国画一的な制度や補助金があります。

県の農業支援策には、県が目指す「儲かる農業」の実現に向け、県内で農業を営む農業者や

農業団体、新規就農者などを対象とした各種融資制度や補助事業などがあります。

町の農業支援策としましては、国や県の補助事業が届かない部分の特色ある取組について広く支援する農林水産業振興対策補助金を用意しております。

9点目の、新規就農者支援はどのように取り組んでいるかについてであります。

新規就農者支援につきましては、国の事業である新規就農者育成総合対策を活用し、認定新規就農者に対し、経営開始資金を経営が安定するまでの最長3年間支給しております。今年度は6名の対象者が支給を受け、将来の地域の担い手を目指しております。これまでの実績としては、本制度の支給期間が終了した11名が地域農業の担い手として活躍されております。

10点目の、地産地消や6次産業化はどのように推進しているかについてであります。

地産地消の推進についてですが、町内の直売所やスーパー等の店頭には町内の農家が作った地場農産物が並ぶコーナーがあり、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化により、地産地消への意識が高くなっております。

また、学校給食においては、御飯は全て町内産米で賄われ、野菜についてもできる限り町内産を使用しており、子供たちに生産者の顔が見える給食を提供することにより、食生活の健全化や地場農業を知る食育教育を推進しております。

6次産業化の推進につきましては、町の農産物を活用した特産品開発において、農業団体や県、大学等と連携し、地酒や麺類、スイーツ等、特産品の商品化に取り組み、直売会、イベント、ふるさと納税返礼品等により販売までを行っております。しかし、各団体や個人による生産・販売量には限界があることから、安定的に商品を販売するための施設の整備など体制構築に向けた検討を進めてまいります。

11点目の、耕作放棄地対策はどのように取り組んでいるかについてであります。

阿見町の耕作放棄地面積は、直近のデータである平成27年度農林業センサスによりますと578ヘクタールであります。当町では、耕作放棄地の実態を踏まえ、平成20年度より耕作放棄地の対策事業に着手し、国からの耕作放棄地再生利用交付金に町独自の助成金を上乗せして、事業の推進を図ってまいりました。その後、国の事業が終了した令和元年度以降も、町単独の耕作放棄地再生利用補助金において取組を継続しております。その結果、令和5年度までの16年間で約28.8ヘクタールの耕作放棄地が解消されております。

耕作放棄地の解消につきましては、現在策定を進めている地域計画・目標地図において、地域の実情に合った担い手への農地集積に向けた取組を加速化させる中で、耕作放棄地の解消や有効活用を図ってまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、まず3番目の阿見町の農業の現状について、さらに伺いたいと思います。

茨城県の市町村別、年別、農業産出額の平成28年と令和4年を比較すると、今回御答弁いただいた令和4年の産出額は、阿見町は27億7,000万円ということで、県内33位ということだったんですけども、平成28年と比べると実は7億6,000万円もマイナスなんですね、阿見町は。率にすると21.5%もダウンしているわけです。

この要因は何か。また、どのような対策を取っているのかについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

農業産出額がダウンしている要因といたしましては、農業従事者の高齢化や後継者不足による離農が進んでいることが主な要因であると推測しております。そのため、新規就農希望者や若手農業者を発掘して新規就農者への助成を案内するなど、担い手への誘導を図るほか、農地の集積化による耕作放棄地の解消を図っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。

離農が主な原因ではないかということなんですけども、では、実際に阿見町の耕作地についての利用率というのはどのようになっているんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） 当町の耕地利用率は、農林業センサスのデータから算出しますと、2020年では52.1%、その5年前の2015年では57.8%でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） そうすると農地の集積率、これについてどのようになっているのかと、その目標を設定したのかどうか、それについても伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

当町の農地集積率は、町内耕地面積約1,750ヘクタールのうち、認定農業者の経営面積が約633ヘクタールでございますので、36.2%となります。また、今年度の地域計画の座談会等におきまして、各地区で担い手に農地を集積していく方向となったことから、今後は農地集積率は増加していく予測でございますが、具体的な数値目標は設定しておりません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 集積については増加させるということで、目標設定については早急にしていきたいと思いますというふうに思っております。

あと、阿見町の人・農地プラン、これ1回目、農林水産省に出したときに、なかなか計画と実態が違うんじゃないかということで、その実質化というのをさらに求めてきたわけですけども、阿見町の人・農地プランの実質化についての取組はどのようになっているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

人・農地プランの実質化につきましては、令和4年度までの間に、掛馬、竹来、廻戸、大室等の地区におきまして話し合いを実施しまして、農地の集約や将来方向の確定までについて行ってまいりました。令和5年度からは改めまして大字単位の20地区全てにおいて、地域計画の座談会を実施しております。その中で地域計画及び目標地図の作成を進めており、年度内には全地区の地域計画・目標地図が公表できる見込みとなっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 令和5年度で全地区目標地図ですね。結局、地図化することとは見える化できて、その地域の所有者の地主さんの意向が確認できて地図に落とせるということなので、誰が見ても分かるような形にできるということなので、取り組んでいらっしゃるということで安心をいたしました。

実際に今回、今御答弁いただいた中と、あと再質問の中で3つ4つ伺いましたけども、それを含めてというか、それを考慮して、現在の課題から阿見町の農業の未来について、どのような認識をされているのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

現在は確かに多くの課題はございますが、今後意欲ある認定農業者や新規就農者を増やすとともに、農地の有効活用や農産物の魅力度の向上により、地域農業の振興と活性化が図られている姿を目指します。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） それでは、4番目の認定農業者について再質問させていただきます。

認定農業者については、数字は現在伺いましたけれども、認定農業者の申請件数については、どのような数字になっているのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

認定農業者の申請件数についてですが、令和3年度が3件、令和4年度は9件、令和5年度は4件、令和6年度現在は1件の新規認定の申請がされております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 今年度が1件という形で、魅力を感じてないのか、なかなか進んでないと思うんですけども、農林水産省の認定農業者制度について、認定農業者となるための3つの要件という形を示しているわけですけども、それ以外に阿見町で要件としているものは、ほかにあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

国が示す3つの要件以外に、町独自での要件はございませんけども、3つの要件を満たすために、町が定める基本構想内におきまして、年間農業所得580万円、そして年間労働時間2,000時間を目標値として定めております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 御答弁の中に、農業従事者の高齢化と農家数の減少で、若手農業者の確保・育成が課題になっていますよという御答弁だったんですけども、実際にこの課題について、どのような解決に向けた取組をされたのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

現在の国の新規就農者育成総合対策におきましては、新規就農者だけではなく、親元就農についても支援対象となっておりますので、この制度を有効に活用しまして若手農業者の確保・育成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 続いて5番目です。

農地耕作条件改善事業については前向きな御答弁をいただきました。次期、令和7年度の要望受付から町が主体となり取り組む形で進めているということでございますので、本当にありがたいなと思っております。

今回この質問させていただいた中は、実際にほかの市町村でいけば、この取組自体は、自治

体の持ち出しがなくて、こういう改善ができるということなんですよね。阿見町については、過去に1年ぐらいやった部分があったというふうに伺っていますけれども、実際その後やっていないわけで、個々の農家さんからすれば、阿見町は受け付けてくれなかったもので、10万円以上のものを出して県に申請するわけですよね。町が窓口をしていってくれたら10万円以上のものは持ち出しがなかったということなので、そういう背景の中で今回質問させていただきましたけれども。

稲敷市では平成27年から令和2年にかけて、この農地耕作条件改善事業で区画拡大をしているわけです。その結果、令和元年から令和3年の3年間で、農地の集積率が19%から77%、すごいV字上昇しているわけです。そしてメガファームをやっていきましょうという形の中で、育成をしているわけです。その結果、3年間で面積が75ヘクタール、約100ヘクタールを超える農業規模を達成しましたということになっているので、やれば確実に成果が上がってきます。実際に令和7年度からやるということですので、それに期待したいと思っております。

続きまして6番目、町所有の利用料についてですけども、利用料を徴収しないのは、この答弁がちょっとなかなかよく分からないんですけども、阿見町行政財産使用料徴収条例に規定がないから徴収をしないのか。その辺は、この答弁ちょっと分からないので、それについて伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

阿見町行政財産使用料徴収条例の使用料減免の規定にございます、町長が特に必要があると認めるときに該当するため、使用料は徴収しておりません。町長が特に必要があると認めるとなる根拠は、平成26年9月に町と土地改良組合で交わした協定書であると解しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 条例の上位法令である地方自治法ですよね。この法律の条文の中の、地方自治体が持っている財産の管理及び処分の規定に抵触するのではないかと私は考えています。普通地方公共団体の財産は、条例または議会の議決が必要とされていますよね。この利用料を徴収すべき施設ではないというふうに答弁されていますけども、議会の議決をされているのか。これについて、町長はそういうふうに特別に減免しますよって言っているけども、本当に議会の承認を得ているのかということなんですけど、そこはどうなんだろうかね。

○議長（野口雅弘君） 産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

地方自治法には、条例または議会の議決が必要とございます。当該施設は町の行政財産に当

たるため、阿見町行政財産使用料徴収条例の使用料の減免についての規定が適用されるため、議会の議決は要しないと解しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 解釈で、このところ、今回も追認議案が出たわけですけども。やっぱり執行部はそういうふうに考えるということで、解釈が違ったということもあるので、本当にそうなのかなという部分があります。

例えば、例えばじゃないですね、実際に、茨城大学が圃場の水利代を払っているんですよ。一部、その水利関係の部分で、茨城大学は水利代を払っているんですよ。阿見町はこの茨城大学の水利代を受け取っているんですか、受領しているか、それについて伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

町では茨城大学から水利費は徴収しておりません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 水利代を茨城大学さんは払っているんですよ。何で払っているかって言ったら水利を利用しているからですよ。それは本当なんですよ。ですよ。だけど、町の財産じゃないから減免するからって言って、そのお金はどこ行っちゃったんだということですよ。だって支払っているんですからね。それ、ちょっと調べておいていただきたいと思います。

それから、ストックマネジメントを推進し、施設の長寿化とライフサイクルコストの低減を図らなければならないが、町が保有する農業用用水施設等のストックマネジメントとライフサイクルコストをどのくらいと考えているのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

当該施設は町所有物でございますが、組合の管理物でもございますので、町ではストックマネジメントやライフサイクルコストについての検討は行ってございません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 結局そこで行き違いがあるわけですよ。今回も、通常よりも漏れがひどかったという形で、一部水利施設について多額の出費しているわけです。それは60年以上たっているものに対して今回支払ったという事例があったわけですよ。そのマネジメン

トもしないし、ライフサイクル、生涯かかってくるコストは幾らとして試算もしない。それはなぜかって言ったら、町の所有なんだけど実質やっていっているのは違う水利組合だからだということですよ。これもおかしいと思うんですよ。

そのために、やっぱり利用者に対して応分の費用負担をしていただくことが必須なんじゃないかと私は思いますので、もう1回、徴収しないのはなぜか。同じことになるかもしれませんが、これも、これ改めて伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

何でしょう。

○産業建設部長（浅野修治君） 確認をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君） はい。

○産業建設部長（浅野修治君） 今なぜ徴収をしないのかという御質問でしたが、町が組合からなぜ徴収しないのか、なのか、それか組合が水を利用されている方からお金を徴収しないのかという、どちらの御質問だったか、ちょっと確認させてください。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 私の立場は、町の所有している農業施設があるから、だから茨城大学さんはそれに対して水利代を払っているということなんですよ。それが私は正しいと思っているので、だから、なぜ町が自分たちの農業……。町の所有物に対して、その利用……。例えばコピー代だってそうですよね。コピー代だって必ず払うわけですよ、それは条例で決まっているわけですよ。それを町のコピー機だから払ってもらっているわけなのに、それをしないのはなぜですかということですよ。

○議長（野口雅弘君） 産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

費用の負担に関しまして、水利代に関しましては、これは水利権は組合のほうにございますので、組合が決定するものでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ちょっとなかなかかみ合わない部分もありますけども、水利についてはそっちのほうをやっているから。でも、実際に霞ヶ浦からくみ上げる水利権の更新は町がしているんですよ。それ、町がしていて水利権は向こうだからって。じゃあ町がしなきゃいいじゃないですか。ですよ。何で水利権は向こうなのに、町が霞ヶ浦の水利権の更新をするのかって。そういうことも含めて、非常にこの徴収しないという理由はなかなか分からない。この答弁をいただいた中でも分からない。これについて、やっぱりもっと調べていただきたい

と思います。

続いて7番目、米の減反政策の状況について伺います。

実際、今は減反というふうに言わないんですね。数量目標という形になるんですけども、昨年までの主食用米の生産数量目標は達成したのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

昨年度、令和5年度につきましては、主食用米、米の作付目標面積463ヘクタールに対しまして、実作付面積が416ヘクタールとなっており達成してございます。同じく令和4年度、令和3年度につきましても、主食用米生産目標数量は達成している現状でございます。しかしながら、今年度、令和6年度につきましては、主食用米の価格高騰によりまして、戦略作物から主食用米への再転換が進んだことにより、未達成の見込みとなっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 今回、お米の価格がかなり上がったということがイレギュラーですので、今までは達成しているということであれば、また令和7年度以降目標達成に向けて努力をしていただきたいと思いますと思っております。

水田活用の直接支払交付金の利用状況について伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

令和5年度につきましては、戦略作物等に取り組んだ73名が利用された結果、目標数量を達成しております。その総額は約1,415万円となっており、また今年度の状況につきましては、来年2月頃に明らかになる予定となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 73名の方が利用されていて、1,000万円以上のものが交付されたということ。そして水田のほうは維持されていくということで安心をいたしました。

お米の需要なんですけども、今年の場合は確かに上がりました。ですけど、基本的に米については需要の減少があるわけですね。これを何とか個々の部分でしたいということなんですけれども、需要減少を踏まえて、実需者との事前契約とか複数年契約について支援をしているか、それについて伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

現在におきましても、加工用米の複数年契約等について支援策が残っておりますが、令和4年度以降、経営判断の中で活用されている生産者はございません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 続いて8番目、国・県・町の農業支援策について伺いました。まず、町の農林水産業振興対策事業補助金、これの補助内容と利用状況について伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

阿見町農林水産業振興対策事業補助金は阿見町における農林水産業の円滑な振興を図るため、地域に合った特色ある取組に対し補助金を交付する制度となっておりまして、令和5年度の実績といたしましては、認定農業者が組織する生産組合による機械導入の3件を含む7件に対しまして、111万1,900円の補助金の交付をしております。また、令和4年度は5件の取組に対し65万2,000円の補助金を交付しております。

以上となります。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。なかなか国・県の補助金が2年ぐらいで変わっているものも出てきている中で、やっぱり町民の皆さん、農家さんについては、町の農業支援策が重要となっておりますので、今7件、5件という形で111万円と65万円ということで伺いましたけれども、補助ができて振興できればいいなというふうに思っております。

この支援策について、先輩議員が令和3年度と令和5年度の定例会において一般質問をされております。そこで御答弁された内容なんですけれども、まず令和3年度第4回定例会においてですけれども、阿見町の産地化の規模、作付面積をどのようにするかというふうな一般質問の中で、産地化を推進している品目は、常陸秋そば、加工用のバレイショ及びカンショというふうになっております。そういう御答弁をいただきました。令和3年ですから、この3年間、どのような支援取組をされたのか伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

常陸秋そばの取組につきましては、団体を組織しまして機械の共同購入や、大学を絡めた技術研究、販路の開拓、そして麺や焼酎などの6次産業化への取組を行うとともに、そばを生産する認定農業者や、集落への認定新規就農者を対象にしました、そばの出荷数量に応じ支払われる交付金でありますとか、そばを畑で生産するに当たり購入したそばの種子代に対する補助金を交付した結果、令和5年度には99ヘクタールまで作付面積が拡大しております。

続きまして、加工用バレイショについてですが、近年、カルビー向けの加工用バレイショとしまして、JAに生産部会を組織しまして、カルビーとの生産会議や工場見学、圃場における技術講習会等を行いまして、相手方の求める作物生産に向け意欲的に取り組まれておりまして、今後にもまた、さらに面積が拡大すると思われますので、来年度以降バレイショの種芋代の費用に対する補助を行うこととしておりまして、令和6年度は37.7ヘクタールであったものが、令和7年度には57.7ヘクタールに拡大される見込みとなっております。

最後にカンショについてでございますけども、令和元年度より茨城県がサツマイモ増産に向けた強力な推進を行った時期に合わせまして、先進地である行方市のほうに視察研修を行いましたほか、行方市から生産法人を誘致し農地の集積を進めるなどの活動を行ってまいりました。

また、カンショについての補助といたしましては、機械化のための機械の導入について、県の補助事業への誘導でありますとか、そのほかの団体につきましても、町の先ほど言いました農林水産業振興対策事業補助金のほうで、機械導入の補助をさせていただいてございます。さらに、畑作出資等の助成といたしまして、カンショの苗代補助を生産拡大分について補助してきたものを、来年度以降は生産面積に応じた苗代の補助に変更しまして、作付面積は令和6年度現在26.2ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） この3年間でかなりの支援をしていただいた。その結果、取組としてはかなり伸びているよということでございました。

秋そばにつきましては、それを取り扱っていただけるお店のほうも増えておりますし、実際今課長のほうから、40ヘクタールぐらいから始まったんですかね、30ヘクタールぐらいですかね、から始まって、70ヘクタール台になって、99ヘクタール。100ヘクタールまではちょっと惜しかったんですけども、確実に伸びているという形で伺いました。

ただ、そのほかのバレイショとカンショなんですけども、この茨城県の農業産出額について、阿見町だけをピックアップしてみると、なかなか芋類とかについて、これ金額ベースになりますけども、V字になってないんですよ。なかなかここは御苦労されているんだと思いますけれども、かなり、やっぱりその技術、また行方市さんのほうも来られているということがありますので。あと、遊休農地、荒廃はちょっとあれですけども遊休農地なんかもあるので、この辺の部分をさらにしていただければ、先輩議員もやっていたねという形で評価いただけると思います。

それから令和5年度、去年の部分ですけども、キュアリング施設の導入を含むインフラ整備への支援について調査研究をしてまいりますという御答弁いただきました。これについてはい

かがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

現在、町内のカンショ生産者は、一部の方を除きまして、J Aや専門業者への卸が主体となっております。今のところ、キュアリング施設とインフラ施設に関する相談や要望等については、町のほうで受け付けていない状況となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 去年質問して答弁いただいたのでなかなかあれですけども、これは議会報告会で来られた参加者からいただいた要望もありましたので、多分令和5年度について質問させていただいたと思うんですけども、実際にキュアリングについては、生産した物100%が全部企業さんのほうに引き取ってもらえれば、別にキュアリングは要らないわけですよ。

だけど、例えばそうすると、主導が農家さんじゃなくて、やっぱりその引き取る業者さんによって生産量が変わってしまうので、さっき言った、かなり少ない金額なので、そこを阿見町としてやっていくということであれば、キュアリング施設を持って年間の部分をもっと上げていくということが大事だと思いますので、引き続きの検討をお願いしたいと思います。

それから9番目、新規就農支援についてですけども、阿見町の新規就農者数の推移についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

国の補助金による支援期間を終えられた認定新規就農者は11名いらっしゃいますが、そのうち7名の方が認定農業者として御活躍されております。また、現在6名の新規就農者が支援を受けながら営農に取り組んでいらっしゃいます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 認定された方7名、今年度については6名という形ですけども。この主な部門別の新規就農者はどのような状況になっているのか、お伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

現在支援を受けている新規就農者も含めた17名の方の営農類型は、露地野菜が8名、施設野菜が1名、レンコンが7名、花卉花木が1名となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） もうかる部門とにかく定着していただいて、阿見町にも貢献をしていただきたいというふうに思っております。

続いて10番目、地産地消と第6次総合計画についてのお伺いです。再質問でございます。

地産地消の取組により、地場産業農産物の生産とか商品についてはどのように拡大しているのかについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

機械化して大規模な営農を展開されている担い手さんから、それから少量多品目の野菜を生産する農家さんまで、地元の直売所やスーパーに地場産野菜として出荷されております。それで、農家の経営や町内の地場農産物の消費を支えております。また、近年では農産物の価格が高騰しているため、安くて安心・安全な地場産農産物の需要や消費は拡大していると認識しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 国の地産地消コーディネーターの派遣制度というのがありますけれども、これについての取組強化を検討しているのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

農業分野での地産地消コーディネーターの派遣による地産地消の取組強化については、検討した経緯はございません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ぜひ検討していただきたいと思います。

10番目の地産地消、第6次総合計画についての最後の質問ですけれども、先月11月27日に行方市にさつまいも課というのが設置されました。もう皆さんもニュースで御案内のこととは思いますが、阿見町には令和2年度にJAなめがたしおさい甘藷部会連絡会さんとか意見交換をしているよということでしたけれども、この行方市の取組による産業化を阿見町もする場合には、何が必要なのかについてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

町内の農家の方が本格的に6次産業化に取り組むためには、まずは産地として成熟することが重要でございます。

次に、ただ単に農作物を出荷するだけでなく、自らが付加価値をつけて販売していこうとする2次産業への取組に向けた意識の醸成を図る必要があると考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） この行方市のさつまいも課。すごいのは、キリンさんとかカルピスさん、JR東日本とコラボを組んで大々的にやるわけですね。6次産業化というのは1次産業、2次産業、3次産業トータルで6次産業にしましょうという形なので、やっぱり個別の農家さんはなかなかできないわけですね。ただ、ほかの自治体でもやっているサツマイモ——カンショでは2番目の行方市さんが3社とコラボできているということですので、これも調査しながら、来年の1月に2回イベントがあるそうですので、ぜひ行ってみたら……。私も行きますので、御一緒できればというふうに思っております。

それから11番目、耕作放棄地対策についてですけども、耕作放棄地の578ヘクタールの内訳についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

阿見町の耕作放棄地578ヘクタールの内訳についてですが、2015年農林業センサスの調査によりますと、販売農家所有地が154ヘクタール、自給的農家所有地が128ヘクタール、土地持ちの非農家所有地が296ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） まず、耕作放棄地再生利用補助金の利用状況についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

制度が始まりました令和元年から御説明させていただきます。

令和元年度が、阿見地内の水田19アールが再生されております。続きまして令和2年度が、吉原地内の畑30アールと大形地内の畑27アール、上条地内の畑13アールの合計70アールが再生されております。続きまして令和3年度は、大室地内の畑が9アール、荒川本郷地内の畑105アール、計114アールが再生されております。令和4年度は取組がございませんでした。

令和5年度、吉原地内の水田15アールが再生されておまして、令和元年度から令和5年度

にかけて再生された合計面積は2.18ヘクタールとなっております、交付された補助金額といたしましては100万8,950円となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 個々の地区で再生が進んでいるということを伺いました。第6次総合計画については、年間4ヘクタールぐらいを目標とするという形で多分あったと思うんですけども、令和7年度については、それは明確な目標数値については掲げていないわけですよね。

国は令和12年度に農用地区域内の農地を397万ヘクタール確保するために、再生可能な荒廃農地について再生するということを目標にしているわけです。阿見町も、国とともに耕作放棄地の解消のために明確な目標設定が必要じゃないかと私は考えますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長小松澤智君。

○農業振興課長（小松澤智君） お答えいたします。

耕作放棄地の再生の取組につきましては、町独自の数値目標を設定いたしまして、目標管理をしていく予定となっております。以前の4ヘクタールのようにはいきませんが、少ないながらも農地集積を図る中で耕作放棄地対策に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） ありがとうございます。もう時間もありますので、再質問については以上といたします。

まず、私の周りで農業を営んでいる皆さんが、あと10年たったら体も思うように動かないから俺たちの代で農業は終わるよというふうによく言われるんですよね。高齢化が進み、子供たちは農業以外の職業に就いていると。こういう状況では専業農家は続けられず、畑や田んぼの管理さえもできないのはやむを得ない現実だと思います。

令和5年1月1日現在の阿見町の土地利用状況は、農地が32.6%、宅地が17.5%、山林が14.9%、その他が35%になっています。また、阿見町の産業別人口を見ると、令和2年度の国勢調査による産業別就業人口割合では、第1次産業が3.7%、第2次産業が27.1%、第3次産業が69.2%になっているわけです。農業・林業・漁業は生活に不可欠な第1次産業です。しかし、阿見町の第1次産業の産業別人口たった3.7%です。3.7%の人たちが阿見町の農地や山林、阿見町の土地47.5%、約半分を担っているわけです。

俺たちの代で農業は終わりだ、何とかしなければならぬ。あと10年間の間に何とかしなければならぬわけです。農業に従事する人たちに、未来に希望を持ってもらう、農業を成長産

業にしていく。そのために国・県・町ができることはたくさんあると思います。阿見町の農業の未来は明るいか、これこそが阿見町が市としてバランスよく発展していく第一歩だと私は思います。この実現に向け、執行部にさらなる御尽力をお願いしたいと思います。私たちも、私と議会も共に頑張ります。

このことをお誓いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで13番栗原宜行君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番紙井和美君の一般質問を行います。

5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、自治会等のデジタル化と地域コミュニティの連携について伺いをいたします。

近年、人口減少と高齢化により、自治会等の地域住民の支え合いによる組織が弱体化し、地域コミュニティを維持することが難しくなっている地域が増えているのは、全国の自治体の課題でもあります。核家族化が進み、家族の支え合いの機能が低下し、孤独や孤立の問題化も深刻化し、非正規雇用の増加等により職場での家族的なつながりも薄れるなど、私たちを取り巻く社会環境が急激に変化する中で、安全に、そして安心して暮らせる地域をつくる自治会はどうしても持続していく必要があると考えます。

そこで、自治会運営をもっと身軽に、そして運営しやすくするために、デジタル技術を活用するのもこれからの時代は重要ではないでしょうか。住民同士の情報交換や、回覧板の電子回覧板への移行、広域的に活動している事業主体と情報交換の場を開設するなど、柔軟で多様な連携が可能になり、さらには事務的処理の負担の軽減が図られるため、現役世代や若い人材の参入などに大きな期待が寄せられるのではないかと考えます。

また、地域活動の担い手を自治会や行政区内に限定せず、NPO法人、子ども食堂、高齢者サロン、一般企業など、多様な人材や組織と柔軟に連携することにより、オール阿見として広域的に、安全・安心を実感できるまちづくりの構築ができるのではないかと考えられます。

私のところにも、行政区運営の課題については様々な相談が寄せられています。行政区それ

それぞれに特色があり、課題も異なります。阿見町では人口が増え、間もなく市制を迎える状況の中でありますので、地域の活性化に向けて進めるため、まさにまさにピンチをチャンスに変えるときであります。

そこで、以下の点について伺いをいたします。

- 1、当町の自治会等行政区運営の現状と課題について。
- 2、自治会等行政区の活動を維持し向上させるために、どのように取り組んできたか。
- 3、地域活動の担い手を自治会や行政区内に限定せず、多様な人材や組織と柔軟に連携し、オール阿見として広域的に運営できないか。
- 4、自治会等行政区運営のデジタル化について取り入れていくのはどうか。
- 5、地域予算や町民討議会、市民活動支援補助金は、地域活動にどのように貢献しているか。今後の展望も含めて伺いたい。

以上5点について、町の見解を伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 紙井議員の、自治会等のデジタル化と地域コミュニティの連携についての質問にお答えいたします。

1点目の、当町の自治会等行政区運営の現状と課題についてであります。

現状と課題につきましては、今年10月時点の行政区加入率が72.2%と、昨年度より1.2%減少しており、加入率が年々低下していることのほか、役員の担い手不足や高齢化が課題となっております。このため、現役世代の参加を促進していくとともに、人材の発掘・育成を図っていく必要があると認識しております。

2点目の、自治会等行政区の活動を維持し、向上させるためにどのように取り組んできたかについてであります。

行政区の加入促進の取組としましては、町民課窓口で転入・転居者向けに加入案内チラシを配布しているほか、町内不動産事業者等に御協力をいただき、町が作成した加入案内チラシの店内掲示や、お客様への配布と併せた加入の呼びかけを行っていただいております。

また、広報紙や町ホームページに、行政区加入案内や行政区活動の紹介を掲載し、町民へ広く周知を図っているほか、区長会が実施する研修会を支援し、地域力の向上に取り組んでいるところであります。さらに、荒川本郷地内で新たなまちづくりが行われる際に、開発事業者等に対して、分譲の進捗を見ながら行政区新設までサポートしていただく働きかけを行っております。

3点目の、地域活動の担い手を自治会等に限定せず、NPO法人など多様な人材や組織と連携することにより、広域的に安全・安心を実感できるまちづくりの構築についてであります。

議員御指摘のとおり、コミュニティ活動は多様化しており、当町でも多くのNPO法人等が活動されております。変化する住民ニーズへの対応や、行政区運営の担い手不足の課題解決に向け、行政区やNPO法人等を含めた様々な組織の連携・協力について、他自治体の事例を調査研究してまいります。

4点目の、自治会等行政区運営のデジタル化についてであります。

行政区運営のデジタル化により、行政区内における情報共有の効率化・迅速化や、役員の事務負担の軽減が図られるほか、現役世代の参加を促す機会にもなることから、行政区の課題を解決するための有効な手段の1つであると認識しております。そのため、まずは行政区のデジタル化の現状や町民ニーズを把握するとともに、他自治体の事例についても調査研究してまいります。

5点目の、地域予算や町民討議会、市民活動支援補助金は、地域活動にどのように貢献しているかについてであります。

地域予算は、行政区から挙げていただいた要望を地域づくり会議で話し合い、地域の課題解決に向けて活用していただく制度であります。令和5年度は、全体で114件の要望が挙げられ、話し合いの結果36件の要望を予算化いたしました。

また、町民討議会は、町民参画による協働のまちづくりの推進と地域リーダーの育成を図るため、年2回実施しております。今年度の第2回町民討議会では、これまでの町民討議会参加者から構成される実行委員会を設立し、町民討議会のさらなる充実を図っているところです。

市民活動支援補助金は、市民活動団体の自立を支援するとともに、市民活動の活発化により地域課題の解決を図るものです。今年度は、未就学障害児支援事業や動物とのふれあい事業等、6団体から申請をいただき、交付を決定いたしました。

今後も引き続き、行政区や市民活動団体等の地域コミュニティ活動を支援し、町民参画の推進と住民自治の浸透を図りながら、社会環境の変化に適応した地域コミュニティの形成に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

1番目の、当町の自治会の運営の現状と課題についてですけれども、現役世代で参加する人に対する課題は各地域からどのような声が上がっているか、お分かりでしたらお答えください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現役世代の参加に対する課題につきましては、行政区長の調査を実施しておりませんが、以前、区長会役員の成り手がいないとの相談がございました。この際、区長からは、退職した人で役員を引き受けてくれる方が見当たらない。仕事をしている人は平日に時間に余裕がなく、週末は日常生活で忙しいため、行政区活動に時間を割くことが難しいなどのお話があり、新役員の選出に苦勞している現状を把握しているところでございます。

今後、現役世代の方が少しでも負担がなく、行政区活動に参加できるよう何らかの支援や取組が必要ではないかと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） ありがとうございます。

行政区運営に関してはいろんな行政区の区長さん、また、その役員の方から相談があるんですけれども、何か所かの声をいただいています。特に先進的に取り組んでいる行政区、幾つかあるんですけれども、これは南平台3丁目の自治会長さんからいただいた答申書なんですね。これ、お話があったものなんですけれども、これは自治会運営を何とかしなくちゃいけないということで皆さん危機感を募らせまして、会長さんが自治会組織について考える諮問委員会の声かけをして発足をさせたというものなんです。このように協議しながら答申書を作成されています。

この内容は、本当に細かく一つ一つ丁寧に話し合われてきているものなんですけれども、会員の役割、また役員の負担の軽減はどうするかということですか、組織の今後の運営の仕方、また町が担うことと自治会が担うものの、これを明確化していくということ。ごみの問題なんかも、深く出てまいりました。要するに、シンプルで理解しやすい組織運営の在り方を明確に深く話し合われておりまして、すばらしいなと思って、後で御覧になっていただきたいんですけれども、御紹介をさせていただきました。

区長の研修会をなさっているということなんですけれども、区長間の交流とか、あと勉強を目的として、通常年1回の開催ということでありました。開催時期や開催回数、また内容等の詳しくは役員会で決定されるようなんですけれども、区長会への支援、ほかにはどのようなものがあるかお尋ねいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えいたします。

区長会においては、自治会の円滑な運営と発展を推進するため、毎年4月に総会を開催しておりまして、その場で役員会や研修会の計画を立てております。町では、その運営を支援して

いるところでございます。

区長会の研修会では、昨年同様、今年度も防災に関する座学、先進地視察研修の2回を行ったところでございます。座学研修では、行政区における災害時の初動対応について区長間で意見交換を行いながら、各行政区の情報を把握しつつ、自主防災に関する理解を深め、防災に備えていただいているところでございます。

また、研修会では、その見識を深めていただくため、体験学習等の機会を設けているところです。この研修で得た知識を地域活動に活かしてもらいながら、行政区活動の維持向上につながるよう、区長会とも今後も取り組んでまいりたいと思っております。

先ほど紙井議員からありました地域の課題等もこういった区長会の役員会等で検討しながら、地域がよくなるように進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） そうですね、年に1回だとなかなか交流する場がないかと思います。様々な課題を区長さんが意見交換をする場というのは、ほかにありますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） 御質問の、ほかにあるかということなんですが、先ほどのやはり総会におきましても、全区長が集まるというところで、いろんな情報を持った区長の意見交換をしていただいているところです。議事にはありませんけども、そういった人が集うところというのは、各区長にとっても勉強になりますし、私たち行政としても、そういうところで基本的なものをお願いしている状況になります。

また、小学校区の代表で構成いたします、先ほど御説明いただきました役員会についても随時開催しておりまして、地域の課題について意見交換を行っております。直近の役員会では行政区の世帯数が少ないところについての課題を共有いたしまして、今後どのように地域の運営を進めていくかなどの議論になり、今後も区長会との検討課題として話し合いを継続していくところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。やはり意見交換、また、よその行政区はどうやっているのかというのを知ること大事だし、また一般町民の方の声を聞くのも非常に大事なかなというふうに思います。

そこで取手市のほうで、令和5年度に自治会・町内会の取組アンケートを行っています。当町では同様の自治会に対するアンケート調査を行ったことはありますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えいたします。

当町では令和２年に、コロナ禍における行政区の総会の実施状況について調査した経緯がございます。しかしながら、今御質問いただいた自治会運営に関する詳細なアンケートの調査は実施してございません。

議員からお話いただきました取手市の実施調査事例等を参考にいたしまして、自治活動の課題やその解決方法に向けた取組として、ＩＣＴの活用状況などの内容が結果として報告されております。当町におきましても、このような調査結果を参考といたしまして、行政区への調査を行うなど、区長会とも連携を取りまして、自治活動の課題等の把握に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ５番紙井和美君。

○５番（紙井和美君） ありがとうございます。今、部長がおっしゃったように、ＩＣＴ、そういうものについても話合いがなされているようです。

これ、今年の５月なんですけれども、本年、令和６年１月中旬から５月下旬までの間に回収をして、１４４部配布した中で１１３部、７８％の回収率ということであります。その中でも特にＩＣＴの活用状況ということで、今現在使っているというところが５６件、あと１１件あります。ワード・エクセルで資料を作るということですか、あとメールとかＳＮＳで会員同士が交流をやるというところも２２件ほどありまして、ここも活性化されているというふうにお聞きしました。

このアンケートの中で気になったのが、役員における女性の割合なんですけれども、１０２件中、役員における女性の割合０％というのが４０件あるんですね。９０％台というのは３件しかありませんで、やはり地元根差した女性の声、そういうのも活かしていくために、女性が役員になりやすい状況をつくっていくのも重要なのかなということを、これを見ながらも感じたところであります。

また、地域のお祭りやイベントなどではありますけれども、大変でも地域の連帯感を深めて、災害のときなどに力を発揮するわけなんですけれども、総務省や茨城県が打ち出している地域運営組織、これについては、今まで行ってきた自治会の仕事を、地域で活動する人や団体に協力を依頼するものでもあると思います、先ほど申し上げた地域の団体との連携なんですけれども、そのような行政活動に協力した場合、町が一部助成をするなどの支援があればいいと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

地域運営組織は、地域で暮らす人々が中心となって形成する地域の課題の解決に向けた持続的な実践組織でありまして、自治会活動にとどまらず、送迎サービスや高齢者交流サロン等の災害時の共助も含めまして、活動の支援を行える団体かと思っております。当町においては、このような地域運営組織を対象とした支援制度はございませんが、地域住民が安心して暮らし続けるためには、今後必要な組織であるかとは認識しているところでございます。

地域運営組織については、組織の設立や運営方法に関する課題などもございますので、他の自治体等の事例等を参考としまして、調査、検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） この地域運営組織、これ充実させていければというふうに願っているところであります。

4 点目のデジタル化についてですけれども、これから地域運営は事務的な仕事や連絡等のスリム化を図るために、役員の負担軽減も図られるということで、I C Tを取り入れることは重要であると思いますが、何から手がけていくことがいいのか、今行っていることがあるのか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

地域の運営に I C Tを取り入れていくためには、行政区におけるデジタル化の状況や町民ニーズの把握が必要と考えております。デジタル化の導入には、電子回覧板やインターネット利用のオンライン会議などが考えられますが、比較的負担の少ないところから始めていきたいと考えているところでございます。

しかしながら、デジタル化を進めるに当たっての課題の 1 つといたしまして、利用する地域住民の I C Tに関する理解が不可欠となりますので、まず初めに、デジタルの活用に不安を感じている高齢者等のデジタルデバイドの解消に向けた取組について、関係部署と連携しながら推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） コロナ禍以降、やはり I C Tを使ったものが急激に伸びています。日本はちょっと遅れているぐらいな状況でしたけれども、先ほどのデジタルデバイド、本当にそういうふうに拒否しては成り立たないような世の中になってきている。丁寧に丁寧に拒否感を持っている人にも教えていく、そういった取組も、ぜひ考えていただきたいというふうに思っています。行政区の中でもそのようなことを考えている行政区は幾つかありますので、連

携しながら進めていっていただきたいなというふうに思っています。

地域の課題に向けた地域予算についてですけれども、令和5年に114件のうち36件がなかったというふうに答弁でありました。114件のカテゴリー別の内訳と、あと36件の内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長活動課長浅野奉子君。

○町民活動課長兼男女共同参画室長兼町民活動センター所長兼男女共同参画センター所長（浅野奉子君） お答えさせていただきます。

114件の内訳で、要望の多いものから申し上げますと、防災消防関連が21件、街頭防犯カメラが20件、遊具やベンチ設置等の公園関連が18件、道路整備表示関連が13件、公会堂への備品購入等が12件、交通規制関連が5件でございます。そのほか広報掲示板の設置、防犯灯の設置、横断旗の購入などの要望をいただいております。

また、予算化しました36件の内訳でございますけれども、防災消防関連が10件、公園関連が9件、公会堂関連が5件、街頭防犯カメラが4件ございまして、そのほかに防犯灯設置、横断旗の購入、カーブミラーの設置、広報掲示板など合わせて8件という状況でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。やはり地域の安全が中心になっているのかなというふうに考えましたので、安心・安全のためにも、これからもしっかりと皆さんの声を聞いていただきたいなというふうに思うんですけれども。

あと市民活動団体、これ町に貢献する地域活動の担い手になってもらいたいというふうに思うんですけれども、そのように活動している例がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

市民活動の中でも、地域活動の担い手として活躍する代表的な事例といたしまして、地域ネットワークの強化にもつながる子ども食堂が挙げられると思います。現在町内で9か所の子ども食堂が、子供の孤食を減らすことや子供が安心して生活できる地域づくりを目的に活動しております。令和5年度からは、各団体の活動報告や情報交換などをする場としまして、定期的に交流会を実施しているところであります。

また、町民等が食料の支援をいただいた際に、その情報を共有できるよう団体同士でグループLINEがつながる連携体制も整っているところでございます。今後も地域活動の担い手である市民活動団体が増えていくよう、引き続き支援してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） ありがとうございます。ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

最後ですけれども、これからの自治体運営は住民だからやらなくてはいけないという義務感ではなくて、やったほうがいい、やったほうが得だというイメージをつくり上げていくことが大事ではないかなというふうに考えております。実際、自治会のデジタル化は、市町村においては災害時の安否確認やオンライン会議、またデジタル講習会などの実例もあります。これなどは家にいながらも見るということができるといふ利点があります。

先ほどのデジタルデバインドに関しましても、今後使い方の講習や得意分野の人を集めたり、丁寧に教えながらやったり、そういったすみ分けをしながら行っていくことからスタートするのはどうかというふうに考えています。とにかくシンプルで分かりやすく、入り込みやすく、そして、ある程度の心地よい距離感を持ちながら、温かみのある地域運営を構築していくことを目指していきたいなというふうに我々も考えております。

それでは、以上でこの質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

一人一人にあった多様な保育のサポートについて。

現在は時代の流れとともに、一人ひとりの生き方の多様性が求められる時代になってまいりました。大家族の中で、地域と一緒に子育てをしたり、そのようにした昭和の時代から、核家族が進む中、令和の今は子育ても少しずつ変化をしております。

子どもを育てるに当たりまして、相対的評価から絶対的評価のよい面を取り入れながら、発達段階に合わせたり、個性を尊重したりと、一人ひとりに丁寧に光を当て輝かせるために、保護者のみならず地域全体で支え育てていく支援がさらに重要となってまいりました。

中でも、人格形成のスタートとなる保育は、主に幼児——ゼロ歳から6歳までの子どもに対して、健全な成長と発達を促すために行われる支援や活動のことを指し、家庭や社会での子どもの生活をサポートし、遊びを通じて社会性を育むことが重要な役割となっています。保育の中では遊びが大きな役割を果たします。遊びは子どもの想像力や協調性、問題解決能力を育むための重要な手段であります。自由遊びや組織的な遊びを通じて、子どもたちは自分の興味を深めたり、集団の中でルールを守ることを学びます。子どもの発達段階に応じた支援を行い、心身の発達を促進いたします。

例えば、言葉を学び始める時期には言語能力を育む遊びや活動を行い、運動能力を高めるためには体を使った遊びを取り入れます。感情や社会性を育むために、集団での活動やほかの子どもたちとの関わりを促進いたします。

また、保育者は、子どもたちが安心して過ごせる環境を提供することが求められます。子どもたちが不安や恐れを感じないようにサポートし、愛情を持って接することで、子どもの情緒的な発達を促進いたします。また、問題行動や感情のコントロールを学ぶための支援も行います。

保育は、子どもたちが他者と協力したり、ルールを守ったりする社会的スキルを身につける場でもあります。集団生活の中で、ほかの子と遊ぶ中で人格形成をつくり上げていきます。近年様々な保育施設が誕生し、一人ひとりに合った場所を子どもの立場に立って保護者が事業所を選ぶ選択肢が増えてまいりました。

そこで、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない本事業の要件を満たす施設を利用する保護者への支援として、多様な集団活動事業の利用支援を国が設けました。これは各自治体の手挙げ方式となっています。

多様な集団活動事業の利用支援については、つくば市の森のようちえん全国ネットワーク連盟の呼びかけにこたえて、自然を活かした保育活動・野外活動をしている様々な団体が次々と手を挙げて、自主保育のコロボックルさんはじめ7か所で開催をしています。コロボックルさんには、阿見町からも通園をされています。

幼稚園も認可保育園もあり運営形態は様々でしたが、そうした中で、幼児教育・保育無償化の対象から外れる子どもたちに対して、この多様な集団活動の利用支援は、保護者の負担も軽減され、金銭的にちゅうちょしていた人も安心して通わせることができるのではないかと考えます。

阿見町でも自然を活かして、みんなで遊んで育てていこうという、野外保育を開設する方が出てくるかもしれません。実際そのような活動を行っている阿見町プレーパーク森のきのこさんや、自由に遊び隊さんなどの団体があります。私も何度か参加させていただきましたが、本当に参加した子どもたちのきらきらした笑顔が目に焼きついています。今後この子どもたちがどのように成長していくのか楽しみでなりません。

我が阿見町にはまだまだ自然が多くあり、環境的には十分整っているため、今後に期待するものであります。そこで、以下の点について伺いをいたします。

- 1、地域における小学校就学前の子どもを対象とした、多様な集団活動事業の利用支援について、手挙げ方式のため当町でも取り入れられないか。
- 2、保育所や幼稚園に通っていない未就園児の人数とそのサポートについて。
- 3、こども誰でも通園制度について。
- 4、子育て全般の相談支援の現状と今後について。
- 5、障がい児保育の現状と課題、今後の計画について。

6、就学前の各施設の連携と保護者の相談サポートの充実について。

以上、6点についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 一人一人にあった多様な保育のサポートについての質問にお答えいたします。

1点目の、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援についてであります。

この支援制度は、子ども・子育て支援法において、多様な事業者の参入・促進能力活用事業にメニューとして規定されているものであります。内容としましては、保育所や幼稚園などに通園しておらず、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の幼児の保護者が、支援制度の要件を満たす施設等を利用する際に支払う利用料の一部を、国と地方自治体で支援するものであります。

現在、町内には該当する施設は確認できておりませんが、他市の該当する施設に通園しているお子さんがいることは把握しておりますので、保護者の経済的負担軽減の観点から、施設等に支払う利用料の一部を支援することを前向きに検討してまいります。

2点目の、保育所や幼稚園に通っていない未就園児の人数と、そのサポート及び3点目の、こども誰でも通園制度につきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

令和6年4月1日時点の未就園児は、未就学児全体の2,273人から、町が入園を把握している1,591人を差し引いた682人であります。未就園児の保護者をサポートする手段として、こども誰でも通園制度と一時保育事業があります。どちらも保護者の就労の有無に関わりなく保育が困難となった場合に、保育施設で一時的に保育を提供するサービスです。

当町では、一時保育事業については実施しておりますが、こども誰でも通園制度については実施しておりません。こども誰でも通園制度につきましては、利用者のニーズに応じた実施場所の確保や通常保育に支障がない形での推進が課題となっており、現在は一部の自治体で試行的に実施している状況でありますので、今後の国の動向を注視してまいります。

4点目の、子育て全般の相談支援の現状と今後についてであります。

現在当町では、子ども家庭課、地域子育て支援センター、健康づくり課、保育所、児童館で子育てに関する相談支援を行っております。特に、児童虐待に関する相談等については、各部署が連携を図って対応しております。

なお、子ども家庭課内に設置した要保護児童対策事業を主とする子ども家庭総合支援拠点と、健康づくり課内に設置した母子保健事業を主とする子育て世代包括支援センターを一本化した、こども家庭センターを総合保健福祉会館内に令和7年4月に開設します。全ての妊産婦から子

育て世帯まで、切れ目なくスムーズな相談支援をより一体的に行ってまいります。

また、子育て世帯の交流の場となる施設として、総合保健福祉会館の隣接地に令和8年4月の開設を予定しております、（仮称）子育て支援総合センターは、地域子育て支援センターの相談窓口としての機能も有しており、身近な相談機関として、こども家庭センターと連携を図り支援してまいります。

5点目の、障がい児保育の現状と課題、今後の計画についてであります。

障がい児保育につきましては、全ての保育施設で実施しており、入所後の対応として、保育士等の加配職員を配置しておりますが、加配を要する児童の割合が増加傾向にあることから、加配職員の確保が課題となっております。

今後の計画につきましては、当町で加配職員を配置している私立保育施設に対し支給している障害児保育事業費補助金について、支給要件を緩和することで、施設のニーズを反映した補助金とし、受入体制を整えていただけるよう検討してまいります。また、既に保育所等に入所している障がい児への対応につきましては、心理相談員による保育施設への巡回相談の回数を増やし、発達についての心配やお子さんとの関わり方などのアドバイスを行うことで、保護者と保育士の負担軽減を図ってまいります。

6点目については、教育長より答弁いたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） よろしく申し上げます。

一人一人にあった多様な保育のサポートについての質問にお答えいたします。

6点目の、就学前の各施設の連携と保護者の相談サポートの充実についてであります。

就学前の各施設との連携については、教育委員会の就学担当者が健康づくり課や子ども家庭課の巡回相談に同行し、幼児教育施設の職員と情報の共有を行い、必要に応じて保護者との就学前相談を行っております。また、保護者の相談サポートについては、就学学習会を実施し、就学先決定までの流れや相談窓口を周知したり、特別支援学校や特別支援学級の見学に就学担当者が同行したりするなどして充実を図っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございました。

地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援、これにつきまして前向きに検討していただけるという答弁いただきまして、本当にうれしく思います。

本日、リモートで皆さん、この答弁をお聞きになっていると思いますけれども、保護者の方々は本当に喜ばれるというふうに思っています。

ちなみに、いつ頃から実施できるのでしょうか。また、どのくらいの補助割合か教えていただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

実施時期につきましては、令和7年度から実施できるように検討を進めてまいります。それから、補助割合——補助額ということになるかと思いますが、こちらについては、対象幼児1人当たり月額2万円を上限とする見込みでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 3万7,000円払っていたところ、2万円補助していただけるということは、本当に助かる、経済的な負担も軽くなるというふうに思っていると思います。

先ほど申し上げました、つくば市の阿見町から通っているコロボックルさんの保護者の声をちょっとお伝えしたいと思うんですけど、これは自主保育のコロボックルということで、これホームページから御紹介させていただきますけれども、保護者の方からの声です。

「コロボックルの保育者・五十嵐さんの呼びかけに心を動かされた親子が、1986年以来、茨城県県南のつくば市内で活動を重ねてきました。幼稚園でも保育園でもない、コロボックルって大家族のようなところ。年齢、性別、ごちゃごちゃの中、いろいろな場面で子どもたちは育っていきます。私たち父母も保育参加することで、我が子を含めた子ども集団の成長を、保育者と共に見守ってきました。興味のある方は、一度遊びに来てください」、このような形の保育所であります。

多様な中で、それぞれに合ったところを見つけて、そこで伸び伸びと育つということは、子どもにとっても非常に重要なことではないかなと思うので、今後とも御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

それと、一時保育事業の利用内容、あと利用状況の推移、また課題についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

一時保育事業の利用の内容としましては、保護者の急病や断続的な勤務、または冠婚葬祭や育児疲れ等の私的理由などにより保育が困難となった保護者に対して、保育施設において一時的に保育の提供を行うということでございます。

利用状況の推移でございますけれども、直近3年間の年間利用、延べ人数で、令和3年度が257人、令和4年度が481人、令和5年度が564人となっております。

課題といたしましては、一時保育のニーズに応えるために預かり可能な日数を増やす必要がございますが、保育士の確保が課題となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 確かにおっしゃるとおり、保育士の不足というのが一番の課題になっているかなと考えます。

こども誰でも通園制度に関しましては、就業していない親御さんでも一時的に預けていける制度でありますけれども、保育所にとっては、週に一、二回来るお子さんと毎日来ているお子さんのすみ分けですとか、あと、そこについている保育士さんですとか、そういうことが課題となっていますので、国の制度もまだまだこれから改善すべきところがあるのかなと思います。今後、国のほうでもこれをスタートしていくということですので、それまでの間に何かこの一時保育の充実なんかも兼ね合いしながら、しっかりと充実させていただければなというふうに考えているところであります。

あと、子育て全般の相談支援の現状と今後ということについてですけれども、子ども家庭総合支援拠点事業、あと子育て世代包括支援センター事業、それぞれの令和5年度の相談件数についてお尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

まず、子ども家庭総合支援拠点事業につきましては、ネグレクトに関する相談、それから心理的虐待に関する相談など、197件でございます。

それから、子育て世代包括支援センター事業につきましては、発育発達に関する相談、それから育児不安などに関する相談など、500件ということでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

子ども家庭総合支援拠点事業では、資料では令和4年までしか出ていなかったんですが、令和元年は78件、令和2年は85件、令和3年は119件、令和4年は161件、そして今お伝えしていただいた令和5年は197件と、毎年ぐんぐん上がっている、相談件数も増えるということとは相談しやすい窓口であるということの証拠であるかと思います。そういったことで、悩みも増えているというのも比例して、その数に上ってきているのではないかなと考えています。

これからさらに相談しやすい体制を拡充していく必要があるのかなと考えているところです。

そこで相談の中の1つ、親子相談ルームのくれよん——健康づくり課がやっているところ、あと、つぼみ教室などの連携した取組はどのように行われているか、お尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

つぼみ教室のほうは、社会福祉課で実施しております。こちらを利用する際には、医師からの診断書、それから意見書、それから障害手帳のいずれか1つを提出していただいておりますが、主治医が決まっておらず、診断書または意見書の提出が困難な児童で、障害手帳もまだ交付されていない状況の児童といった場合、健康づくり課で実施している親子相談ルームくれよん、こちらでの相談及び児童の状況確認を基に、健康づくり課のほうで作成する意見書をつぼみ教室のほうに提出していただくことで、こちらの利用ができるというようなことがありますので、そういった連携を図っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

先ほどの相談件数の増加に対する推移も兼ねてなんですけれども、相談に関して、窓口へ行ったり電話をかけたりできる方はいいんですけれども、来庁したり声を出さなくてもいい、込み入った相談ができるものの1つとして、こども家庭庁で親子のための相談LINEが開設されました。

これは、子育てや親子関係について悩んだときに、子ども——18歳未満なんですけれども、と、その保護者の方などが相談できる窓口なんです。匿名でLINE上のアイコンとニックネームでも投稿できる、相談できるということなんですけれども、相談内容の秘密は厳守されるということ。また、阿見町のホームページにも載せていただいていますよね。周知徹底を図るために、さらに阿見町の公式LINE、ここにリンクさせることはできないかなというふうに考えるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

ただいま御提案のありました、こども家庭庁の親子のための相談LINE、こちらが身近な相談ツールとして活用いただけるように、阿見町公式LINEとのリンクにつきまして、広報戦略室のほうと協議をしまして、年度内に実施できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） ありがとうございます。秘書広聴課広報戦略室のほう、ぜひお願いをしたいと思っています。ありがとうございました。

次に、子育てアプリあみL i n kの利用状況についてお伺いをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

子育てアプリあみL i n kの登録者数は、令和6年12月2日時点で504人となっております。お子さんの月齢等に応じた予防接種や、子育て情報等の通知機能があるほか、健康づくり課、児童館、子育て支援センターからもお知らせを発信しておりまして、情報の充実を図っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） ありがとうございます。いろんな情報もあちこち聞くことなく、こういうところで得られるというのも非常に便利なものではないかと思っています。

5 点目の、障がい児保育の現状と課題と今後の計画についての質問ですけれども、（仮称）子育て支援総合センター設立後に、障がい児の支援として、小美玉市でも今度スタートいたしましたけれども8月から、児童発達支援センターの設立を願う声が、障がいをお持ちの御家庭から多く寄せられています。設立の計画についてお伺いをしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

児童発達支援センターの設立につきましては、開設が可能な運営事業者との協議が必要になってまいります。現時点で確定的なことは申し上げられませんが、令和9年度ぐらいの開設を目途に協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5 番紙井和美君。

○5 番（紙井和美君） ありがとうございます。市制施行が今その辺りかなと言われているところですが、そこに合わせる形でスタートしていただければ非常にありがたいなというふうに感じています。

あと指導室になんですけれども、今年度初めて就学学習会を開いていただき、大変に喜ばれました。次年度はさらに充実させるために、参加した保護者が終了後に個別相談できるようなコーナーを設けて、そこに、つぼみ教室の先生など何人かの専門分野の人を待機してもらうのはどうでしょうか。

実際、先日行ったときにも、残ったお母様たちがちょっと相談いいですかという方が何人かいらっしやって、今後さらにそういう形が増えてくるのではないかなと思っていますので、次年度そのように充実できないか、お尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

今年度の就学学習会の後も、個別の相談を希望されました保護者がいらっしやいました。次年度以降につきましても、議員から御提案いただきましたとおり、福祉部局と連携を図りまして、どのような支援が必要なのか、どのような福祉サービスを受けることができるのかなど、保護者が安心して相談できるサポート体制の整備を推進してまいりたいと思っております。

よろしくをお願いします。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。やはりスタート、ある節目を迎えたときのスタートって本当に悩むんですけれども、果たしてこれでいいのかどうかというのを聞いていただくということは、非常に保護者の方にとっては力強い応援になるかと思うので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

就学後の教育相談についてですけれども、教育相談機関、また医療機関、児童相談所等の福祉機関など、その連携は、特に発達に不安なお子様方の問題の解決には欠かすことができないものであります。専門家と連携することで早期に対応が可能となってまいります。学校生活においてこのような連携はもう既になされているとは思いますが、今後さらに充実させるために伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

就学後の教育相談につきましては、町で配置していますスクールカウンセラーは、発達の検査を行うことができる専門家を配置しておりますので、スクールカウンセラーが授業の様子を参観し、教職員・保護者と連携を図りながら、個別の支援計画の作成、見直し等を行っております。

また、美浦特別支援学校の特別支援コーディネーターの先生による巡回相談を実施し、児童生徒の見守りや支援の方向性についての助言をいただいたり、医療機関や児童相談所の職員の方に個別のケース会議に参加してもらったりするなど連携を図ってございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。さらなる充実を図っていただきたいと願って

います。

それでは、最後になります。今後、市制施行が実施されたときには、さらに魅力あるまちにするために、親が子どもの発達状態に不安を抱えることなく、安心して子育てできる環境整備と、子育ての喜びを実感してもらえることが重要でないかなというふうに考えております。これから多くの意見に耳を傾けながら、幸せな地域を推進していくことを願って、この質問を終わらせていただきます。

大変にありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで5番紙井和美君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時10分といたします。

午後 0時08分休憩

午後 1時10分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔18番細田正幸君登壇〕

○18番（細田正幸君） 18番、私の一般質問をいたします。

まず最初、君原小学校のトイレを洋式化したらどうかという件についての質問でございます。

君原小学校については、小規模特認校として継続が決まれば洋式化も検討するということがしたが、現在、君原小学校は指定避難所になっております。隣接の君原公民館は、1年前に洋式暖房便座になっております。指定避難所になっているのなら早急に改善する必要があるのではないのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） 細田議員の、君原小学校のトイレを洋式化したらどうかについての質問にお答えいたします。

君原小学校の小規模特認校につきましては、今年度を実施しました学校再編検討委員会からの答申を受け、令和8年度以降も小規模特認校を継続することとなりました。この決定により、同校校舎のトイレ改修につきましては、令和7年度に設計業務、令和8年度に改修工事を行うことといたします。改修予定の主な内容としましては、全ての便器を洋式化し、湿式の床を乾式にするとともに、内装を改修するといったものであります。

なお、防災機能の強化として、体育館のトイレにつきましては、令和7年度に改修工事を実施いたします。改修内容としましては、湿式の床を乾式にするとともに内装を改修し、女子トイレにある和式便器3基を洋式便器にし、男子トイレにある和式便器1基を洋式便器2基に増やし、多目的トイレの新設などの工事を行う予定であります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 君原小学校のトイレについては、避難所については、来年度にトイレを洋式に改修するという答弁でしたけれども、それならば、今の答弁で君原小学校のトイレは令和7年度に設計して令和8年度に洋式化するということでしたけれども、避難所の体育館のトイレと同じように、令和7年度に、私は洋式化すべきだと思います。それがなぜできないのか回答願います。

あと今、家庭はほとんど100%が洋式化されておりますので、子供たちは、君原小学校などは1基だけ洋式化されておりますが、トイレの時間はその洋式のところに並んで順番を待っているという状況でございます。子供たちはいわゆる和式の便器は見たこともないし、使ったこともないわけですから、そういう点では君原小学校の便器は令和8年度に洋式化するなんて悠長なことを言っていないで、体育館と同じように令和7年度一緒に洋式化すべきだと思いますが、その点はどうなのでしょう。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

トイレの洋式化ということで、早急にという要望でございました。教育長からの答弁にもありましたように、令和7年度の設計業務、令和8年度の工事という予定になってございます。設計業務につきましても、工事につきましても、これは国の補助を入れての工事ということを用意しております。そのような補助制度のスケジュールにもものとりながら、その中でできるだけ速やかに施工できるような、子供たちのための工程管理に取り組んでまいりたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 洋式化については国の補助を考えているということでしたけれども、補助はどのくらいあるのかお聞きしたいというふうに思います。私は補助が少ないのなら、町独自でも子供たちの用便の便利のために、体育館と同じように早急に実施すべきだというふうに思います。

それから、体育館の洋式化は令和7年度にやるということですが、この補助はどんな

ふうになっているんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えいたします。

補助につきましては、かかった実費、あるいは基準額があるんですけども、いずれにしても3分の1の国の補助というようなことでございます。体育館のほうの工事の補助につきましては、今確認いたします。申し訳ございません。

○議長（野口雅弘君） 学校教育課長山崎貴之君。

○学校教育課長（山崎貴之君） 私のほうから、体育館トイレの補助ということですけども、こちら緊急防災・減災事業債の100%の起債となつてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 体育館については、起債ですから補助はないわけですよね。子供たちの便器についても補助は3分の2じゃなくて3分の1なわけですよね。子供たちの便器を洋式化するのは経費としては幾らかかるんですか。3分の1の補助ならば、100%町が持って子供たちの不便を解消するというのが、町民優先の政治というか町政だと思うんですが、その点は再検討したらどうかというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

子供たちのためにというような議員の要望もございました。しかしながら、申し訳ございませんが、君原小学校のトイレにつきましては、町のほうの財政状況の協議もありますけれども、現在のところ国の補助を入れての施工ということで考えてございます。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 教育部長の答弁では、すぐにはできないような話で、財政状況もありますということですけども。

これは町長にお聞きしますけれども、今阿見町の財政調整基金は何億円あるんですか。私の調べでは20億円以上あると思うんですが、そのことを考えれば、町長の決断でも、小学校のトイレを洋式化するなんていうのは何億円もかかる話じゃないので、町長の決断次第で私はできると思いますが、その点、町長はどう考えていますか。

○議長（野口雅弘君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 細田議員の質問にお答えいたします。

このトイレ改修は大規模改修なんですよ、校舎の。その中の一部としてやるわけで。ですから、補助が必要だということなんです。ですから、今きつと概算しか担当課は知らないと思い

ますけれども、来年設計をかけてやらないといけないものですから、来年設計をかけて再来年というような形になります。

私、現場を見てきていますので、できるだけ早期にやりたいというふうに思っていました。しかし君原小学校、御存じのように小規模特認校が継続するかどうかというのがありましたので、それを待つという、まずそれを踏まえた。それが今度継続が決まりましたので。それから、先ほど言ったように湿式から乾式にとか、下から全部変わるんですよ。ですから、便器だけ取り替えるというようなことではなくて、大変大がかりな設計になってくるというふうに思っていますので、いくら財政調整基金がたくさんあるとしても補助金は頂きたいと思いますので、少し待っていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、今の町長の答弁にはちょっと納得しかねるんですけども。要するに、阿見町町内の小中学校は全部洋式になっているわけですよ。あと阿見第二小学校についても、来年度ですか、改修全て終わるわけですよ。そうすれば、何か君原小学校だけが残るということで、君原小学校へ通う子供たちだけが差別されるんじゃないかと私は思っているんですけども。

その点、改修工事、その全面というのが大きな改修工事になるという話ですけども、改修の予算を取ってみたら割とお金がかからなかったということになれば、私は体育館の洋式化と同じように債務行為をやってでも改修すべきだというふうに思うんですが、その点、再度答弁をお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

ただいま具体的に阿見第二小学校のお話も出ましたが、阿見第二小学校につきましても、緊急性が高い……。本当に全体的な洋式化ということではなくて、全体的な洋式化につきましては、君原小学校と同じスケジュールでトイレ全体の洋式化を進めるようにしております。

あとは君原小学校につきましても、今現在子供たち並んでしまうという不便はかけているということはございますけれども、実際に1階のトイレにつきましては、女子トイレにも洋式が4つあるとか、洋式トイレがある程度整備されているところもございますので、御理解いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 洋式化については、1階は教職員が使っているの洋式化されてお

りますけれども、先生に聞いたら、上がいっぱいならば下を使ってもいいという話は聞いております。私としては、現実を見て、子供たちに不便をかけさせないという点で、早急に洋式化を検討しながら改修をやってもらいたいというふうに思います。

以上で1点目の質問については終わります。

続けて、2点目の質問でございます。

役場駐車場北側ですか、にある公衆トイレを改修したらどうかという点でございます。

役場駐車場にある公衆トイレは男性小便器2か所のうち、1か所は故障中の貼り紙がされて使えません。もう1基、手をかざしてみたんですけども、水洗の装置が壊れていて、小便をしても水洗になっていないというのが現況です。それから、手洗いの水ですけども、これも貼り紙がしてあって水が使えないという状況です。それから、真ん中に男女共用の便所がありますけれども——多目的トイレですね、これを見ますと、便器だけは洋式ですけども便座は冷たいままでございます。

これは、町民優先ということを考えれば、トイレについてはやはり早急に新しい暖房便座、水洗便所、洋式化すべきだというふうに思います。故障しているところを直すとともに、全て洋式化すると。

それから、役場内でも一般の人が使えるという話も聞きますけれども、役場内のトイレの表示につきましても、私、1階、2階、3階、4階で確認しましたがけれども、エレベーターから降りてトイレがどこにあるかという表示がうんと見づらいですね。あと、1階の正面についても、真正面から見ては見えないと。横から見てトイレの場所が分かるというような状況なので、そういう点では役場庁舎内のトイレの在り方も、一般の人がきちんと見えるように改善すべきではないかというふうに思いますけれども、その点はどうなのでしょう。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 細田議員の、役場駐車場にある公衆トイレを改修したらどうかについての質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、故障していることにより一部利用できない状況となっていることは把握しております。御利用いただいている皆様には、御不便をおかけしているところでありますので、今後、故障している箇所につきましては早急に修繕してまいります。

また、御提案の洋式暖房便座への改修につきましては、建設から32年経過していることから、役場公衆用トイレの必要性に関して、建てられた当時と現時点での考え方の違いを検証するとともに、昨今の民間店舗等のトイレ利用の機会も増えていることも踏まえ、利用者の需要を考

慮しながら検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 造ってから32年を経過しているということでございますけれども、その間にいわゆる、今はほとんど一般家庭でも洋式暖房便座になっていると。先ほど言いましたように、今の子供たちは和式便器なんか見たことないと、使用する方法も分からないという状態になっておりますので、役場の駐車場にあるトイレも、32年前の考え方ではなしに、今のようによっぱり洋式暖房便座にすると。それからトイレについては、ちゃんと水が流れるようにする、手洗いも水が流れるようにするというのは、優先的にやるべきじゃないかというふうに思います。

それから2点目に、役場内のいわゆるトイレですね。町民が入ってきてすぐ分かるように表示を変えたらどうかという質問もしましたけれども、その点については回答がなかったので、その点はどんなふうに見ておりますか。

○議長（野口雅弘君） 細田議員、今の2番目の質問は通告になかったものですから。

○18番（細田正幸君） そうですか。

○議長（野口雅弘君） 全然それは関係ないんで、ただの今の質問に切り替えます。

○18番（細田正幸君） はい。では2番目の質問で、見づらいという点はどうなんですか、回答願います。

○議長（野口雅弘君） 管財課長荒井孝之君。

○管財課長（荒井孝之君） お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、役場のほうもトイレの案内ということで、正面玄関のほうから入ってきたところにトイレの案内ということでさせていただいております。ただ、それがちょっと小さいというふうに何か思われているのかなというふうに私今感じたところなんですけども、エレベーター内にもトイレの案内とか、エレベーター降りたところに各施設の案内板というのを設けていまして、その中でトイレのほうも表示はさせていただいております。

ただ、やはりそう感じられるということは、私どものほうでも、その辺見やすいように工夫していくことは必要だと感じますので、その点はちょっと検討して対応したいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 2点目のトイレの表示については、今の答弁で見やすいように改善するよう検討しますということですので、一般の人がトイレがどこにあるか分かるように、もう1回点検して表示を改善してもらいたいなというふうに思います。

2点目の質問は、それを要望して終わります。

3点目の質問に入ります。

デマンドタクシーあみまるくんを土日も運行したらどうかという提案でございます。デマンドタクシーあみまるくんは買物、病院などの利用で、町民の利便を図っておりますが、土曜・日曜の運行をしておりません。利用者の声として土日も運行してもらいたいという要望があります。土曜・日曜も運行すべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） デマンドタクシーあみまるくんを土日も運行したらどうかについての質問にお答えいたします。

あみまるくんの土曜日及び日曜日の運行を望む声が多くなっていることは町でも把握しております。そのため、昨日の答弁で述べたとおり、令和7年度に土曜日の実証運行を検討しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 来年度から、令和7年度、実証運行をするということですが、土曜日については令和7年度で喜ばれると。日曜日ということになれば……。土日も運行するという想定というか計画はあるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長鶴田広秋君。

○都市計画課長（鶴田広秋君） お答えいたします。

日曜日の運行もすべきではないかということですが、デマンドタクシーの利用者の主な年齢構成は70代から80代で現在占められております。業種別の目的地につきましても、医療機関が最も多い利用状況でございます。また、日曜日につきましては、その目的地である医療機関が休んで、やっていないということもあります。さらには、日曜日は同居の家族が在宅している状況もございますので、家庭内での送迎等も想定されるということでございます。

このほかにも運行事業者において、日曜日を含めた全日営業となりますと、ドライバーの総労働時間に関連して、さらなる運転手の確保が必要になることなどが想定されるなど、課題が多いことから、日曜日の運行は難しいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 令和7年度から土曜日を運行するということでございますので、その結果を見て、評判がよければ日曜日運行も検討してもらいたいということを要望して、私の

質問を終わります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） これで18番細田正幸君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時36分散会

第 4 号

[12 月 6 日]

令和6年第4回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和6年12月6日（第4日）

○出席議員

1番	野口雅弘君
2番	笥田聡君
3番	前田一輝君
4番	小川秀和君
5番	紙井和美君
6番	武井浩君
7番	武藤次男君
8番	佐々木芳江君
9番	落合剛君
10番	栗田敏昌君
11番	石引大介君
12番	高野好央君
13番	栗原宜行君
14番	海野隆君
15番	久保谷充君
16番	久保谷実君
17番	吉田憲市君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町			長	千	葉		繁	君
副		町	長	服	部	隆	全	君
教		育	長	立	原	秀	一	君
町	長	公	室	長	井	上	稔	君

総務部長	平岡正裕君
町民生活部長	竹之内英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
町民課長	入江明君
防災危機管理課長	安室公一君
生活環境課長	村上馨君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	栗原雄一君
都市整備課長	糸賀隆之君
農業振興課長	小松澤智君
上下水道課長	堀越多美男君
学校教育課長	山崎貴之君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	加藤佳子

令和6年第4回阿見町議会定例会

議事日程第4号

令和6年12月6日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和6年第4回定例会

一般質問3日目（令和6年12月6日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 小川 秀和	1. 公共機関や企業の受付窓口などで導入が進んでいる 軟骨伝導イヤホンについて	町 長
	2. 阿見町にもドッグランを整備してはどうか	町 長
2. 海野 隆	1. 危ない井戸水／阿見町における地下水汚染をめぐる 状況について	町 長
	2. 高校生等の安全安心な通学路の確保について	町長・教育長
3. 武藤 次男	1. 阿見町における防犯カメラについて	町 長
	2. 阿見町におけるドローンの活用について	町 長

午前10時00分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（野口雅弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であります。したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をたずねる場でもありません。

なお、通告にない質問は受付できませんので、通告の範囲内で質問をお願いするとともに、最後に町長への見解を求める場合は、町長が答弁できるか確認をさせていただきます。

議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、4番小川秀和の一般質問を行います。

4番小川秀和君の質問を許します。登壇願います。

〔4番小川秀和君登壇〕

○4番（小川秀和君） 皆さん、おはようございます。最終日トップバッターで一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、公共機関や企業の受付窓口などで導入が進んでいる軟骨伝導イヤホンについてお伺いいたします。

軟骨伝導イヤホンですが、2004年に奈良県立医療大学の細井学長が、第3の聴覚経路である

軟骨伝導を世界で初めて発見されました。耳の入り口付近にあります軟骨を振動させて、外耳道の内部に音源が生まれるという原理を応用しているそうです。

2022年には軟骨伝導ヘッドホンが販売され、2023年には集音器とセットになった窓口用のイヤホンが開発されたとのことでした。

軟骨伝導イヤホンですが、通常のイヤホンのように耳の穴を塞がないため、周囲の音も聞こえ、逆にイヤホンの音はほぼ漏れずに自然な聞こえ方になるということです。

さらに、イヤホンの部分は球状で、凹凸や穴がないため、拭き取りやすく、窓口のように複数の人が使う環境でも清潔に保つことができます。

また、こちらは補聴器ではなく集音器です。価格も3万円前後となっております。

軟骨伝導イヤホンを窓口に設置することで、聞こえづらさが緩和されるとともに、大きな声を出さずに済むことにより、プライバシーが守られるなどの効果があります。

各自治体や金融機関などでも導入が進んでおります。来年開幕する大阪・関西万博のパビリオンにも導入されているということでもあります。

阿見町でも、窓口のサービス向上のため、この軟骨伝導イヤホンを導入してはいかがでしょうか。

この軟骨伝導イヤホンに関して、3点質問させていただきます。

1点目、窓口での対応で職員の声が聞き取りづらい等の利用者の意見はありますか。

2点目、軟骨伝導イヤホンの機能や有用性などについてどのように認識していますか。

3点目、高齢者対応が多い受付窓口を導入してはいかがでしょうか。

以上をお伺いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

小川議員の公共機関や企業の受付窓口などで導入が進んでいる軟骨伝導イヤホンについての質問にお答えいたします。

1点目の、窓口での対応で職員の声が聞き取りづらい等の利用者の意見はありますかについてであります。

当町の窓口対応におきましては、親切丁寧にどなたにも分かりやすい説明を心がけ、聞こえに不安がある高齢者などには、通常より少し大きめの声でゆっくり話す対応を行っております。時には利用者の状況に合わせて耳元で説明したり、筆談なども取り入れております。

毎年、町民課では、総合窓口の利用に関するアンケート調査を行っており、過去3年間の結

果では、声が聞き取りづらいとの意見が2件ありました。

2点目の、軟骨伝導イヤホンの機能や有用性などについてどのように認識していますかについてであります。

軟骨伝導イヤホンは、耳の入り口付近の軟骨に振動を与えて音を伝える仕組みで、集音器と一緒に使用することで音が鮮明に聞こえ、音漏れが少ない特性がありますので、声が聞こえにくい方とのコミュニケーションがより円滑になります。さらに、大きな声で会話する必要がないことから、来庁者のプライバシー保護にも役立つと認識しております。

3点目の、高齢者対応が多い受付窓口を導入してはいかがでしょうかについてであります。

現在当町では、感染症対策のため、庁舎窓口の亚克力パネル設置や職員のマスク着用など、コロナ禍前と比較するとコミュニケーションの取りづらい環境であることは否めません。また、大きめの声で話すなどの対応は、時に威圧的な印象を与えてしまい、誤解のもとになる場合があるほか、プライバシーへの配慮が欠けてしまうことにもなりかねません。さらに、筆談は多くの時間を要するため、来庁者と職員双方の負担となってしまいます。

軟骨伝導イヤホンの使用は、既に100を超える自治体等で導入されており、窓口を設置することで、老眼鏡のように気軽に利用していただくことが可能であると認識しております。軟骨伝導イヤホンの導入により、大きな声での対応や筆談が不要となり、来庁者と職員双方の負担が軽減され、プライバシーが守られるなどの効果が期待されます。行政サービス向上のため、既に導入している自治体の効果を検証し、高齢者の対応が多い窓口での導入試験を行い、導入に向けて前向きに検討してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） ありがとうございます。

それでは、再質問のほうさせていただきます。

私、試しにこの軟骨伝導イヤホンを購入してみました。自分でも使用してみまして、担当課の職員の皆様にも試していただきました。使用していただいたの率直な御意見と御感想をお聞きしたいのですが、いかがだったでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高齢福祉課長栗原雄一君。

○高齢福祉課長兼福祉センター所長（栗原雄一君） お答えいたします。

まず、軟骨伝導イヤホン、お貸しいたきありがとうございます。

私も窓口の亚克力パネル越しに使わせていただきました。相手に小さな声で話してもらいましたが、それでも聞き取ることができました。

また、少し聞こえが悪くなってきた方に試していただいたんですが、その方もとてもよく聞

こえるということを、今回、御感想をいただきました。

職員のほうで使用していただいた方なんですけれども、感想としまして、小さな声でも大きく聞こえるので聞こえが悪くなってきた方には効果的である、つけ心地は非常に軽いため負担は感じない、耳に押し込まないため不快感はないとの感想をいただいております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4 番小川秀和君。

○4 番（小川秀和君） 本当にありがとうございました、試していただいて。

それでは、今、非常に前向きなお答えいただきましたが、試験導入に向けて御検討いただけるということなんですけれども、具体的なスケジュール等がもし分かれば教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高齢福祉課長栗原雄一君。

○高齢福祉課長兼福祉センター所長（栗原雄一君） 予算の問題もありますので、はっきりとしたスケジュールは未定ではございますが、導入に向け、前向きに検討させていただきます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4 番小川秀和君。

○4 番（小川秀和君） ありがとうございます。

それでは、前向きに、老眼鏡と一緒にということでありましたので、同じところに置いていただいて、誰でも使えるような形で、早めの導入をぜひよろしくお願いします。

では、1 つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（野口雅弘君） 4 番小川秀和君。

○4 番（小川秀和君） それでは、2 つ目の質問をさせていただきます。

阿見町にもドッグランを整備してはどうかということについてお伺いいたします。

近年、ペットを飼っている方が大変多くなっております。ペットを飼っている方は、どこの家庭でも、一緒に出かけたり、毎日散歩をしたりと、大切な家族の一員となっております。また、多くの飼い主は、旅行や遠出をする際、ペットと一緒に食事ができるとか宿泊ができる、あるいはペットが遊べる施設がある等の条件で検索などをする傾向にあります。

阿見町でも、世帯の増加に比例するように犬の登録件数が、令和元年には2,693頭、令和5年には3,041頭に上っております。町民の方からは、阿見町にもドッグランを作ってほしいとのお声をいただきました。

ちなみに、近隣自治体では、龍ヶ崎市、利根町などがドッグランを運営しております。

当町のふれあいの森や総合運動公園には、犬の散歩や休憩などに、町内だけでなく、観光やあみプレミアムアウトレットへの買物などで訪れた県内外の方々もいらしております。

そこで、ふれあいの森の利用頻度の低いエリアを活用してドッグランを併設し、町内、町外または観光の方々にも広く御利用いただいてはいかがでしょうか。

ドッグランに関して、次の2つの質問をさせていただきます。

1つ目、阿見町にもドッグランを作ってほしいとの声がありますが、今後ドッグランを整備する予定はありますか。

2つ目、ドッグランを整備する上で、阿見町としての課題はありますか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 阿見町にもドッグランを整備してはどうかについての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町にもドッグランを作ってほしいとの声が上がっていますが、町として今後ドッグランを整備する予定はありますかについてであります。

近年、町内においては3か所の民営ドッグランが開設され、多くの方に利用されているものと認識しております。

現在、当町では、政策実現プランに基づき、開設から20年が経過したふれあいの森の再整備を進めているところです。ふれあいの森は、緑豊かな自然と触れ合うことのできる場として、町内外から広く利用されており、その中に新たに町民ニーズに合った特徴あるドッグランの整備を計画しております。

2点目の、ドッグランを整備する上で阿見町としての課題はありますかについてであります。

現在、町内や近隣自治体にあるドッグランを参考に、フィールドの規模、必要となる設備、整備費用、利用料金、利用規約、管理体制などについて調査を進めておりますが、特に阿見町にふさわしいドッグランがどのようなものかについて、多くの方々から御意見を伺いながら検討することが課題であると認識しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4番小川秀和君。

○4番（小川秀和君） ドッグランを作る計画があるということでお話いただきました。計画の内容について、決まっていることがあればお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

ふれあいの森の中心部にございます、あずまやのある芝生広場と、その周辺の森林を含めたエリアを候補地としまして、ドッグランの整備を検討しております。豊かな自然環境の中で、利用される皆様に喜んでいただけるようなドッグランとなるよう、詳細な部分までしっかりと

検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4 番小川秀和君。

○4 番（小川秀和君） 先ほど民営のドッグランのお話も出ましたが、その件も含めて、観光で訪れる方がドッグランなどを調べて来ることも多いかと思われます。そのドッグランの企業様の御意向もお聞きしながらなんですが、あみ観光協会のホームページの「遊ぶ」などの項目にドッグランの項目や情報を入れてみてはいかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

民営のドッグランにつきましては、事業者の方にあみ観光協会に加入していただくことが条件とはなりますが、観光協会のホームページやガイドブック等をはじめ、事業者の意向に沿って、あらゆる方法でのPRが可能でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4 番小川秀和君。

○4 番（小川秀和君） 課題のほうでお聞きしました。課題の中の整備費用に関してのことなんですけれども、この計画しているドッグランですけれども、町民の皆様だけでなく、観光で来られた方々も含めて多くの人の目に触れると思います。例えば、ペット用品などを取り扱う企業様とかにネーミングライツをお願いしてみてもどうでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

ネーミングライツにつきましては、令和7年度中の導入に向けまして、詳細についてを関係各課で検討しているところでございます。いずれはドッグランもネーミングライツの対象施設の候補になると考えられます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 4 番小川秀和君。

○4 番（小川秀和君） ありがとうございました。

ドッグランもできる予定もありますし、ネーミングライツもやっていただけるということで、これからさらに、利用される皆様、そして関係者の皆様、そしてこの町、阿見町にとっても一番いい方向に進展できますように、どうかこれからもよろしくお願いします。

では、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで4 番小川秀和君の質問を終わります。

次に、14番海野隆君の一般質問を行います。

14番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔14番海野隆君登壇〕

○14番（海野隆君） どうも皆さん、おはようございます。れいわ新選組に所属している海野隆でございます。

小川議員に引き続いて、一般質問をさせていただきます。

今回、私は2項目を用意しておりますけれども、まず第1番目の、危ない井戸水、阿見町における地下水汚染をめぐる状況について質問をさせていただきます。

危ない井戸水というのは、阿見町の井戸水が直ちに危ないということを言っているのではありませんので、あらかじめ御承知おきください。

改選前、前任期の最後の一般質問、2024年2月に行いましたけれども、その際、阿見町の上水道をめぐる様々な角度から執行部とのやり取りをいたしました。

その際、上水道が整備されていない地域で井戸水を使用している御家庭の水質検査で、飲料不適という結果になっているということに対して、水質検査への補助や浄水器購入への助成などの対策を求めました。答弁は、なかなか厳しい答弁だったんですけども、その後、どういう検討しているか分かりませんが、厳しい答弁でした。

また、上水道水について、その際の質問の中で、有機フッ素化合物、いわゆるPFOS、PFOAについて懸念が広がっている現状に対応して、茨城県では令和3年度から公共用水域及び地下水について、阿見町も令和5年度から、上郷、追原、福田の配水場で測定しているという答弁がありました。2月時点では、有機フッ素化合物、いわゆるPFOS、PFOAの検出はないという結果だったという答弁でございました。

しかし、その後もこの有機フッ素化合物、いわゆるPFOS、PFOAについては報道が続いております。週刊誌でも非常に大きく記事が掲載されておりますし、この間、あまりテレビ見ない方も多いようではございますけれども、NHKでは大特集、何度も何度も特集をして、このPFOA、PFOSについての報道をしております。

今回、再び飲用水質について取り上げるのは、つくば市や筑西市の専用水道で有機フッ素化合物が、国が定める暫定目標値を超えて検出されたことに続いて、筑西市内の井戸4か所でも暫定目標値を超えたという報道があったからでございます。新聞を読んでいる方、テレビでも報道されていると思います。

この件に関して、複数の町民から問合せがございました。町民の不安も非常に高まっていると思います。特にNHKが何度も大特集を組んでおりますので、この件について、町民の方々が、水道に限らず、水道が通っていないところについては井戸水、この件についての不安は高まっていると思います。

そこで、以下、阿見町における地下水汚染をめぐる状況について質問をいたします。

1 番目、筑西市で有機フッ素化合物が、国が定める暫定目標値を超えて検出された経緯及び結果はどのようなものだったのでしょうか。

2 番目、阿見町における検査方法と検査地点、その結果について教えてください。

3 番目、検査頻度についてお伺いいたします。

4 番目、町内における国設置以外の専用水道及び簡易水道の有無と検査の実施についてお伺いします。

5 番目、飲料用井戸水、個人所有の飲料用井戸水の検査実績についてお伺いします。

6 番目、個人所有井戸水検査への補助金を考慮すべきではないかということを再び質問をしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 海野議員の阿見町における地下水汚染をめぐる状況についての質問にお答えいたします。

1 点目の、筑西市で有機フッ素化合物が、国が定める暫定目標値を超えて検出された経緯及び結果はどのようなものだったのかについてであります。

この御質問は、筑西市の事案であり、当町として責任あるお答えはできませんが、筑西市に確認しましたところ、本年5月に出された国からの通知に基づき、市内8施設の専用水道事業者には有機フッ素化合物、いわゆるPFASの検査を依頼したところ、1か所において、PFASに含まれるPFOS、PFOAの合計値が、国が定めた暫定目標値である1リットル当たり50ナノグラムを超えて検出されたとのことであります。

これを受け、筑西市では、周辺の井戸水について追加調査を行ったところ、新たに4か所の井戸で、国が定めた暫定目標値を超えていることが判明したと伺っております。

2 点目の、阿見町における検査方法と検査地点、その結果についてであります。

町の水道施設におけるPFAS検査につきましては、本年7月に上郷、追原、福田の3か所の配水場で水道水を採取し、PFOS、PFOAの値を計測いたしました。その結果、3か所の配水場とも、PFOS、PFOAの合計値は1リットル当たり5ナノグラム以下であり、国が定めた暫定目標値を下回る結果となっております。

3 点目の検査頻度についてであります。

当町では、阿見町水道事業水質検査計画に基づき、3か所の配水場とも年に1回の検査を実

施しております。

4点目の、町内における国設置以外の専用水道及び簡易水道の有無と検査実施についてであります。

町内では、町水道水を水源としない施設として、専用水道8施設、小規模水道41施設の届出があります。専用水道は、100人を超える居住者に給水する場合、または、1日当たりの最大給水量が20立方メートルを超える施設が対象となります。小規模水道は、50人以上100人以下に給水する施設が対象となります。

また、町水道水を水源とする施設としては、水道水を一旦貯水槽に受水してから供給するタイプの簡易専用水道があり、規模の小さい小簡易専用水道まで合わせて122か所の登録があります。

これらの施設のここ1年間のPFAS検査の実施状況についてですが、管轄である竜ヶ崎保健所から、筑西市と同様に専用水道事業者に対して任意の検査依頼があり、3事業者が検査を実施いたしました。その結果、PFOS、PFOAの合計値は、いずれにおいても、国が定めた暫定目標値を下回っているとの報告を受けております。

5点目の、個人所有である飲料用井戸水の検査実績についてであります。

県に確認したところ、個人所有の井戸水から、国が定めた暫定目標値を超えてPFOS、PFOAが検出された旨の報告はないとのことでありました。

6点目の、個人所有井戸水検査への補助金を考慮すべきではないかについてであります。

現在まで当町においては個人所有の井戸から、国が定めた暫定目標値を超えたPFOS、PFOAが検出されたという報告はございません。また、個人所有の井戸を対象としたPFAS検査の補助金制度は、県内の自治体を調査したところ見受けられませんでした。

しかしながら、飲料用井戸水は日常生活にとって必要不可欠なものであります。今後、個人所有の井戸を対象としたPFAS検査の補助金制度の導入については、国、県、他自治体の動向を注視するとともに調査研究してまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 昨年、2023年3月の議会だったかな、阿見町議会では意見書を提出しました。これは普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書ということで、阿見町議会が、衆議院議長、参議院議長以下、それぞれ関係する国の機関に出しました。その時点では、私の認識は、これ基地周辺とか、ある特定の施設の周辺、こういうところに原因があって、それでPFOS、PFOAが検出されていると、こういう認識だったんですね、その時点では。そのとき、この議会として意見書を提出したときも、多分、議会

全体もそのぐらいの認識だったんじゃないかなというふうに思います。

しかし、第1点目の質問、確かに筑西市の事例なので、筑西市のことで聞き取りしたということですが、実はこれは国土交通省、それから環境省が、各都道府県、特定市を通じて、市町村にもというかな、調査依頼を5月に出していますね。これ9月末に報告しなさいということで、今、マスコミで全国マップとか出ているのは、9月末に取りまとめた報告書を集めて、それを国が発表したと。それに基づいてマスコミは報告しているんですね。そのことで今大騒ぎになっているというか、全国各地、基地周辺に限らず、様々なところでPFOS、PFOAの暫定目標値50ナノグラム、これを超えると、このような事例が起きているということで、私も今回、先ほども申し上げましたけれども、取り上げたという次第でございます。

それで、再質問をさせていただきますけれども、答弁にもありましたけれども、報道されているつくば市及び筑西市では、国設置以外の専用水道において暫定目標値を超えて検出されているわけですね。その後、少なくとも筑西市では専用水道から半径500メートル以内の事業所1戸と民家6戸、井戸7か所から採水調査をしたと。4か所で暫定目標値50ナノグラムを超えたということが判明しているということが報道もされています。

阿見町では、これ今から言いますけど、阿見町では、国が調査を求められていると思われる専用水道施設8か所及び小規模水道施設41か所の登録があるという、先ほど答弁でした。また、簡易専用水道及び小簡易専用水道が合わせて122か所。だから全部合わせると171か所ぐらいあるのかな。

しかるに、この阿見町では、専用水道事業者に対して任意の検査を依頼し、実施したのは3か所にとどまっているという答弁でした。この任意検査は竜ヶ崎保健所が依頼したということですが、この検査の仕組みというのはどういう形になっているんですかね。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

専用水道事業者に対するPFAS検査の依頼につきまして、専用水道を管轄する県の水政課及び竜ヶ崎保健所に確認いたしました。

今年の5月29日の国からの通知を受けまして、町内8施設の専用水道事業者のうち、国が設置する1施設を除く7施設の事業者に対し、竜ヶ崎保健所が任意のPFOS検査の実施とその報告を依頼したということでございます。

その結果、3事業者がPFAS検査を実施しましたが、4事業者につきましては回答がなかったとのことであります。

なお、国が設置する専用水道の1施設につきましては、県を介さずに国が直接対応している

ため、検査の実施状況は不明であるとのことであります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 仕組みとしては、そういう仕組みなので、国、県が検査実施主体というのかな、依頼も含めて実施主体になっているので、町としては、町の持分、町が担当するところについてやるということになっているようですが、しかし、こういう事態を受ければ、やっぱり専用水道、あるいは簡易専用水道、小簡易専用水道、こういう点についても、やっぱり町として把握しておく必要があるんじゃないかなと私は思いますね。

ですから、これは竜ヶ崎保健所が直接関与しているとすれば、竜ヶ崎保健所に、もうちょっとしっかりと全体を把握するような、そういう検査を、検査を依頼するというか、検査をするように依頼をする、それをしっかり言うべきだと思いますけども、執行部としては、どう考えていますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

町内全ての飲料水の安全性の確保と、それから利用者の不安を払拭することは非常に重要でありますので、専用水道と小規模水道につきましては、これらを管轄する県に町の考えをしっかりと伝え、今後の対策について協議を行ってまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） それから、質問の3、これは検査頻度ですけれども、町は年1回実施するということなんですけれども、茨城県、今回の事態を受けてというか、今まで年1回だったのかな、それを月1回やるということで、検査頻度を上げたわけですね。今の状況からすると、やっぱり頻度を上げるというのは、もう必須の事態だと思いますね。

これ町としては、月1回の検査をそのまま継続するということでもいいんですか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長浅野修治君。

○産業建設部長（浅野修治君） お答えいたします。

当町では、令和5年度からPFAS検査を実施しておりますが、検査場所や検査頻度についての国や県の明確な基準がないことから、県と協議しながら、3か所の配水場で年1回の検査を行う方針としました。

しかしながら、有害性を指摘されているPFASの社会的注目度が大変高くなっている上、また、有機化合物はほとんどが分解されずずっと残っていくという性質から、検査頻度の見直しにつきまして検討してまいります。

また、現在のところは、検査結果は暫定目標値を大きく下回っておりますが、これらの検査結果に変動が生じた場合は、早期に検査を追加していく考えでおります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 次は、質問の6について再質問をいたしたいと思います。

これは2月の一般質問のときにも、個人所有の井戸について……。再質問、5番目だね、質問項目5番目。5番6番も一緒か。6番だな。ごめんなさい、失礼しました、戻ります。

再質問は項目6についてお伺いしますけれども、これは飲用不適ということで、2月の質疑のときにも、あまり芳しくない。私としては、ぜひ補助金、浄水器の補助、検査の補助についてしっかりと対応すべきであるというような話をしましたけども、残念ながら明確な答弁ではありませんでしたね。

ここに来て、また、PFOA、PFOS、これについては、町は自分の供給する水道については、しっかりと検査をして、県では年1回のやつを月一遍に引き上げて供給するという事になっています。

井戸水については、これ自己所有なので自分でやってねと、こんな話になっていますが、しかし、この井戸水を使っているというのは、もちろん水道水が供給されているところでも井戸水を使っているところはあるかもしれないけど、基本的には、町が水道を布設しないと、この地域でやむを得ず井戸水を使っているという家庭なわけです。

ですから、これは検査とか、浄水器の補助についても、私はこれを機会に、今回は直接質問はしてないんだけど、対応すべきだというふうに思っています。

それで、今回は、このPFOS、PFOA、これについても同様な、これだけ不安が高まっていますから、しかも筑西市では半径500メートルのところをやったら、相当な頻度ですよ、出ているのは。100件に1件とか、200件に1件じゃなくて、この頻度というのは相当な頻度なので、これやっぱり不安になると私は思います。

それで、このPFOA、PFOSってのは、今までは検査項目に入っていないわけですよ、多分ね、保健所で水質検査やったときに。ですから、このPFOA、PFOSについても、住民から、検査したいという意思があって、それで、この検査の費用というのは高いというふうに聞いています。どのぐらいするか、後で答弁してもらえばいいんだけど、この水質検査、この検査について、ついでに2月の飲料不適になった井戸水についても同様なんだけど、再度答弁を求めたいと思いますけども、いかがでございましょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境課長村上馨君。

○生活環境課長（村上馨君） ただいまの御質問にお答えいたします。

前回の一般質問を受け、個人所有の井戸水検査費の補助及び浄水器設置費の補助を制度化している自治体を調査いたしました。井戸水検査費の補助を実施していますのは、全国で10市町村程度であり、その補助額は、補助率が2分の1または3分の1で、上限額が2,000円から7,000円という範囲内にあります。

県内では実施している市町村は見受けられません。

また、浄水器設置費の補助につきましては、全国では30市町村程度で実施しており、その補助額は、補助率2分の1または3分の2で、上限が5万円から20万円の範囲内が多い状況であります。

県内では1自治体実施しておりまして、その補助額は、補助率が10分の10、上限が15万円ですが、申請件数については、令和5年度は2件、今年度に関しましては、現時点では申請がないということでございます。

次に、個人所有の井戸を対象としたPFOS、PFOAの水質検査費の補助を制定している自治体について調べたところ、全国でも実施している市町村は見受けられませんでした。

全国的に見ても以上のような状況であります。上水道が普及していない地域における井戸水検査費、浄水器設置費、PFOS及びPFOAの水質検査費の補助につきましては、引き続き国、県の方針並びに各自治体の動向を注視しながら、制度導入について判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） これ国では、報道ですけれども、水道水基準の分類というのがあって、まず、要検討項目があって、その上に水質管理目標設定項目があって、次に水質基準と。この水質基準の中にPFOSとPFOA、入ってなかったんですね。けれども、誰が、総理大臣が表明したのかな、これ。水質基準の中にPFOSとPFOAを来春引き上げるんだと、こういう大きな流れがあるようでございます。

それで、先ほど答弁を聞いていると、県内では少ないよ、全国でも少ないよと。そのことを僕らから見ると、非常に先進的だなと。命を守るため、水を守るために頑張っているなど、こういう印象なんです。けど、今の答弁聞いていると、印象ですよ、印象として、ほかもやってないから、半分以上ぐらいやったらやるかもしれないねと、こういうふうに受け止めざるを得ないんだな。

そこをね、ぜひ。これ本当に地域の住民の水というのは、ここにも水、僕、飲みましたけど、これ水道なのか、違うね。買った水なんです。これね。けど、この水というのは非常に大事ですよ。命に関わることなので、ぜひ先進的にやってほしい、先進的に。

井戸水の中に検出された市町村で、血液検査やったというところがありましたよね。血液検査やったところで、いろいろ評価はいろいろだったけれども、私の感覚としては、やっぱり長年飲んでた中でどうなっているかということを知りたいという住民がいて、それを積極的にやるというのは、非常に先進的な行政の取組だなというふうに思うんです。

ですから、ぜひ先進的な事例として、阿見町も取り組んでほしいということをまず申し上げたいと思います。

それから、これは私も全然予定してなかったんだけど、この質問をするとブログに書いたり、ツイッターなんかに書いたり——今、Xですけども、書いたら、こんなことを町民の人が言っていました。阿見町で、産廃が山のようにうず高く積みまわれているところがあると。その地下水も非常に私は心配していると。いろいろと原因はあるようだけでも、この前、浄化した活性炭が積み上げてて、それが原因になって水源に流れ込んで、それで水道水になったということを報道されていました。それと類推をしたと思うんですけども、阿見町でも本当に大丈夫なんですか、検査しなくてと、こういうお手紙とかメールをいただきましたので、先ほども言ったけれども、水道水、もちろん町の水道については検査しているので大丈夫だと思うけれども、水道水についてもやってほしいということをさらに申し上げたいと思います。

それで、この問題はもう最後、終わりますけど、1つ言っておくと、予防原則というのがあります。原子力でも、放射能でも、それからこういった化学物質でも、予防原則というのがあるって、なってからでは遅いわけですよね。その兆候をどう早くつかむか。それで、それに対してしっかりと予防をすると。この場合は、水の検査しかないんですよね。地上をずっと調べるわけにいかないの、地下水。で、その地下水の最も標準点というのは水道水ですよね。町内の水道水。多分それぞれ水道水の水脈も違うと思うんですよ。ですから、水道水を本当は検査するというのが、町全体の地下水の状況を知るということに僕はなると思うんですよ。

ですから、この予防原則に基づいて、行政はしっかりと対応していただくということをお願いして、この質問は終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時といたします。

午前10時49分休憩

午前11時00分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） それでは、先ほどに引き続いて、2点目の、高校生等の安全安心な通

学路の確保についてお伺いしたいと思います。

阿見町は、市街地が拡大して、人口も増加しております。町内に2つの大学と専門学校、私立高等学校が立地する、人口5万人の規模では全国でもまれな自治体でございます。

しかし、地域交通体系では、地域の玄関口となるJRや民営の鉄道の駅を持ちません。また、中学を卒業した大半の子供たちが町外の高等学校や専門学校等に進学をするという状況でございます。バイク通学を許可されている高校を除いては、自転車やバス、鉄道で通学していると思われます。また、町外から町内の大学等に通学する学生も自転車やバイクを利用している者も多いと聞いております。

町立の小学校及び中学校の通学路については、阿見町通学路交通安全プログラムにおいて、毎年度、教育委員会及び保護者により点検が行われ、危険箇所については注意喚起や交通安全施設の整備が行われております。また、通学見守り等のボランティアも活動しており、一定の安心安全な通学路が確保されていると思われます。

しかし、中学卒業後の広域的な通学では、安全安心な通学路が確保されているとは言い難い現状があります。

夏は歩道に繁茂する雑草に行く手を阻まれ、車道に迂回することや、自転車を運転する顔面付近に街路樹の枝が伸びて、頭をすくめて走る姿を目撃しております。また、今どきは、夕方5時になれば、街灯も少ない暗闇の中を下校することにもなります。こうした危険に遭遇しながら通学している現状はなかなか一般的には認識できておりません。

高校生も大学生も町民であり、日本国民でございます。地域や国の未来を背負う大事な人材です。そこで、以下、高校生等の安全安心な通学路の確保について質問をいたします。

1 番、阿見町通学路交通安全プログラムの通学路に高校生の通学路は含まれておりますか。

2 番、阿見町立中学校を卒業した子供たちの進学先はどのようになっていますか。

3 番、進学先への通学手段、通学路について把握しておりますか。

4 番、町内に公立の高等学校や私立高等学校、専門学校等を誘致する思いはありませんか。

5 番、町内の県道は特に夏の雑草繁茂がひどい状況です。町と竜ヶ崎工事事務所との連携は十分取れていますか。

6 番、通学路の夜間街灯——防犯ですね、整備状況について調査点検したことはありますか。

7 番、自転車通学において無灯火、ヘルメットなしのケースを見かけることがあります。注意喚起が必要ではないでしょうか。

以上、7点について質問をいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 2項目めの、高校生等の安全安心な通学路の確保についての質問にお答

えいたします。

1点目から3点目及び6点目については、教育長より答弁いたします。

4点目の、町内に公立の高等学校や私立高等学校、専門学校等を誘致する思いはないかについてであります。

地元に複数の高等学校等があることは、多様な進路選択肢を提供する上でとても意義深いものと考えております。特に専門教育や特色あるカリキュラムを持つ学校を誘致できれば、地域内で質の高い教育を受ける機会が増え、生徒や保護者にとって大きな魅力となる可能性があります。

一方で、誘致を進めていく上では、町としての課題整理のみならず、周辺市町村を含めた広域的な教育ニーズや少子化による生徒数の動向など、様々な角度と長期的な視点での検討が不可欠であると認識しており、現時点では、高等学校等を誘致する具体的な計画はございません。

5点目の、町内の県道は特に夏の雑草繁茂がひどい状況だ。町と竜ヶ崎工事事務所との連携は取れているかについてであります。

令和6年度において、県道の雑草繁茂に係る苦情や通報のうち、当町に連絡があり、竜ヶ崎工事事務所へ引継ぎを行った件数は、11月末までに13件ありました。なお、苦情や通報を受けた際は、直ちに町職員が現場を確認の上、電話やメールにより竜ヶ崎工事事務所に引継ぎを行っております。

そのほか、町職員による道路パトロールなどにより、雑草繁茂を含めた県道の異常などを発見した際にも、随時、竜ヶ崎工事事務所に情報提供を行っているところであります。

また、現在2名の町職員を竜ヶ崎工事事務所に研修生として派遣しており、人材育成の面でも、当町と竜ヶ崎工事事務所との連携を密に取っております。

6点目については、教育長より答弁いたします。

7点目の、自転車通学における無灯火、ヘルメットなしへの注意喚起についてであります。

道路交通法の改正により令和5年度から、自転車に乗る全ての人に対してヘルメットの着用が努力義務となっております。

当町では、法改正による機運醸成に合わせて阿見町自転車用ヘルメット購入補助金を創設し、一層のヘルメット着用を促進していきたいと考えております。

また、無灯火についても、ヘルメット購入補助金の申請受付時や交通安全街頭キャンペーン等において、交通ルール違反であること等の周知を行い、無灯火走行の解消に努めてまいります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 次に、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） よろしく申し上げます。

高校生等の安全安心な通学路の確保についての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町通学路交通安全プログラムの通学路に高校生の通学路は含まれるかについてであります。

通学路の安全確保については、町通学路交通安全プログラムに基づき、毎年、関係機関と連携して合同点検を行い、通学路の安全確保を図っておりますが、合同点検の対象は町立小中学校児童生徒の通学路であり、重複する道路もございますが、基本的に高等学校生徒の通学路は含まれておりません。

2点目の、阿見町立中学を卒業した子どもたちの進学先はどのようなになっているかについてであります。

阿見町立中学校を卒業した生徒の進学先は、主に土浦市、牛久市、つくば市、龍ヶ崎市、取手市の高等学校ですが、県央地区、県北地区や県外の高等学校にも進学しております。

3点目の、進学先への通学手段、通学路について把握しているかについてであります。

高等学校への通学路は、地域や学校の実情等により生徒の通学手段や経路が多岐にわたることなどから、把握はしておりません。

6点目の、通学路の夜間街灯整備状況について調査点検したことはあるかについてであります。

小中学校については、通学路交通安全プログラムの中で、学校から街路灯、防犯灯についてチェックすべき箇所の報告を受け、関係機関と合同で点検を行い、必要に応じて整備してまいりましたが、高校生等の通学路については、先ほど申し上げましたとおり、通学路交通安全プログラムに含まれておらず、通学路も把握していないため、調査点検は実施しておりません。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） この質問は、これはやっぱり町内の高校生と大学生を持つ、子供を持つ保護者の方から、通学路に関わるいろんな話をお聞きした中で、そうだなと。実は、私は町会議員ですから、町立の小中学校のことばかり頭にあって、高校生の通学路って、そういえばどんどこ通っているのかなと。これちょっと想像がつかなかったものですから、ちょっと調べてみたら、結構多方面にいろんなところを通って通学しているということが分かって、危険なところも通っているのかもしれないと。大きな非常に甚大な事故にはつながっていないけれども、やっぱりこれも先ほど言った予防原則に従って、なるべくそういったところについては、小中学校の町立学校の通学路と同じように、大人が配慮してあげることが必要

じゃないかと思って質問をしております。

それで、2項目め、ごめんなさい、教育長だったですね。各地域それぞれのところに行っているようだけれども、具体的にもう少し詳しく、町外に進学する生徒の少し詳しい地域別進学者数というものをお伺いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） お答えさせていただきます。

令和5年度の中学校の卒業生397名の進学先、地域別でございます。土浦市が最も多く186名、次いで牛久市が49名、龍ケ崎市が42名、取手市が35名、つくば市が34名というようになってございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 土浦市は土浦三高が非常に近いということもあるのかどうか分かりませんし、また、土浦市には県立高等学校がいっぱいありますから、そこに進学するということではこういう結果だと思うんですね。

今、お話しになったことを計算してみると、大体この5つの市、土浦市、牛久市、龍ケ崎市、取手市、つくば市か、これで大体87%、90%近くあるので、ほぼこの地域に通っているということが分かります。

そのうち学校へ直接自転車やバイクで通学する可能性が高いのは、多分、牛久市、それから土浦市、一部龍ケ崎市辺りも行くんでしょうかね。つくば市とか取手市などは公共交通機関を使って行くんじゃないかなと思います。

それで、どんな交通手段で通学しているかについては把握していないですね。ちょっとこれ、さっきも言ってたかな、把握してないって。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君） 教育長からの答弁でも申し上げましたけれども、高校生の通学路につきましては、手段や経路が多岐にわたっておりますので把握してございません。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 私も全部の高校を調べるわけにいかないんで、比較的、通学に自転車を使っているのではないかなと思われる牛久高等学校、この牛久高等学校について聞き取りをさせていただいて、教頭先生が丁寧に回答していただいたんですけども、阿見町から牛久高等学校に通学する生徒数は、3学年で66名と。さっきは、令和5年だというと、四十……。違うな、これ牛久市が49名だからね。66名いるようです。

それで、その通学経路を高校として把握しているかということ、把握していませんと。過去に

は、入学したときに、どういう経路で牛久高等学校に通学してくるのかということを調査した、提出してもらってたんだけど、現在はしていないと。これは多分、県立高校どこでもそうじゃないかというふうに言っています。だから、高校としては、自分たちに通う生徒がどんなところを通ってきているか分からないということらしいですね。

牛久高等学校の例に戻りますけど、通学手段としては、徒歩は1人だったと。阿見町から牛久市に通うとしたら、上小池か、あの辺かなと思うんですけども。で、自転車は51名と、圧倒的に自転車で阿見からは通っていると。公共交通機関が3名、その他11名、これ保護者の送迎も含めてということだったんですけども、そういうことだったと。だから、66名のうち51名は、阿見町から、阿見町といっても荒川本郷から行くのか、飯倉のほうから行くのか、いろんな経路は様々でしょうけども、圧倒的に自転車で通っていると。

それから、通学路に関して、自分が通学する経路で、安全かどうかということを出してもらったようなことはない。だから、高校として、通学路に関して、この通学路は安全かどうかという調査をしたことはない。経路がそもそも提出してもらってないので、やらないということだと思うんですね。

それから、安全教室ですね、交通安全対策、ヘルメットの着用とか、ライトを点灯するとか、そういうことで警察等と連携して交通安全対策、安全教室等を行っているかという話をしたら、警察に來校してもらい、毎年これは実施しているということで、牛久高等学校の大体状況については分かったということですが、ただ、高校も通学路の安全について関心を持たないとか、やらないと。今度は町も、高校生の通学路については、交通安全プログラムには入っていないし、ここでもやらないとなると、高校生の自己責任でやってねと。危ないところがあって、よっぽど保護者が関心を持って町に言ってくるか、県道だったら竜ヶ崎工事事務所に言うかは別として、つまり、ぽっと空間みたいになっちゃっているところがあると思うんですよ。それで、改めて今回そういうことを質問しているわけですが、

それで、再質問に入りますけれども、さっきお話ししましたが、高校、専門学校、大学に通学する生徒や学生あるいはその保護者、学校等から通学路の安全確保のために、例えば防犯灯を整備してほしいとか、それから街路灯——街路灯、防犯灯、似たようなものですが、それから、交通安全施設を、ガードレールなんかも含めて、やってほしいとか、そういうことの要望とか陳情というのは、町には、どこに来るか分かりませんが、道路課なのか教育委員会に来るか分からないけれども、来たようなことはなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長木村勝君。

○教育委員会教育部長（木村勝君）　お答えさせていただきます。

高校や専門学校、大学等に通学する生徒またはその関係する方々、街路灯や防犯灯についての要望ということなんですけども、学校教育課のほうでは、そのような要望は把握してございません。

また、防犯灯や街路灯を主管します生活環境課、道路課にもこちらから問合せをいたしましたけども、通学路としての要望というものは確認できませんでしたということです。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 時間もないので、はしょって言いますけども、やっぱり少し、高校生が通学するところにも気を配って、少し点検してみるということもやったほうがいいんじゃないかなと私は思います。

私も、この質問を受けたものですから、高校生は結構、夜遅いんですね。夜も昼間も自転車で、私に言ってくれた保護者の子供が通っている通学路を走ってみましたけど、夜は非常にやっぱり危険な状態だなと思います。よくこんなところをしっかりと通学しているなというふうに思っていました。

次の質問に入りたいと思います。

先ほど、町内に公立の高等学校あるいは私立、専門学校等を誘致する思いはないかという話をしたのは、やっぱりこれ地元にあれば、通学路も限られてきますし、地元愛にもつながるしということで質問させていただいたんですけども、町長からは、やっぱりあったほうがいいと、本来はね。しかし、それはなかなか難しいという話なんですけども、1980年ぐらいのとき、県立高校がたくさんできました。県北にも、もう各市町村に1つぐらいずつつくったわけですね。本当はフル装備で8クラスとか9クラスの学校だったんですけど、それを半分ぐらいに割って、4クラスぐらいの学校がたくさんできて、県北のほうにはたくさんあります。県西のほうにもあると思いますね。

でも、今、それを再編するというので、また課題はあるにしても、人口5万人規模で、美浦村にもなくて、この自治体にどうして当時できなかったのかなということなんですけども、これはいろいろやり取りしていると、歴史上のことなので分からないということだったんですけども。私、前の前の前の前の町長かな、野口三郎さんに、いろいろと、なぜこの阿見町には県立高校がないのかという話を聞いたことがあるんです。やっぱり土浦市と一体というところがあって、阿見町にぜひとも県立高校をつくりたいという思いがね、熱意というかな、これが県会議員にも、それから自治体の長にもなかったというようなことを言っていました。

その件については、なかなか難しいということで、私も難しいかなと。しかし、特色ある専門学校なんかを呼び込むということについては、ぜひ今後もやっていただきたいと思います。

それから、5番目についても答弁をいただきました。それで、竜ヶ崎工事事務所に出向しているのですが、十分連携を取れている、取るというような話だったんですが、ただ、私も実は昨年、これも保護者から、ここを見てもろよという話で、何月頃だったかな、7月か8月頃かな、本当にジャングルのような状態でしたよね。これは、タイヨーから関東補給処を通してJR荒川沖駅に行くところ、ガソリンスタンドの先の辺り、これ両側とも本当にひどい状態で、こんなによく放置しているなと私は思いました。

町に言ったら、当然これは県の範囲なので、県道なので、私、早速、竜ヶ崎工事事務所に行って、そしたら町からも聞いていると。しかし、除草する時期が業者によって決めているので、言ってみますということで、すぐ除草しましたね。それはありがたかったんだけど、町も県もあんまり金がなくて、今まで年3回ぐらい除草していたところを年2回になり、1回になり、こうした事情があるので、本当に、しかし、今、通学路になっているようなところ、先ほども何度も言っているけど、この通学路になっているようなところについては、しっかりと除草をやってもらうように、改めてもう一回、町から出向している竜ヶ崎工事事務所に行っている方々とも十分に連携して、やっていただきたいということをお願いをしたいと思います。

それから、最後の7番なんですけども、今度は制度として、ヘルメット、自転車用のヘルメットを補助金をつくるということで、これはよかったなと思います。

私はもう買ってしまって、ヘルメットをかぶって運転していますけども、努力義務ですから、当然ヘルメットをかぶらなくても、これは法令に違反するということではないと。しかし、もうヘルメットをかぶって自転車に乗ることが、死亡事故とか交通安全に大きな影響を与えているというのは実証されているので、これを推奨する、進めていくというのは町の責任だし、町としてもそういう補助金を出すということで進めているということについては感謝したいと思います。

しかしですね、しかし、阿見町の自動車ヘルメット購入補助金制度、この点については、初日の議案を上程したときに、私がやり取りさせていただきましたけれども、税金、町税の滞納のないことという縛りというかな、条件があるわけですね。これは何度も言いますが、やっぱり命に関わることなので。それから、子供と親関係ないですね。小学生も乗る、自転車は小学生も乗る、中学生も乗る。それから、お母さん方が幼稚園児を自転車の後ろ、前に乗せる。全部ヘルメットかぶる。そういうことからすると、親の滞納ということがあったら、その子供が使うヘルメットの補助について、補助はないんだと、こういうことになるわけですね。

これは何とも、町としては一律に考えるので、当然税金を使ってやることなので、町税を使ってやることなので、町税が足りないことというふうに一律にやったと思うんだけど、これもう一回、考慮していただくということをお願いしたいと思うんですけど、どうですか。町税

の縛りをなくすと、百歩譲ってということを議案の質疑のときもしましたけども、百歩譲って、子供が、滞納している本人じゃなくて、その子供がヘルメットを買うという場合には、その縛りを外すと、こういうふうにしてもらえませんか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えさせていただきます。

まず、当町の自転車ヘルメットの補助金については、町税の納税がないことを設けております。失礼いたしました。町税の滞納がないことを設けております。その理由といたしましては、滞納条件を設けることで、申請時に納税のチェックができたり、納税が漏れているときに早期の納税を促したりというメリットがございますので、滞納の積み重ねが未然に防げるという効果もございます。

一方では、きちんと納税することが義務ということで、町民が皆さんやっておりますので、町の給付のサービスが受けられるということは、町民意識の醸成や、何よりも税負担の公平性というものを示してございます。

そのあたりはもう議員も皆さんも御存じかと思えますけども、今回の補助金の策定に当たっては、町補助金適正化委員会で例規の審査、審議を経て、滞納の条件を指摘していただいております。その結果、この条件として記載していることであります。

議員おっしゃることは理解できますので、命、子供に関する滞納の制限については、全庁的な課題と受け止めまして、町の補助金の現状等を把握しながら、部局と調整しながら進めたいとございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 残り時間が1分ちょっとになっちゃいましたので、よろしくお願いします。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 税金を滞納しているのは、非常に一部悪質な人はいると思いますよ。しかし、やっぱり生活が苦しいというのは、社会の仕組みの中で、あるいは病気になるとか、いろんな理由があって税金を滞納するということだというふうに我々は思っているわけですよ。

そうすると、そういう状況の人、あるいはそういう状況の家庭に生まれた子供、そういう子供たちを差別することなく、やっぱり対応すると。特に子供については、親に責任がないので、ぜひとももう一度……。親に責任じゃなくて、子供に責任がないので、ぜひとも全庁でいろいろと検討していただくことをお願いして、質問を終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） これで14番海野隆君の質問を終わります。

次に、7番武藤次男君の一般質問を行います。

7番武藤次男君の質問を許します。登壇願います。

〔7番武藤次男君登壇〕

○7番（武藤次男君） おはようございます。

第4回定例会の最後になりました。しっかりと質問をしていきたいと思いをします。

最初に防犯カメラ、阿見町における防犯カメラについて、こちらのほうの質問をさせていただきます。

初めに、当町におきましては、安全安心なまちづくりの実現に向かい、犯罪防止や交通事故防止を目的として、街頭防犯カメラ、施設防犯カメラ、監視カメラ、この3種の防犯カメラを設置していると思いをします。

街頭防犯カメラ及び施設防犯カメラは犯罪発生の抑止効果や犯罪捜査などに役立ち、監視カメラは不法投棄を行っている車両の特定ができ、事件や事故の早期解決に大きく寄与することが期待できますが、その設置に当たっては、プライバシーの保護など人権を侵害しないような十分な配慮が必要とのことです。

私が3年間会長を経験しました舟島地区地域づくり会議におきまして、第2回目までは行政区からの要望事項のトップは防犯カメラでした。それ以降につきましては、データ管理とランニングコストは行政区負担ということになり、要望事項としては上がりにくくなったということを実感として覚えております。

ですが、令和5年度、阿見交番の集計によりますところの乗り物盗、これは盗むという字で乗り物盗、こちらのほうが102件、侵入犯罪103件なども合わせまして、主要犯罪が381件発生、令和5年においては1日に1件主要犯罪が発生していると、そのような状態でした。

しかも、今回の第4回定例会の中でも盛んに話題に上がっております、闇バイトにおける凶悪事件などが全国的に多発。そういうふうな発生している地区を見ますと、我が阿見町、こちらのほうと割と条件に近いようなところも見受けられます。

そのような背景の中で、重要性がクローズアップされている防犯カメラにつきまして、行政区購入はどうか、個人購入はどうか、今回3点質問させていただきます。

1番、当町における防犯カメラの導入の方針と設置の状況について伺います。

2番、導入に当たっての補助は、行政区対象と個人対象とではどのようなになっているのか伺います。

3番、導入後のランニングコストとデータ管理は設置行政区の負担となっておりますが、そのランニングコストとデータ管理の内容はどのようなものか伺います。

町長の前向きな御意見、期待いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 武藤議員の阿見町における防犯カメラについての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町における防犯カメラの導入の方針と設置の現状についてであります。

防犯カメラ導入の方針につきましては、牛久警察署との協議が整った主要交差点28か所のほか、地域予算や行政区防犯カメラ設置事業を通じて要望のあった箇所に順次設置することとしております。

設置の現状については、主要交差点において、平成30年度から設置を開始し、今年度末までに、東京医大西交差点や阿見住吉交差点など20か所設置しております。

また、地域予算要望による設置については、中郷西地区や南平台地区など12か所となり、令和6年度末で合計32か所の設置が完了いたします。

なお、行政区防犯カメラ設置事業については、令和5年度から開始いたしましたが、これまでに補助金の申請がなかったことから、改めて周知を図ってまいります。

2点目の、導入に当たっての補助は、行政区対象と個人対象とでどのようになっているかについてであります。

防犯カメラは映像データを記録保管する機器であるため、プライバシーの保護上、しっかりとした管理体制が必要との考えから、当町の防犯カメラ導入に当たっての補助制度は、行政区からの申請を対象としており、個人を対象とした補助は行っておりません。

なお、町補助により行政区が設置する防犯カメラについては、行政区が行政区防犯カメラ管理・運用規程を定め、管理責任者と取扱責任者を選任し、プライバシー保護などの管理を行うこととしております。

3点目の、設置行政区の負担となるランニングコストとデータ管理の内容についてであります。

防犯カメラの主なランニングコストは電気料金と保守点検料になります。令和5年度の1基当たりの実績では、電気料金は年額約7,500円であります。保守点検については、実施義務はなく、任意となっております。

なお、町管理の防犯カメラについては、年1回実施で3万8,940円となっております。また、データ管理の内容については、2点目で答弁したとおり、行政区において管理体制を構築していただくこととなっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7 番武藤次男君。

○7 番（武藤次男君） 答弁ありがとうございました。

まず、1 点目について、導入の方針と設置……。

○議長（野口雅弘君） マイクのほうに近づいてください。

○7 番（武藤次男君） 1 点目について、導入の方針と設置の現状、こちらにつきまして再質問させていただきます。

行政区が設置する防犯カメラについては、阿見町行政区防犯カメラ設置事業補助金交付要綱により、導入に当たっての補助があると思いますが、補助内容について、確認のため説明をお願いできますでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えいたします。

防犯カメラの導入における補助の内容について、主な点を申し上げます。

補助率は3分の2で、1,000円未満が切捨てとなります。上限は1台当たり20万円です。また、1つの行政区で申請ができる台数は3台までとなりますが、補助金交付後5年間経過した場合には、新たな防犯カメラを交付申請することができることになっております。

なお、防犯カメラの管理については、プライバシーの保護、データの管理が重要となりますので、補助金の交付申請をする前に町との事前協議が必要となっております。

また、導入後の管理を適切に行っていただくため、行政区で管理・運営規程を定めていただき、管理責任者と取扱責任者を定めていただくことになります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7 番武藤次男君。

○7 番（武藤次男君） この場合のデータ管理ということについてちょっとお伺いをしたいと思うんですが、こちらのほうの管理責任者、取扱責任者を定める、この2点だけでよろしいのでしょうか。データ管理ということに関しては、そのデータの扱い、それ自体については、どのような注意が必要でしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） 今の御質問ですけれども、やはり管理者を特定いたしまして、必要なときにだけ見るような形になります。どうしても、つける方となると、日常を見て安全管理とか防犯体制を考えておりますけれども、あくまで特定の管理者だけが中を見る形で、あと、警察等の要求があったときには、町からお願いに上がるようになっていきます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7 番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 分かりやすい説明ありがとうございます。

それでは続きまして、行政区対象と個人対象ということにつきまして質問させていただきます。

先ほど申し上げましたが、令和5年度において乗り物盗が102件、侵入犯罪103件、主要犯罪が381件というふうな中で、自衛のために個人にて防犯カメラの設置を望む方もおられると思いますが、阿見町行政区防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の第3条の別表に記載されている、防犯カメラの管理に関する2点、画像などに関する5点を遵守可能であれば、今後、個人向け設置補助も考慮すべきではないでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境課長村上馨君。

○生活環境課長（村上馨君） お答えします。

要綱第3条に関する別表には、議員御指摘のとおり、基準が掲載されております。この基準を遵守していただくことは重要でありまして、行政区を補助対象としているのは、行政区は地域の公益団体であること、団体であるので、管理責任者と取扱担当者を選任して組織として管理していただけること、組織ですので、人が変わっても体制や遵守事項を継承して継続的に保っていただけることなどの理由からであります。

また、県内では、防犯カメラの補助について、令和6年度から4市町が開始しましたが、阿見町を含めてまだ11市町という少数であり、個人対象の補助についても慎重になっている状況がうかがえるところであります。

以上のようなことから、個人対象となりますと、基準の確保が難しいのではないかと考えられますので、現時点では補助対象外としているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） ありがとうございます。

それでは、3点目につきまして質問させていただきます。

行政負担となるランニングコストとデータ管理の内容というふうなことで、ランニングコストのうち電気料金については、昨今電気料金の上下が激しいので、約7,500円であろうということ承知いたしました。

次に、保守点検料についてですが、町管理の防犯カメラではどのような内容で行っているのか教えていただけますか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活環境課長村上馨君。

○生活環境課長（村上馨君） お答えします。

町が委託している保守点検の内容は、カメラ、キャビネットの取り付け状態や、清掃とい

う外観点検、レコーダーの動作状況という機能点検を行っております。

なお、防犯カメラについては、保守点検の義務はありませんが、町の防犯カメラについては、故障等の不具合がどの程度で発生するかの知見がなかったことや、県警等の補助を受けて設置しているため、県警から映像提供に応じる責務があるとの考えから、電気事業者に委託して、年1回の点検を実施しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） ありがとうございます。

それでは、保守点検の義務はないとのことではありますが、行政区管理の防犯カメラは保守点検をしたほうがよいのか。やはり自治会費ですとかそういったところから捻出されると思いますので、こういった具体的なことが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） 御質問にお答えいたします。

今、お話ししたとおり、義務はございませんけども、やはり安全に使えるような形で定期的な点検をしていただいたほうがいいのかと思います。

具体的に言いますと、機能がかかるとしても、カメラのところに草があったり、あとはほこりがあったりすると見えないことがありますから、お金がかけない程度の点検も可能だと思います。常に見たいときに画像が見えるための準備は、やっていただければ助かります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） ありがとうございます。

それでは、町では防犯カメラに関しては、プライバシー保護やデータ管理を重視していることがよく分かりました。このことは、プライバシーやデータの流出などから町民を守りたいという考えから来ているんだと思いますし、とてもありがたいことだと思います。

しかしながら、昨今、闇バイトなど、匿名流動型犯罪が身近でも起きるのではないかという不安視をする声も多く聞いております。

防犯カメラは、有事の際の証拠として有効であるとともに、その存在が犯罪発生の抑止力となることも見逃せません。

今後、プライバシーよりも防犯のほうが重要であるというような社会意識の変化や、地域社会の共通認識が熟成されましたときには、個人対象の補助も実施していただきたいということを要望いたしまして、1点目の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） それでは、次の質問、阿見町におけるドローンの活用について、こちらのほうにつきまして質問させていただきます。

今現在、ドローン、こちら、各分野の状況という部分の中では、農林水産業におきましては、2022年度より開始されたみどりの食料システム戦略、こちらでの農薬散布や農業リモートセンシング、こちらに関してドローン活用が検討されております。

また、SDGsの関連もあり、全国森林調査に関しての進捗が進んできております。土木建築におきましては、i-Construction、こちらにおける土木工事におけるドローン測量、こちらのほうはもはや定着し、土木進捗でのドローンの活用がDXの推進とともに進んでおります。

また、点検という部門におきましては、メガソーラーの点検、屋根の点検は本格活用、公共インフラ点検、プラント点検は、ガイドラインに準拠する形で部分的な実用化が進んでおり、構造物点検や屋内点検に関しては、技術検証が進み、実用検証の段階に入ってきています。

そしてまた、エンターテインメントなどにおきましては、オリンピックの開会式ですとか、そういったところでも見られるようなドローンショーが今や1つのエンターテインメントとして確立しております。

そして物流、こちらのほうにつきましても、安定的な航行が可能になってきた部分で、医薬品などの軽量で付加価値の高いものなどに関しては、もはや実用化と、そのような形になっておる中で、やはり流通関係につきましては、静岡県川根本町のように、高齢者、過疎地への買物支援として運用する自治体も起こっております。

こういうふうな部分の中で質問を、お伺いをさせていただきます。

1番、阿見町での活用の取組の現状について伺います。

2番、以前に防災関連としての運用を考えた経緯はあるか伺います。

3番、他自治体で遠隔地への物資配達にも使用されておりますが、阿見町での買物難民の方への運用は可能か伺います。

4番、運用について、公園上空はいけないなどの制限があるとのことですが、その理由を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 2項目めの、阿見町におけるドローンの活用についての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町での活用の取組の現状についてであります。

現在当町では、農業分野やシティプロモーション業務においてドローンが活用されております。

す。

まず、農業分野におけるドローンの活用状況は、主に水稻をはじめとした土地利用型作物の農薬、肥料等の散布に活用されており、今後は新たに種子の空散播種、生育状況調査、収穫物運搬、有害鳥獣調査・対策への活用や普及が期待されております。また、現在ドローンを保有していない農業者からも、ドローン活用に係る勉強会、実演会等の要望や導入に向けた相談が寄せられており、町としては年内に農業者を対象としたドローンの実演会を計画しております。

なお、シティプロモーション業務については、町のPRビデオを作成した際にドローンを活用した事例があります。

2点目の、以前に防災関連としての運用を考えた経緯はあるかについてであります。

全国各地における過去の災害時において、被害状況の把握や支援物資の輸送等でドローンが活用され、災害対策の面で有効活用されてきたことは認識しており、それを踏まえ、当町でも導入を検討した経緯があります。

しかし、ドローンの運用には、操作できる人材の育成等に課題があることから、いまだ導入には至っておりません。今後も引き続き他市町村の先進事例を調査研究しながら、まずはドローン導入の第一歩として、ドローンを扱う民間事業者等との災害応援協定の締結を検討していきたいと考えております。

3点目の、他自治体で遠隔地への物資配達にも使用されておりますが、阿見町での買物難民の方への運用は可能かについてであります。

令和4年12月の航空法改正により、中山間地域に加えて、都市部においても、操縦者が目で確認しなくてもドローンを飛ばすことができる、完全な自律運航が可能になりました。今後、高齢化や過疎化など、社会課題の解決に役立つドローンの開発とその活用が今以上の速さで進んでいくことが想定されます。

なお、現在における他自治体でのドローンを活用した物資配達は、主に中山間地域で行われており、当町は大部分が平地であり、物資配達を提供できる事業者も複数あることから、現時点で直ちに実施する考えはありません。

4点目の、運用について公園上空はいけない等との制限があるとのことですが、その理由についてであります。

町内の公園においてドローンを使用することは基本的に禁止しております。理由は、誤操作や機器の不具合により、上空から落下した場合など、他の公園利用者に危険を及ぼすおそれがあることから、阿見町都市公園条例に基づき、公園の管理上、支障を来す行為として禁止しております。

しかし、業として写真または映画を撮影する場合は、安全対策や事故対応について管理・責

任の所在が明確であり、航空法の規定を遵守するとともに、無人航空機操縦者技能証明書や保険証書の提出を条件に許可する場合があります。

また、例外として、町総合運動公園の野球場においては、占有できる有料施設のため、防球ネット内での使用を許可しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 分かりやすい答弁ありがとうございます。

それでは、私のほうから再質問させていただきたいと思います。

今、防災面と公園上空での利用におきまして再質問をさせていただきますが、それぞれの分野におきまして、近隣市町村の対応、こちらのほうを伺いたいと思います。よろしく願います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長竹之内英一君。

○町民生活部長（竹之内英一君） お答えいたします。

初めに、ドローンの防災面における近隣市町村の対応状況ですが、稲敷広域消防本部管内の市町村では、唯一稲敷市が独自でドローンを所有しております。搜索活動や広報活動など、市の様々な業務で運用を始めているところです。

その他、県内では、石岡市が令和2年からドローンを活用した取組といたしまして、31人の市職員がパイロットチームを編成いたしまして、民間事業者からのサポートを受けながら操縦訓練を行い、行政の様々な分野で活動を進めているところです。

このように、近隣自治体が独自でドローンを保有して運用しているケースはまだ少ない状況ではございますが、稲敷広域消防本部においても、令和元年から、本部を含めました各支所に計6基のドローンを配置しておりまして、火災対応の調査や災害現場での活用を、消防活動等を運用しているところでございます。

以上、私のほうからの説明です。

○議長（野口雅弘君） 都市整備課長糸賀隆之君。

○都市整備課長（糸賀隆之君） ドローンの公園上空における利用面での近隣市町村の対応状況ですが、牛久市、土浦市、つくば市の状況を把握しております。

牛久市では、航空法を遵守し他の利用者の迷惑にならない範囲であれば、業以外の場合であっても許可できるとのことですが、過去5年間は許可事例はないとのこと。

土浦市では、当町と同様の条例になっております。しかし、有料施設であっても、業以外は認めていないとのことで、阿見町より厳しい判断と規制を行っております。業による許可の事例は年間で平均1件から2件と伺っております。

つくば市でも、条例は当町と同様のものとなっておりますが、業以外でも、公園管理に支障がない場合は許可する可能性もあると伺っておりますが、現担当者によれば、業以外での許可事例はないとのこと。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 7番武藤次男君。

○7番（武藤次男君） 明確な説明ありがとうございました。

それでは、こちらのほうの結びといたしまして、防災面におきまして、やはりニュースなどで、有事の際に初動72時間が大事と言われる中で、速やかな対応ができますように、いち早く民間事業者等の災害応援協定の締結、こちらのほうをお願いしながら、このドローンの可能性そして有効活用、こちらのほうをお願いするとともに、この質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） これで7番武藤次男君の質問を終わります。

休会の件

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月7日から12月16日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

散会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時59分散会

第 5 号

[12 月 17 日]

令和6年第4回阿見町議会定例会会議録（第5号）

令和6年12月17日（第5日）

○出席議員

1番	野口雅弘君
2番	笥田聡君
3番	前田一輝君
4番	小川秀和君
5番	紙井和美君
6番	武井浩君
7番	武藤次男君
8番	佐々木芳江君
9番	落合剛君
10番	栗田敏昌君
11番	石引大介君
12番	高野好央君
13番	栗原宜行君
14番	海野隆君
15番	久保谷充君
16番	久保谷実君
17番	吉田憲市君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町			長	千	葉		繁	君	
副		町	長	服	部	隆	全	君	
教		育	長	立	原	秀	一	君	
町	長	公	室	長	井	上		稔	君

総務部長	平岡正裕君
町民生活部長	竹之内英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
人事課長	齋藤明君
管財課長	荒井孝之君
防災危機管理課長	安室公一君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	村山幸二君
国保年金課長	戸井厚君
都市計画課長	鶴田広秋君
都市整備課長	糸賀隆之君
上下水道課長	堀越多美男君
学校教育課長	山崎貴之君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	加藤佳子

令和6年第4回阿見町議会定例会

議事日程第5号

令和6年12月17日 午前10時開議

- | | | |
|--------|--|--|
| 日程第1 | 議案第79号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第80号 | 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について |
| | 議案第81号 | 阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第82号 | 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第5号） |
| | 議案第83号 | 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| | 議案第84号 | 令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| | 議案第85号 | 令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第86号 | 令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号） |
| | 議案第87号 | 令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第88号 | 財産の取得について（追認） |
| | 議案第89号 | 財産の取得について（追認） |
| | 議案第90号 | 財産の取得について（追認） |
| | 議案第91号 | 財産の取得について（追認） |
| | 議案第95号 | 財産の取得について（追認） |
| | 議案第96号 | 財産の取得について（追認） |
| 日程第5 | 議案第92号 | 土地の処分について |
| 日程第6 | 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について | |
| 追加日程第1 | 決議案第2号 | 議案第88号から議案第91号、及び議案第95号から議案第96号までの追認議案に関する附帯決議について |

午前１０時００分開議

○議長（野口雅弘君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第79号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（野口雅弘君） 日程第1、議案第79号を議題とします。

本案については、去る12月3日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により、御報告申し上げます。

当委員会は、令和6年12月9日午前10時に開会し、午前10時29分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ21名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者はありませんでした。

まず、議案第79号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第79号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第79号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案どおり可決することに決しました。

議案第80号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第81号 阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、議案第80号及び議案第81号を一括議題とします。

本案2件については、去る12月3日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） おはようございます。

それでは、議案第80号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、命により、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和6年12月9日午後2時に開会し、午後2時45分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ21名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず、議案第80号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、質疑を許したところ、委員から、仮に税制改正に合わせた場合、どのような影響があったかという質疑があ

り、執行部から、特に影響はなかったと思われますという答弁がありました。

その他、質疑なし、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第80号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和6年12月10日午前10時に開会し、午前10時25分まで慎重審議を行いました。

出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ10名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず初めに、議案第81号、阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、条ずれの改正となっているが施行日が令和7年6月1日となっている。令和7年4月1日とか年度替わりではなく、6月1日となっている理由は何かとの質疑があり、執行部からは、今回国の施行令の改正が行われ、効力を発生する施行日が令和7年6月1日となっているため、町の条例も国の施行日に合わせる必要性があることから同日としたとの答弁がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第81号、阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって産業常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第80号及び議案第81号についての委員長報告は原案可決であります。本案2件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第80号及び議案第81号は原案どおり可決することに決しました。

議案第82号	令和6年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
議案第83号	令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第84号	令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第85号	令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第86号	令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第87号	令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第3、議案第82号から議案第87号までの6件を一括議題とします。

本案6件については、去る12月3日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○総務常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第82号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第5号）のうち総務常任委員会所管事項について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、消防費、国庫補助金の中で、消防団設備整備費補助金、

77万1,000円が補正されている背景はとの質疑があり、執行部からは、今年度、消防団デジタル簡易無線を45台購入し、各分団に2台及び幹部の方にお配りしました。国の消防団設備整備費補助金に該当するということで、10月に県のほうから確定の報告があり、それに基づき、購入額231万5,500円の3分の1の補助金額77万1,000円を今回計上させていただきましたとの答弁がありました。

続きまして、委員から、元金償還費1,530万5,000円の減額の理由についての質疑があり、執行部からは、令和5年度に借り入れる起債を約10億円と想定し予算を組んでいましたが、実際には決算で翌年度への繰越し等もあり、約7億円の借入れで済んだ関係で借入額が減ったために、元金、それと利子も同じなんですけども、今回減少したという形になりますとの答弁がありました。

続きまして、委員から、二所ノ関部屋連携推進事業の二所ノ関部屋イベント派遣業務委託料110万円、こちら出演予定者と講演時間はどれぐらいを予定されていますかの質疑があり、執行部からは、出演者は、親方、大の里関、白熊関をはじめ多くの力士の皆さんに出席していただくということで、今、調整をしているところです。時間は90分を予定していますという答弁がありました。

また、委員から、まい・あみ・まつりとかもそうですけども、著名な方を呼んで、そういった講演とかイベントを今までされていると思うんですが、どれぐらいの予算がかかっているんですかという質疑があり、執行部からは、例えば、まい・あみ・まつりに出演していただいている、あみ大使でありますノブ&フッキーさんですと60分1回公演80万円、60分2回公演100万円、それから、相撲芸人のあかつさんは60分で30万円ほどというふうに伺っておりますとの答弁がありました。

また、委員から、全国的に知名度もある二所ノ関部屋の親方、大の里関、あと、白熊関とか、他の力士さんたち全体を含めて今回の補正予算の金額という認識で間違いないですかという質疑があり、執行部からは、親方、大の里関をはじめ力士の皆さんにお越しいただくということで、現在調整をしているところですよという答弁がありました。

続いて、委員から、戸籍事務費の備品修繕料42万4,000円と電算システム委託料の内容について質疑があり、執行部からは、今回の補正は既存の回転保管庫の液晶パネル部分と基盤の修理のためのものです。また、来年度、価格改定により10%から20%価格の値上がりが見込まれていること、回転保管庫自体が製品が古いので、来年度対象部品の確保が保証できないと言われて、今回補正対応といたしました。続いて、電算システム委託料の補正は、戸籍システム標準仕様書に対応するための改善で、令和6年8月末に示された戸籍情報システムの標準仕様書により、戸籍の振り仮名法制化施行日からは、戸籍の身分事項中「配偶者の国籍」というインデ

ックスを「配偶者の国籍・地域」と記載することになり、そのための対応ということで改修費用158万3,000円の増額補正となりましたとの答弁でした。

また、委員からは、回転保管庫は度々不具合が生じていたということですが、買い換えた場合どれぐらいの金額になるんでしょうかという質疑があり、執行部から、新たに購入した場合は、耐火性のないタイプのもので、運搬費、設置費込みで1,000万円を超える価格になるとの答弁がありました。

続いて、委員から、庁舎維持管理費、マイナス447万7,000円の補正された理由はとの質疑があり、執行部から、役場庁舎の電気設備工事、外のLED街灯工事、庁舎内の空調設備工事の契約が確定し、そこから予算額を引いた額を減額したものとなっておりますとの答弁がありました。

続いて、委員から、広報活動費、町勢要覧作成業務委託料202万9,000円の減額の背景等はこの質疑があり、執行部から、今年度と来年度の2か年で製作、発行を予定していましたが、市制施行に合わせて市勢要覧を発行することによる減額となってございますとの答弁がありました。

続いて、委員から、消防施設管理事業の中の消火栓設置負担金54万3,000円の内容について質疑があり、執行部から、上下水道課のほうで新設及び布設替えの際に設置する消火栓の工事に対して、防災危機管理課から負担金として上下水道課にお支払いするものです。管の太さにより金額は変わってきますが、急遽布設することになった青宿の1か所について、250ミリというかなり太い管に接続することになり、当初の予算では予定していなかったため、その増額分に対して補正しましたと答弁がありました。

続いて、委員から、消防施設管理事業、消火栓維持管理負担金249万2,000円の補正を組んだ背景はこの質疑があり、執行部から、消火栓の修繕につきましても上下水道課で修繕工事は行っていただくのですが、今回直す場所が例年に比べて、メインの道路であったり、マンホール蓋だけでなく、その周辺の道路も修繕するということになり、費用がかさんでしまったのが要因ですという答弁がありました。

直す場所は1か所ですかという質疑については、執行部から、今年度は3か所ございますとの答弁がありました。

続いて、委員から、防犯対策事業、施設等修繕料ですが、防犯灯とかそういうものの修繕ですかという質疑があり、執行部から、防犯灯の修理、修繕料になりますという答弁がありました。

また、委員から、LEDになっているんですが、切れているということは故障しているというふうに皆さんに聞かれるんですが、どのような形で修繕ですかという質疑があり、執行部か

ら、今回の補正は、落雷が多かったもので、そういった原因もございますという答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第82号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第5号）のうち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） それでは続きまして、議案第82号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち民生教育常任委員会所管事項の審査の報告をいたします。

質疑を許しましたところ、委員から、19ページ、保育施設跡地管理事業の中に需用費、電気使用料2,000円の増ですが、これはどこの場所の、何の電気料ですかという質疑があり、執行部から、吉原保育所跡地内の防犯灯1灯ですという答弁がありました。

また、委員から、21ページ、予防接種事業について、補助金、予防接種健康被害救済費59万円の増ということだが理由を伺いたいという質疑があり、執行部からは、今回新たに新型コロナワクチンによる健康被害の認定を受けた方がおり、その方への給付を行うための予算です。今回計上したものは、令和5年度中に申請をした1名につき、令和6年の9月に認定審査の結果が出たため、その方への医療費及び医療手当の給付を行うためのもので、内訳としては、治療を受けた際の自己負担金額として、医療費が22万3,000円、それと、通院回数、入院日数に応じて月額が決められている医療手当、こちらが36万7,000円ですという答弁がありました。

次に、委員から、27ページ、指定文化財保護事業の中で、植栽管理委託料が89万1,000円プラスになっていますがこの明細をお聞きしたいという質疑があり、執行部からは、9月に発生した町指定天然記念物の鹿島神社のやどり木の火災に関連した緊急対応です。当初は危険枝の剪定とコブラロープ再建により応急処置を行いましたが、樹木医による調査結果報告で、樹木の経過観察をする中で、さらなる安全対策が必要だということで計上したものですという答弁がありました。

また、委員から、28ページ、予科練平和記念館維持管理費、工事請負費、維持補修工事384万3,000円の具体的な内容をお聞きしたいという質疑があり、執行部から、今回2件の補正を行っています。まず1点目ですが、御寄贈いただいた資料等の収蔵庫の空調設備の修繕費用として120万3,000円、それから、常設展示室の1室から3室を管理している空調設備の修繕費用として264万円を計上しています。2件とも空調設備の室外機の交換工事になりますという答弁がありました。

さらに、委員から、維持補修工事の年次計画のようなものはありますかという質疑があり、執行部からは、公共施設等総合管理計画や3か年実施計画に計上して、計画的に維持補修を行っています。今回の2件の空調設備の修繕は、収蔵品、それから展示資料を適切に維持管理していく上で重要な設備の故障で、年度途中の補正とさせていただきましたという答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第82号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第83号、令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第83号、令和6年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第84号、令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を許しましたところ、委員から、8ページ、高額介護サービス費、高額介護サービス費として622万8,000円の増となっておりますが、例年このような補正が発生しているのか、当初予算で見込めない理由があるのかという質疑があり、執行部から、例年、毎回発生するものではありません。当初予算で見込めなかった理由ですが、コロナ禍が明け、想定以上に介護サービスを利用する方が増加したためと推測していますという答弁がありました。

また、委員から、8ページ、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護福祉用具購入費117万4,000円の明細を伺いたいという質疑があり、執行部からは、居宅介護福祉用具購入費です。対象の福祉用具は入浴補助用具で、シャワーチェア、浴槽台、ポータブルトイレなどです。令和6年4月から9月で70件となっており、昨年度から23件の増となっていますという答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第84号、令和6年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第85号、令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許しましたところ、委員から、7ページ、後期高齢者医療広域連合納付金、負担金、保険基盤安定納付金119万6,000円の増額の理由は何ですか。また、例年このような増額があるか伺いますという質疑があり、執行部から、増額の理由は、被保険者の増加に伴い、低所得者も増加し、低所得者の軽減分が増加したため、負担金の増額補正となっております。ここ3年間で毎年500万円から600万円の増額となっていますという答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第85号、令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） それでは、議案第82号、令和6年度一般会計補正予算の債務負担行為の補正ですよね。この審議の内容について2点伺います。1点ずつがいい。2点やっても大丈夫。

○議長（野口雅弘君） どうぞ。

○13番（栗原宜行君） では、2点伺います。

1点目です。小学校入学祝い品支給ランドセル代が限度額1,138万5,000円と、前年より148万円も高く計上されています。どのような質疑がなされたのか伺います。

2点目、教師用教科書、指導書で限度額1,001万5,000円が上がっています。令和6年度教科書替えにより、もう既に2,816万9,308円で教科書を購入しているのに、今回どのような理由で債務負担行為の補正を上げたのか。質疑内容について伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生教育常任委員会委員長海野隆君。

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） 質疑ありがとうございます。しかし、残念ながら、現在の2点についての審議は、委員会では質疑がなかったということでございます。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） これをもって民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結しま

す。

次に、産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第82号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち産業建設常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、荒川本郷地区まちづくり事業Ⅰブロックの測量等だと思いますが、町としてどのような青写真、イメージを持っているのかとの質疑がありました。執行部からは、当地区の全体の土地利用計画は、商業系及び住居系を計画している。町有地は近隣公園1.5ヘクタールと都市計画道路・公園通り線の整備、その他、子育て支援に要する用地を確保する計画になっているとの答弁がありました。

また、今後のスケジュールについて質疑があり、執行部からは、令和6年度は説明会や勉強会を実施し、地元の合意形成を図っていく。令和7年度は地権者による準備会を設立、令和8年度は事業認可取得及び組合設立、令和9年度は仮換地の指定を行い工事に着手、令和10年度及び令和11年度は引き続き工事を実施し、令和12年度は換地処分を予定しているとの答弁がありました。

次に、荒川本郷地区まちづくり事業738万8,000円の内容について質疑があり、執行部からは、測量業務として基準点測量や現況測量等を実施し、区画整理の設計業務として道路、排水造成等の設計を実施するとの答弁がありました。

また、当初予算に地権者勉強会440万円が計上されているが、この補正は地権者の理解が進んで次のステップへ行くためとの理解でいいかとの質疑があり、執行部からは、当事業は令和8年度の土地区画整理事業認可及び組合設立を目指した補正であるとの答弁がありました。

次に、農業振興推進事業の水利施設管理強化事業補助金12万9,000円について質疑があり、執行部からは、国の間接補助であり、農業水利施設の省エネ化及びコスト削減に取り組む施設管理者に対し補助金を交付するもので、電気料高騰分として7割を支給。今回共同施行阿見土地改良組合に支給するとの答弁がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第82号、令和6年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第86号、令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第86号、令和6年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）については、全委

員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第87号、令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第87号、令和6年度阿見町下水道事業会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第82号から議案第87号までの6件についての委員長報告は原案可決であります。本案6件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議がありますので、順次採決します。

初めに、議案第82号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第82号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議がありますので、起立によって採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口雅弘君） 起立多数であります。よって、議案第82号は原案どおり可決することに決しました。

○14番（海野隆君） 討論しないの、これ。

○議長（野口雅弘君） 討論、言ったよ。

○14番（海野隆君） 討論、言った。

○議長（野口雅弘君） うん。これより討論に入りますって言ってます。

次に、議案第83号を採決します。

本案についての……。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 議案第82号の討論やってないんじゃないの。

○議長（野口雅弘君） 議案第82号から議案第87号までについての討論を許しますをやりました。

○14番（海野隆君） 討論あります。

○議長（野口雅弘君） 終わっちゃったんです。駄目です。

議案第83号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第83号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第84号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第84号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第85号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第85号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第86号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第86号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第87号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第87号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案どおり可決することに決しました。

議案第 8 8 号	財産の取得について（追認）
議案第 8 9 号	財産の取得について（追認）
議案第 9 0 号	財産の取得について（追認）
議案第 9 1 号	財産の取得について（追認）
議案第 9 5 号	財産の取得について（追認）
議案第 9 6 号	財産の取得について（追認）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、議案第88号から議案第91号及び議案第95号から議案第96号までの6件を一括議題とします。

本案6件については、去る12月3日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） 討論通告してるのに、討論やらせないっておかしいよ。討論通告してるんだから。してるでしょ、討論通告。

それでは、日程第4、続きまして、議案第88号、財産の取得について（追認）について、委員会審査の報告をいたします。

質疑を許しましたところ、委員から、教科書のことですが、今まで消耗品扱いとなっていました。今回、備品ということで扱いが変わりました。どのような定義で教科書が消耗品ということになっているのか。また、何年間使ったら消耗品になるというように年数が決まっているのか、あるいは金額で決まっているのか伺いたいという質疑があり、執行部からは、大きく備品と消耗品に分かれます。消耗品は1回または短期間の使用で消費される性質のものや、使

用により消耗または破損しやすく、比較的短期間に再度の使用に供し得なくなるもの、使えなくなるものというものです。金額的には1万円以下のものなどと財務規則に掲載されています。

教科書については、次の採択まで4年から5年。その期間が過ぎましたら、また新しいものが来るということで、その後は不要、使わなくなるので、これまで消耗品として扱われてきました。同じような性質のもの、例えば雑誌なども需用費、消耗品として通常扱います。事務用品とか燃料なども消耗品で扱っていますという答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第88号、財産の取得について（追認）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第89号、財産の取得について（追認）の質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第89号、財産の取得について（追認）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第90号、財産の取得について（追認）の質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第90号、財産の取得について（追認）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第91号、財産の取得について（追認）の質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第91号、財産の取得について（追認）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第95号、財産の取得について（追認）の質疑を許しましたところ、委員から、この議案第95号は、11月26日の全員協議会の説明の後に提出されたものです。やはり議会に議案として提出する場合は、その前の全員協議会においてきちんと精査をして、漏れのないように説明してほしいと思います。平成27年度のものが追認として上がりましたが、4年に1回ということで、その前の年度のものはどうなのでしょう。古い書類を廃棄したので分からないという説明もありましたが、議会の議決がない以上、契約は無効のままということになるのか伺いますという質疑があり、執行部からは、前回精査し切れず大変申し訳ございませんでした。平成27年度より前のものについては、伝票も保存期限が過ぎて廃棄されていることから、無効に当たる契約があったかということを確認することができないということですという答弁がありました。

さらに、委員から、議決がなかったということとか、契約が無効かどうか分からない状況かと思いますが、法律的に時効のようなものがあるのかどうか伺いたいという質疑があり、執行部からは、議決がなかったということ、それから契約無効ということに対しての時効というものは特段ありません。平成27年度より前につきましては伝票が廃棄されてしまっているため、無効に当たるかどうか、そういう経緯があったかということを確認することができないという

ことですよという答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第95号、財産の取得について（追認）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第96号、財産の取得について（追認）の質疑を許しましたところ、委員から、プレミアム商品券をどうして消耗品として扱ったのか伺いますという質疑があり、執行部からは、商品券購入に関わる予算科目については、報償費の商品代や記念品代、また、需用費の消耗品費が計上科目として考えられます。予算科目の解説によると、報償費は、役務の提供などに対する謝礼または報奨的意味のものであるとし、さらに、町政の協力への謝礼、功労のあった人への記念品も報償費でよいとされております。また、地方財務実務提要に、商品や記念品の購入費は報償費または需用費のいずれから支出しても差し支えないと記載されております。町では、今回の商品券購入について、商品や記念品ではないと考え、需用費の消耗品費に予算措置をしたものですよという答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第96号、財産の取得について（追認）は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） それでは、議案第88号について質疑します。

議会の議決に付さなかった理由について、教科書を消耗品と誤認したということですが、正しい会計基準による勘定科目の仕分について、執行部はどのような説明があったのか伺います。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生教育常任委員会委員長海野隆君。

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） ただいまの委員長報告の中で、執行部から、財務規則に掲載されていると。その財務規則が根拠であると、こういうような御報告をしましたけれども、それ以上のやり取りはなかったというふうに思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　続きまして、議案第89号から議案第91号までですけれども、重大な法令違反があり、今回追認となりましたけれども、追認規定が法令にないのに追認議案を提出した根拠について、どのような審議がなされたのか伺います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生教育常任委員会委員長海野隆君。

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君）　ただいまの栗原議員の質疑ですけれども、これについては、委員会で全く質疑がなかったため、審議に及ばなかったということでございます。以上です。

○議長（野口雅弘君）　ほかに質疑はありませんか。

12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　この追認議案の中で、委員会質疑の中で、議決案件が町村は700万円、市は2,000万円であり、阿見町は人口・財政規模は市のレベルに達しているので、今回のことはマイナスに捉えずプラス思考でというやり取りがあったようですが、この発言は執行部の法令遵守の重要性を軽視して、不適切な行政運営を容認するかのような印象を与えかねません。委員会において実際このようなやり取りがあったのかお伺いします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生教育常任委員会委員長海野隆君。

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君）　ただいまの高野委員の質疑にお答えいたします。そういう質疑はございました。以上です。

○議長（野口雅弘君）　ほかに。

12番高野好央君。

○12番（高野好央君）　すいません。じゃあ、今、実際やり取りがあったということなので、ちょっとその内容を詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生教育常任委員会委員長海野隆君。

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君）　私の委員長報告では、この部分は報告にふさわしくないとしまして省略して報告しましたが、ただいま質疑者が言われているように、市になったらとかね、市になってないわけですよ、今、町の700万円というね。

○議長（野口雅弘君）　自分の意見じゃなくて、これ説明ですから、報告だけしてもらえれば。どういことがあったかだけを。

○14番（海野隆君） いや、そういうことを言っているんですけど。ちょっと御不満ですか、どういことですか、ちょっと言ってください、議長。いやいや、もう一回言ってください。

○議長（野口雅弘君） だから、常任委員会報告に対する質疑については、実際にあった、向こうが言ったことだけを答えるって形になっているので、それだけでお願いします。

○民生教育常任委員会委員長（海野隆君） だから、町では700万円が議決事項、しかし、市になれば2,000万円なので、皆さんも前向きに考えてやってほしいと、こういうような質疑がありました。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） これをもって、民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第88号から議案第91号及び議案第95号から議案第96号までの6件についての委員長報告は原案可決であります。本案6件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第88号から議案第91号及び議案第95号から議案第96号までの6件は原案どおり可決することに決しました。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。動議の内容を簡単に説明してもらえますか。

○12番（高野好央君） 議案第88号から議案第91号及び議案第95号から議案第96号までの追認議案6件に対して、附帯決議を提案いたします。

○議長（野口雅弘君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

議会運営委員会の委員は全員協議会室へ御移動願います。会議の再開は、議会運営委員会終了後、再開いたします。

午前10時52分休憩

午前11時08分再開

○議長（野口雅弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、12番高野好央君ほか1名から、議案第88号から議案第91号、及び議案第95号から議案第96号までの追認議案に関する附帯決議についての動議が提出されました。

ここで、動議提出の簡潔な理由の説明を求めます。

12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 前でしたっけ、自席でよろしいですか。

それでは、議案第88号から議案第91号、及び議案第95号から議案第96号までの追認議案に関する附帯決議を提案します。趣旨を、提案理由の説明を読み上げまして……。

○議長（野口雅弘君） それは後になるんで、簡単に、どういうことかということと言ってもらえば。

○12番（高野好央君） 附帯決議の提案となります。これまでの質疑において、この追認議案に対しての事故発生後の対応というのがちょっと不安を覚えましたので、こちら、今後のチェック体制の強化など、そういったものを附帯決議として提案させていただきます。

○議長（野口雅弘君） 以上で説明は終わりました。

動議については、会議規則第16条の規定により、1名以上の賛成者が必要であります。賛成者はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

本動議は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口雅弘君） 起立少数であります。よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題としないことに決しました。

ただいまの動議は賛成者がおり、動議は成立しましたが、採決の結果、直ちに日程に追加しないことに決しました。しかし、動議は成立しておりますので、本日最終日で後日の日程がないため、本日予定されている議事日程が終了した後、この動議を日程に追加し、議題とします。

議案第92号 土地の処分について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第5、議案第92号を議題とします。

本案については、去る12月3日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求め

ます。

産業建設常任委員会委員長栗原宜行君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（栗原宜行君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第92号、土地の処分について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、落札業者が町有地に隣接している一般地権者の所有地を押さえているので、他の事業者が公募に応募しにくい状況なのかとの質疑があり、執行部からは、公募の段階においてブロック内の土地所有者調査を実施していないため、民民での土地取引等については確認はしていないため、理由は把握していないとの答弁がありました。

また、公募期間が8月22日から9月24日、ほぼ1か月しかない。公募期間が短期間でも事業者は応募してくれるのかとの質疑があり、執行部からは、プロポーザル実施要項を公表する前段階で、ホームページに1か月間公募開始の告知を行った後、実施要項を1か月間公表した上でプロポーザル参加表明書を受け付けている。さらに参加表明書の提出期限から企画提案書の提出期限を1か月間設け、公募の告知から企画提案書の提出まで約3か月の期間を確保している。これまで同様のスケジュールで公募手続を実施しているが、過去に期間が短いというような御指摘や意見はなかったとの答弁がありました。

また、今回、分譲が190戸だが、住宅だけの開発なのか、それとも他に商業施設、福祉施設があるのかとの質疑があり、執行部からは、190画地の宅地造成事業で、ほかの公共公益施設として、区画道路、集会施設、公園、ごみ置場等があるとの答弁がありました。

また、次回以降もこのような同じ土地の処分、同じようなやり方になるのかとの質疑があり、執行部からは、処分方法は、町有地活用ガイドラインに基づき、主に町独自の活用と民間事業者に対する公募の実施、それと組合施行の土地区画整理事業に対する有償譲渡もしくは事業参画の3つの方法があるので一律ということではないとの答弁がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第92号、土地の処分については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第92号についての委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第6、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに各特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

決議案第2号 議案第88号から議案第91号、及び議案第95号から議案第96号までの追認議案に関する附帯決議について

○議長（野口雅弘君） それでは次に、先ほど成立した動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とします。

提出者から動議提出の説明を求めます。12番高野好央君、登壇願います。

〔12番高野好央君登壇〕

○12番（高野好央君） それでは、お手元にあります附帯決議案の趣旨を読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきますと思います。

本定例会において、財産の取得に関する迫認議案が6件、複数の部署から提出されたことは誠に遺憾である。今回の事例は全国の自治体でも同様に発生したが、法令を遵守し規則に基づき定められた手続きによって適切な事務の執行をした自治体の方が多い。議会の承認が必要な財産の取得に当たらないと誤った認識による公金の支出は、町民の信頼を得られない。どこに問題があったのか徹底的に調査し再発防止策を講じ、信頼の回復に取り組んでいく必要がある。

よって、今後、下記の事項に十分留意し取り組まれるよう、強く要望する。

記

1、法令遵守の徹底。

地方自治法及び関連条例に基づく適正な手続きを確実に実施するため、職員研修を強化し、法令遵守の意識を全庁的に徹底すること。

2、チェック体制の強化。

契約事務におけるチェックリストを作成し、複数の部署による相互確認システムを構築すること。特に高額な契約については、議会の議決の要否を確認する手順を必ず踏むこと。

3、再発防止策の策定と実施。

今回の事案を詳細に分析し、具体的な再発防止策を策定し実施すること。

以上決議する。

○議長（野口雅弘君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 今の説明の中に、法令を遵守して規則に基づき定められた手続きによって、適切な事務の執行をした自治体のほうが多いとありますけども、これ、どのくらいの自治体があって、どれくらいがこういう、どういう……。適切な事務の執行というのはどういうことなのかお聞きします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 今回の事務手続きが適切に行われてなかったのは、大体全国的に40自治体で、しっかり手続きが行われていたところが60自治体。私が調べる限りではその数字になっております。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） すいません、訂正いたします。その手続きが行われていない自治体が40%、パーセントです。行われていた自治体が60%となります。

○議長（野口雅弘君） 16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） この適切な事務の執行をしたというのは、どういう執行なんですか。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 今回の追認議案にもなっております、議会のほうに承認を得たか得ないかということでございます。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） そうすると、この適切な執行をした自治体の中に、当然、阿見町も入っているわけだね。これ認めている、追認を出してきたわけだから。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 追認議案として上がってきてる自治体が、不適切な40%のほうに入ります。阿見町もそちらに入ります。60%のほうは追認議案を出していません。それまで適切な処理をしてありますので、議会のほうにかけてありますので。

以上になります。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑は。

6番武井浩君。

○6番（武井浩君） ただいま高野議員から御答弁いただきましたが、全国の町村の数というのは926町村あります。平均人口が約1万1,000人ということなんですね。ですから、予算規模も、かなり阿見町と比べると小さいということでもあります。

地方自治法施行令第121条の2の規定によりますと、町村は700万円を超えると議会の議決が必要ということですが、議会の議決が必要のなかった町村のほうが多いのではないかと思います。その辺のことはお調べになっているのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） そこまでちょっと詳細なところまでは調べておりません。

○議長（野口雅弘君） ほかに。

6番武井浩君。

○6番（武井浩君） そうなると、適正に議会の議決を得ていたのかどうかすら分からないというような状況なのかなと思いますので、ちょっとその辺は疑問に感じました。

以上で終わります。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 今回、この附帯決議を出させていただいた理由というのが、今おっしゃった、出した出さないとかそういう話ではなくて、阿見町としては追認議案として実際に入ってきておりますので、その事故発覚後の対応が、今までの質疑を通して私は不安があり

ましたので、その辺を徹底していただきたく、附帯決議を出させていただきました。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） よろしくをお願いします。

今、追認議案に対する附帯決議は、趣旨と記を読ませていただきましたが、この記のところでちょっとお伺いしたいんですが、1、2、3ありますが、こちら全員協議会で執行部の方が丁寧に説明している内容だと思います。僕はそう認識しているんですが。なのに、この附帯決議、強く要望するというこの決議を出した理由をもう一度お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 先ほども申しましたとおり、確かにいろいろ対応策、説明のほうありました。しかし、まだちょっと不安が残るということで。質疑の中でも、事故後の対応、事務処理のフローなんかもよく御理解されてなかったような感じでしたので、その辺に不安がありましたので、そういったことを徹底していただきたいという思いがありまして、強く要望したいということで、今回、附帯決議を出させていただきました。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） これをもって質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第88号から議案第91号、及び議案第95号から議案第96号までの追認議案に関する附帯決議についての動議は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

16番久保谷実君。

○16番（久保谷実君） 私は、この附帯決議に反対をいたします。

初日12月3日に、議長が委員会付託をすると。みんなが同意して委員会に付託をしたと。その委員会で、さっき委員長報告があったような、出てきたと、質疑の内容がいろいろ。まずそ

こで、委員会をどう考えるのかと。非常に私は委員会は大事なことだと思っています。そういう意味でやはり、その委員会を信じるというんですか。それで、やはりこういうのを出すのはよくないと。

それからもう1点。この中身については、これ教育委員会が一番問題なんですけども、それは教育委員会に十分反省してもらうしかない。しかし、全員協議会で、教育委員会として、これからの改善点として、これみたいなことがいっぱい出てきましたよね。私は、議会としては、教育委員会を信じて、それをやると、やることをやると、必ずやってくれるんだということを思って、わざわざここで附帯決議は出す必要ないと思っていますので、反対いたします。

○議長（野口雅弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 私は、この附帯決議に賛成をする立場で討論をさせていただきます。

ただいま委員会での話が出ておりましたけれども、私は議員の認識というのを非常に危惧しました、今回の委員会審議で。もちろん私は委員長なので、自分で自ら質疑はできないので、それぞれ委員の方々にお任せしましたけれども、しかし、議員の認識というのは、もうちょっとしっかりと議員として、議会の権限とか在り方とか、そういうことをしっかり考えてやっていただきたいと思います。

そもそも行政とか公の執行というのは、これは根拠に基づいてやるわけです。その根拠というのは、議会の議決を得る金額以上のものは議会の議決を得なくちゃいけないんですよ。そのことが漏れたというか、議決を求めなかったのが、これ非常に重要なコンプライアンス違反だと私は思います。

このことについて、議会が附帯決議を出さないというようなことは100%あり得ません。これはもうぜひ、議会は議会として、執行部に対して、こうしたことはいけないと、チェック体制をしっかりとしろと、こういうのはですね……。

執行部は執行部でやればいいと思います。それは当たり前ですよ、内部でやるから。しかし、これ議決を求められなかった議会がどうするんだって話なんですよ。そしたら、これ以外にないですよ、ここに書いてある再発防止策とか、法令遵守の徹底とか、チェック体制の強化、再発防止の策定と実施。これを議会から執行部に求めると。これ全く当たり前の話で、この附帯決議が通らないということであると議会の軽重を問われると私は思います。

したがって、私はこの附帯決議に賛成します。

○議長（野口雅弘君） ほかに討論はありませんか。

6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 私は、この附帯決議に反対の立場から討論をさせていただきます。

地方自治はもとより二代表制であります。私たち議会は政策提案をするとともに、行政の監視をしたり、チェックをしたりする機関であります。

今回の事案については長年にわたって町が気がつかなかったわけではありますが、それにも増して、さらに議会としてもチェック機能が働いてなかったのではなかったのかというふうなことを危惧しております。今後、町に対するチェック機関としての立場を再認識しまして、これまで以上に私自身も自覚を持ってチェックをして議員活動をしてまいりたいと考えております。

そしてまた、先日の全員協議会で町執行部から4項目にわたっての再発防止対策が発表されております。やはり職員を信頼するということもとても大切なことだと思っております。私は職員を信用して、今後二度とこのようなことがないと確信をして、この決議に対して反対をいたします。

○議長（野口雅弘君） ほかに討論はありませんか。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君） 私は、この附帯決議案に賛成の立場から討論いたします。

附帯決議案の意義を考えれば、これ当然のことなんです。阿見町は、実際に今、チェック機能が働いていないというような討論もありましたけど、そもそも消耗品費として上げていないんですよ。それが2,800万円だったって消耗品費だからと言い訳してたわけですよ。そんなことあり得ないんですよ。

この約40%ぐらいの追認議案を出した地方自治体の中には、執行部、中でも特別職、首長、副首長、教育長に対する1か月の減給処分を行っているところもあるわけです。今回、質疑の中では、職員さんに対する懲戒処分はないという話がありましたが、ほかの自治体ではやっているんですよ。それだけ大変、もう重要なことなんです。その重要なことを議会として表明しない。そんなのあり得ないんです。

ですから、今回提案された附帯決議案に対して、私は賛成いたします。

○議長（野口雅弘君） ほかに討論はありませんか。

10番栗田敏昌君。

○10番（栗田敏昌君） 私は、この附帯決議に反対の立場から討論させていただきます。

先ほど具体的な内容をお聞きしましたが、附帯決議を出さずとも、再発防止対策を伺って、そこで僕はもう、執行部はしていただけると確信しております。

そして、全員協議会でも発言しましたが、あくまでこれは個人の見解になってしまいますが、議会のチェック機能としてなされていなかった事実も、議会として、我々議会もチェック機能を果たせていなかったというのも事実であります。我々が取る行動としましては、附帯決議を出すというよりももっと重要なことは、議会としても再発防止のために、やっぱり議会として

研修などを。僕たちも研修して調査研究することが大事だと思っております。

ですので、前向きな議論としましては、執行部が例えば研修のときに、僕たちにも、議会のほうにも、こういう提案を投げかけていただいて、僕たちもその調査研究などに付添いで行かせていただいたり、僕たちが投げかけた提案に対して執行部がこちらに来てもらったりとか、全員でこの対策に取り組まないといけないと思いますので、附帯決議を出さないでもいいのではないかと思います、僕は反対のほうで討論させていただきます。

○議長（野口雅弘君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより起立により採決します。

議案第88号から議案第91号、及び議案第95号から議案第96号までの追認議案に関する附帯決議についての動議に賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口雅弘君） 起立少数であります。よって、議案第88号から議案第91号、及び議案第95号から議案第96号までの追認議案に関する附帯決議についての動議は否決されました。

これで、本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

ここで、12月22日をもって退任されます教育長より発言を求められておりますので、発言を許します。

教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） 貴重なお時間の中、ただいま野口議長より退任の挨拶をする機会をいただきましたこと、衷心より感謝申し上げます。

3年前に議員の皆様から御承認いただきまして、同意をいただきまして、千葉町長から教育長を任命していただきました。この3年間ですけれども、阿見町議会議員の皆様方から頂戴いたしました御指導、御鞭撻について、心より感謝申し上げます。

3年前、私、教育長として就任したわけですが、ちょうどコロナ禍でございまして、学校教育や社会教育、これを、この学びを止めないというようなことで懸命に考えて、教職員それから教育委員会のスタッフと考えて対応してきたというようなことを思い出されます。

私、教育から離れて6年弱のブランクがありましたことや、それから、いわゆるノンキャリア、行政経験が乏しいというか、ほとんどなかったというようなことがございまして、教育課題に対して対応が遅れてしまったというようなことを、今、改めて反省しております。

しかし、私、心がけてきたことが1つございます。それは、私の尊敬する先輩の「教育は4

輪駆動車だ」という言葉、これはずっと心に留めて対応してきました。皆さんも御存じのように、4輪駆動車というのは、4つのホイールがそれぞれ独立して駆動しております。ですから、普通の道はもとより、多少の悪い道でも力強く進んでいくということです。教育をその4輪駆動車に例えたわけですが、じゃあ教育の4輪って何かというと、家庭、学校、地域、そして行政でございます。この4輪がコラボしていくということが非常に教育にとって大切だということです。どこかが抜けたりとか、どこかが突出してしまったりとか、逆に、互いに干渉し合うというか、批判し合ったりしては元も子もなく教育は良好なほうに進んでいかないというように思っておりました。

このことを就任以来ずっと頭の中において、調和の取れた教育行政をしていこうということでやってまいりました。このことについてはできたのではないかなと、私自身、自己評価をしているところでございます。

結びになりますが、阿見町議会及び市制を迎える阿見町のますますの発展、それから議員の皆様方、それから町民の皆様方の御健勝をお祈り申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（野口雅弘君） それではここで、閉会に当たり、議会を代表して、任期満了により退任されます教育長立原秀一君に、一言感謝の言葉を送りたいと存じます。

立原教育長は、令和3年12月から3年間、町の教育行政を担当され、日夜を分かたず誠心誠意努力され、今日の飛躍的な成果、発展を収められました。今後は、健康に十分御留意いただき、町の教育行政の発展のため、御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが感謝の言葉といたします。ありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（野口雅弘君） 議員各位には終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長はじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

これをもちまして、令和6年第4回阿見町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 野 口 雅 弘

署 名 員 細 田 正 幸

署 名 員 笥 田 聡

参 考 資 料

令和 6 年第 4 回定例会 議案付託表

総務常任委員会	議案第79号 議案第82号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 令和 6 年度阿見町一般会計補正予算（第 5 号） 内 総務常任委員会所管事項
民 生 教 育 常 任 委 員 会	議案第80号 議案第82号 議案第83号 議案第84号 議案第85号 議案第88号 議案第89号 議案第90号 議案第91号 議案第95号 議案第96号	阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について 令和 6 年度阿見町一般会計補正予算（第 5 号） 内 民生教育常任委員会所管事項 令和 6 年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） 令和 6 年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） 令和 6 年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） 財産の取得について（追認） 財産の取得について（追認） 財産の取得について（追認） 財産の取得について（追認） 財産の取得について（追認） 財産の取得について（追認）
産 業 建 設 常 任 委 員 会	議案第81号 議案第82号 議案第86号 議案第87号 議案第92号	阿見町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部改正について 令和 6 年度阿見町一般会計補正予算（第 5 号） 内 産業建設常任委員会所管事項 令和 6 年度阿見町水道事業会計補正予算（第 3 号） 令和 6 年度阿見町下水道事業会計補正予算（第 3 号） 土地の処分について

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和 6 年10月～令和 6 年11月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	11月25日	全員協議会室	・ 第4回定例会会期日程等について ・ 請願・陳情等について ・ その他
総 務 常 任 委 員 会	11月19日	福島県いわき市	・ 東日本大震災の災害対応を経験したことによる消防団と常備消防との連携について
民 生 教 育 常 任 委 員 会	10月22日	全員協議会室	・ 義務教育無料化のために学用品や制服、教材費の実態について ・ 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価について ・ その他
	11月7日	全員協議会室	・ 義務教育無料化のために学用品や制服、教材費の実態について ・ その他
	11月20日	全員協議会室	・ 義務教育無料化のために学用品や制服、教材費の実態について ・ その他
産 業 建 設 常 任 委 員 会	10月23日	栃木県芳賀町	・ 芳賀・宇都宮 L R T について
	10月23日	茨城県境町	・ 自動運転バスについて

産 業 建 設 常 任 委 員 会	11月7日	富山県黒部市	・ 運転免許自主返納支援事業におけるタクシー利用券の交付及び公共交通施策について
	11月8日	富山県富山市	・ L R Tその他の公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりについて
広 聴 広 報 特 別 委 員 会	10月2日	全員協議会室	・ 議会報告会について ・ 議員カフェ（素案）及び議会モニター制度について ・ その他
	10月29日	全員協議会室	・ 議会報告会について ・ 議員カフェ（素案）及び議会モニター制度について ・ その他
	11月12日	全員協議会室	・ 議会報告会について ・ 議員カフェ（素案）及び議会モニター制度について ・ その他
	11月26日	全員協議会室	・ 議会報告会の反省について ・ その他
予 算 決 算 特 別 委 員 会	10月15日	全員協議会室	・ 9月定例会での予算決算特別委員会の運営に関する意見について ・ 事務事業調査について ・ その他
	11月5日	全員協議会室	・ 9月定例会での予算決算特別委員会の運営に関する意見について

予 算 決 算 特 別 委 員 会	11月5日	全員協議会室	・事務事業調査について ・その他
議 会 だ よ り 編 集 委 員 会	10月11日	全員協議会室	・議会だより第182号の発行について ・その他
	10月21日	全員協議会室	・議会だより第182号の発行について ・その他
全 員 協 議 会	10月15日	全員協議会室	・市制施行に向けたアンケート調査の実施について ・地域おこし協力隊及び地域活性化起業人制度の導入について ・その他
	11月5日	全員協議会室	・令和7年度3か年実施計画について ・その他
	11月26日	全員協議会室	・阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて ・財産の取得（追認）について ・君原小学校における小規模特認校について ・阿見町自転車用ヘルメット購入補助金について ・二所ノ関部屋連携推進事業について ・市制施行年度について ・（仮称）子育て支援総合センター整備の進捗状況について ・土地の処分について

全 員 協 議 会	11月26日	全員協議会室	・あみ観光協会法人化における組織体制や事務局長募集について ・水道事業の広域化計画について ・鹿島神社のやどり木落雷後の緊急対応の報告および今後の対応について ・予科練平和記念館開館十五周年記念事業について ・その他
-----------	--------	--------	--

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	10月17日	全員協議会 ・令和6年第2回議会定例会提出予定案件について ・その他		吉田憲市 久保谷充
	10月28日	第2回定例会 ・令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計歳入歳出決算について ・令和6年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号） ・令和7年度龍ヶ崎地方衛生組合分賦金割合について	認定 原案可決 原案可決	吉田憲市 久保谷充
	11月21日 ～ 11月22日	龍ヶ崎地方衛生組合行政視察研修 ・広島中央環境衛生組合「広島中央エコパーク」（広島県東広島市） ・東広島市役所		吉田憲市 久保谷充
牛久市・阿見町 斎場組合	10月8日	全員協議会 ・令和6年第2回組合議会定例会の議案説明について ・斎場利用状況報告について		武藤次男 笥田 聡

牛久市・阿見町 斎場組合	10月8日	第2回定例会 ・令和6年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第1号） ・牛久市・阿見町斎場組合査委員の選任について ・令和5年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計歳入歳出決算認定について	原案可決 橋本 英之 認定	武藤次男 笥田 聡
稲敷地方広域市 町村圏事務組合	10月7日	全員協議会 ・いばらき消防指令センターへの加入について ・定例会提出議案及び令和5年度決算の概要について ・その他		武井 浩 栗原宜行
	11月12日	第2回定例会 ・令和5年稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算について ・令和5年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計歳入歳出決算について ・令和6年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号） ・令和7年度稲敷地方広域市町村圏事務組合関係市町村の分賦金割合について	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決	武井 浩 栗原宜行 海野 隆

稲敷地方広域市 町村圏事務組合	11月12日	・ 令和 5 年度稲敷地方広域市町村圏組合一般会計継続費清算報告書について ・ 一般質問	承認	武井 浩 栗原宜行 海野 隆
--------------------	--------	---	----	----------------------

令和6年12月17日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会総務常任委員会
委員長 久保谷 実

常任委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和6年12月9日（月）午前10時00分～午前10時29分
2. 審査委員 久保谷 実
紙井 和美
野口 雅弘
石引 大介
前田 一輝
寛田 聡
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第79号
議案第82号 内 総務常任委員会所管事項
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和6年12月17日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会民生教育常任委員会
委員長 海野 隆

常任委員会審査報告書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和6年12月9日（月）午後2時00分～午後2時45分
2. 審査委員 海野 隆
細田 正幸
佐々木 芳江
武藤 次男
武井 浩
小川 秀和
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第80号
議案第82号 内 民生教育常任委員会所管事項
議案第83号
議案第84号
議案第85号
議案第88号
議案第89号
議案第90号
議案第91号
議案第95号
議案第96号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和6年12月17日

阿見町議会議長 野口 雅弘 様

阿見町議会産業建設常任委員会
委員長 栗原 宜行

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和6年12月10日（火）午前10時00分～午前10時25分
2. 審査委員 栗原 宜行
高野 好央
吉田 憲市
久保谷 充
栗田 敏昌
落合 剛
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第81号
議案第82号 内 産業建設常任委員会所管事項
議案第86号
議案第87号
議案第92号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り